

(R. Finken)の哲學を基礎とする人格教育學の唱道者である。著書として「精神的教育學」がある。

● 教育の目的 オイケンに従へば、精神の根柢は、知力よりも寧ろ倫理的意志・宗教的情操・審美的想像力等の超經驗的理想への憧憬に存する。かくの如き精神を以て、經驗的自然を支配するのが精神生活であり、この精神生活の擔當者が即ち人格である。ブツデはこの思想を受けて、先づ(一)、教育の第一目的は個々の人をして人格にまで準備させること、(二)、第二目的は社會的生活に切要な見識及び意志の養成、(三)、第三目的は自然科学的知識・技能の陶冶並びに生理衛生の法則を授與することにあるとした。勿論第一目的は主要目的であつて他は從屬の位置にある。

● 特に高調した方面

- (一) ドイツ語教授によつて國民精神を涵養しようと努め、
- (二) 特に兒童の自己活動を奨め、
- (三) 訓練は教師の人格への信頼を基調として行はれ、
- (四) 兒童の素質に適應する個性教育を行はうと勉めた。

● 批判 ブツデの人格的教育學は、(一)、自然の精神化であり、(二)、經驗主義の理想主義化であり、(三)、個的自我を普遍我にまで深化したもので、(四)、就中獨逸精神を高調し、(五)、歴史を尊ぶ等の點は巨人フイヒテの國家主義的面目を彷彿たらしめるものがある。
(問題) 人格教育學に屬する諸説をあげて之を批判せよ。(昭和三・豫)

第四節 精神科學的教育思潮

第一 精神科學的教育思潮の特質

● 哲學的教育思潮の再吟味 哲學的教育思潮に於いて、同じく新カント派に屬しながら、バーデン派の立場が歴史的社會の文化内容を尊重して、マールブルヒ派の形式主義を補充したこと、人格的教育學が、自然と精神、經驗と理想の全一渾融を基調とすることは既に之を見た。この二説は或程度まで、自然科学的思潮と哲學的思潮とを溶合したものと見ることが出来る。唯その根柢思想がカント・シュリング・オイケンの哲學にあるからして、未だ充分に

科學的といふことが出来ぬ。

② 精神科學派 歴史的社會文化内容を研究對象とする精神科學の根據と方法とを吟味し、又かかる文化内容の創造及び理會の主體たる人間精神を、新な精神科學的心理學によつて研究したことが、實に現代の精神科學派の業績である。茲に始めて人間生活の特質ある全體が科學的に把握され、文化と教育との交渉關聯が當面の主題として提出され、かくて教育の本質・目的・内容・方法が、内面的整合を以て導出されるのである。(乙竹氏。)

第二 デイルタイ (1833—1912)

① 地位 シュライエルマツヘルの思想を繼承擴充して、一種特色ある教育説を構成し、數多の門流に傳へて、文化教育學の源泉となつたのは、實にウィルヘルム・デイルタイ (W. Dilthey) である。

② デイルタイ學派の特色 デイルタイの特色とする所は、深い歴史的理解により、過去の人物を捕へ來つて、時代の背景の裏に配置し、文化なる人生連鎖に編入しようとした點にある。そして哲學上の世界觀の如きも歴史上、文化的條件が自然的條件に依存するもので唯

一絶對の世界觀は存しないと斷じた。

③ 精神學派の根柢としての心理學 デイルタイは、因果關係中心の自然科学に對して、理會作用中心の精神科學を建設しようとし、その基礎を心理學に求めた。しかも其心理學は從來の心理學に異り、體驗を中心として、體驗を如實に記述し分析する構造心理學でなければならぬとした。かうした心理學は、生活關聯—精神の目的論的關聯を發見すべきもので、其は個人の有する個々の精神的體驗でなくして、類型的人の内的生活の關聯でなければならぬと考へた。

④ 社會 價值創造・目的實現は精神生活の構造に基づく人の内面的要求で、その實現するところに生活々動が存するが、それは縦に歴史的、横に社會的に關聯する多數人の結合に依つて始めて可能である。故に吾等は、時代と個人とを超越した目的を捕捉することが出来る。この様な持續的目的が、個人の精神生活を結束して、一の目的關聯をなす時、之を文化體系といひ、この様な目的を原因として、人々の意志を結合した組織を社會の外的組織といふのである。

⑤ 理會と體驗 各個人の主觀的精神生活は客觀的に社會に投射されて出來た歴史的文化は、次代の人の精神生活に傳達され擴充されて永遠に傳はつて行く。この際の主客交渉の狀態を理會といふ。詳言すると理會とは、客觀的文化財や他人の精神を、知・情・意の全一的關聯もて、主觀の體驗にまで持來すことである。だから理會は體驗を待つてのみ可能であり、體驗は理會によつて益々豊富となる。

第三 シュプランガー (1882—)

① 地位 シュプランガー(Spranger)は、デイルタイの思想を傳承し、之を教育・心理の境にまで發展させた文化教育學者中の大立物である。

● 精神の概念

(一) 客觀的精神 客觀的精神とは、科學・藝術・宗教・法律・經濟等の文化を指す。文化は元來一主觀の體驗を客觀的に投射したものであるが、いつの間にか主觀から離れて歴史的に存在して行き、それ等の相互關聯が一大文化關聯として精神科學の對象となる。

(二) 主觀的精神 如上の客觀的精神(文化)を理會し構成する個人的精神を主觀的精神といふ。この精神は在來の客觀文化を理會するに止まらず、自らの主觀を再び外界に投射して文化を構成しようとするものである。氏は更にこの主觀的精神が、文化を理會・構成して行く態度によつて左の六種の生活型式を想定し、各自の主觀精神は、その一の型式を主座として活動するものとし、個性の本質をここに求めた。

六種 of 精神型式。

- 1、理論的生活型式
- 2、社會的生活型式
- 3、審美的生活型式
- 4、宗教的生活型式
- 5、政治的生活型式
- 6、經濟的生活型式

(三) 規範的精神 客觀的精神・主觀的精神の二者の對立を統一し、支配する所の精神で

ある。主観的精神は客観的投射によつて文化を生み、其は理會作用によつて次の主観精神の内容となるといふ關係交渉を反覆しながら、規範的精神に導かれて向上するのである。

③ 教育の本質 抑々文化生活には、(一)文化創造と、(二)文化蕃殖との兩方面が存する。しかして教育の本質は、客観的精神を、子弟の主観精神の體驗に訴へて、文化蕃殖をなさしめるところにある。之を教師の立場から別言すれば、「教育とは一の與へんとする愛情(施與的愛)によつて、子弟の價値感受性と價値形成能力とを、内部から發展させようとする意的關心である」と云へる。

但し、この場合と雖も、文化生活の他の一面を忘却することなく、子弟の精神に文化蕃殖をなさしめた結果は、前述の規範精神を喚起して、多方的な精神活動を主観的に止めず、更に客観的に投射する所の文化創造にまで高めようとする事は、固より教育の使命と云はねばならぬ。

④ 陶冶の階段 第一、基礎的陶冶 基礎的根本的な教材を以て、子弟の基本的精神能力を陶冶する。

第二、専門的・職業的陶冶 特定の價値方向(生活型式)に關する陶冶を主とし、明確な個性と職業への性能とを啓培する。

第三、一般的陶冶 第二段階の陶冶を経た後、更に廣く各種文化財に接觸し之を理會して圓滿豊富な精神構造を養ふ。

⑤ 理會の過程 第一段、個々の材料の觀察及び蒐集—傳説・文獻・作品・行爲・事件等、第二段、其等の材料から一種の藝術的想像力を以て、過去の人物・文化の直觀的全體像を想定する。

第三段、この全體像から、先に蒐集した諸種の材料を意義ある關聯に結合して見る。

第四段、若し意義ある結合をなさざる時は第二段で想定した全體像を改造し、再び個々の材料の意義を検してみる。

かくの如く、全體像と個々の材料との關係を、幾度も検討して、次第に適確充實せる意義結合に持來して、次第に理會の深度と確度とを増して行くのである。

⑥ 要約 要するにシュプランガーは、(一)、人間精神生活の考察から文化と教育との關

聯を把握し、(二)、其を基礎として陶冶の問題を系統的に論究し、(三)、文化教育學に始めて體系の整備と内容の充實とを與へたといふべきである。

第四 リット (1880—)

① 地位 リット(Litt)はドイツ以後、その學派の問題とした研究対象と方法とを繼承しつゝ、一面之を現象學的及び辨證法的見地から基礎づけようと努めてゐる學者である。

② 教育說 教育學は教育的事實を對象とする。しかして教育事實は主體と客體、即ち師弟の對立、結合からなる。この結合は(一)、形式的共通性として師弟の精神構造の一致を豫想し、(二)、内容的共通性として師弟が特定の文化環境及び傳統の中に共在する事を前提とする。そして精神界全體の進行、社會の文化的運営は一面に於いて陶冶材料となり、他面に於いて教育の主體となる。故に、かゝる社會文化と子弟の主觀的精神との不可分の統一に教育の本質的領域が有する。別に云へば個人(主觀的精神)と文化(社會的)との辨證法的統一に教育の本質があるとも云へる。

かくの如く主觀・客觀の何れにも偏せず、むしろ兩者の發展統一の裡に教育の本質を見出さうとするリットの思想は、精神科學派の一般傾向が、動もすると、主觀を偏重しすぎる弊に陥り易い點に對して、重要な警告を與へるものである。

(問題) 文化教育學說の要點をあげその教育の實際に及ぼす影響を述べよ。(昭和三・本)

第五節 教育方法論上の諸問題

第一 方法論上の新傾向

① 第四節までに概説した諸家の學說は、各々立場を異にし、一樣に論ずることを得ないが、大體に於いて、主意主義を採つて、從來の主義を排してゐる點に就いては一致してゐる。従つて方法論に於いても、十九世紀を支配してゐたヘルバルト派の主知説を一蹴して、生徒の自發活動を重んじ、又ヘルバルト派の機械主義的な教授法に反對して自由な要素を加へ、方法よりも人格といふ考方が擡頭して來た。是がベスタロツチ及びフレーベルが、ヘルバル

トに比し、より近代的であると云はれる所以であらう。

第二 自律教育の主張と方案

① エレン・ケイ(1849—1926)の自由教育

「二十世紀は兒童の世紀である。」との標語の下に、「兒童の世紀」なる名著を提げて、現世紀の初頭に獅子吼したのは、瑞典の女史エレン・ケイ(Ellen-Key)その人である。

女史はルソーの自由主義・個人主義的教育思想を背景に、ガルトンの優生學的見地に立ち正しい教育は先づ男女の結婚にまで溯らねばならぬと叫んで、兒童はその父母を選択する權利を有すると唱へ、家庭・學校に於ける兒童の自由・權利の回收を必要とした。教育實際については、(一)、一切の他律的訓練・注入教授を排し(二)、理想的學校を想定して、イ、明るく温い施設、ロ、自由な楽しい學習、ハ、情操の陶冶を重んじ、ニ、創作的手藝を主とする學校を主張した。女史の主張は全くルソーの現代的復活であるから、一に新ルソー主義とも云はれる。

② モンテツツリー(1870)の自働教育

伊太利のマリア・モンテツツリー(M. Montessori)女史は、個人的自由を力説し、自己活動力を尊重し、干涉強制を排斥する等の諸點で、エレン・ケイ女史と頗る酷似してゐる。女史の教育方法は、遠くフレibelを師承し、低能兒教育法の實驗から思立つて工夫したのであつて、女史の所謂自働教育である。モンテツツリー法の主眼點は次の五點である。

- 一、自由の原則を旨とする。
- 二、學習の實際生活化。
- 三、筋肉練習。
- 四、感覺練習。
- 五、沈黙遊戯。

女史は之等の作業を實行する一助として、フレibelの恩物に模したモンテツツリー遊具を案出して、「兒童の家」と稱する女史の學校で、此種の教育法を行つた。その女史の主張は幼稚園及び小學校低學年の學習法の根本方針に觸れた點が少くない。

③ プロジェクト・メソッド (Project-Method)

米國で考案され、流行した、實際教育上の一方法である。プロジェクトは計畫又は構案の義を有つ語で、即ち教材を一つの計畫・問題の形で兒童に直面させ、工夫構案によつて、之が解決に努力させる方法をいふ。プロジェクト・メソッドは一二特定の學者の唱道によるものではなくて、實に米國教育思想界を横流するプラグマチズムと行動主義との齎した必然の歸結である。スネツデン・ランダル・キルパトリック・ウッドハル・ストックトン等の學者思想家が、盛にその具體化と理論的基礎づけとをなさうと努めてゐる。

(問題) プロジェクト・メソッド (Project method) の意義及論據を示して之を批評せよ。(大正十一・本)

④ ドルトン・プラン

米國の女派教育家ヘレン・パーカスト (H. Parkhurst) 女史の創案にかゝるもので、(マサチューセツツ州のドルトン町で實施したためにドルトン案といふ) 學校を簡單に且經濟的に建直して、教室を兒童自ら實驗者たる實驗室とし、社會生活がそのまゝ教室に於いて學習として行はれる場所たらしめようといふのである。詰り、ドルトン・プラン (Dalton-plan) には

次の二條件・二原理がある。即ち二條件とは、

(一) 學習は教授によつて行はるべきものでなく、兒童自らが實驗し攻究することによつて成立つこと。(二) 學校生活と社會生活とを一致させようとすることであり、

二原理とは、(一) 自由であり、(二) 共働である。

(問題) ドルトン・プラン (Dalton-plan) を説明し且之を批評せよ。(大正十四・本)

⑤ ウィンネットカ組織 (Winnetka-System)

米國ミシガン湖畔の一都市ウィンネットカで、同地の督學カルトン・ワツシュバーン (W. A. Shurme) の考案した學級組織の一新案である。その特色としては、子弟の個性發展と社會的共同訓練との兩見地を併用し、集團教授を本位としながら、その一員としての兒童の創造的練習をさせようとするものである。

第三 公民教育・自治訓練

① ケルシエンシュタイナー 國民的見地の重視・公民的自治の必要から公民科教授は、

十九世紀末から瑞西・伊太利・白耳義等で行はれたが、現世紀に入るや、ドイツのケルシエンシュタイナー(Kerschensteiner)の公民教育は、教育學的論據を有つ主張として、少からざる影響を一般教育界に與へた。氏は、公民教育の性質を規定して次の五點とした。

第一、公民教育は、政黨・政派に關係のない一般教育の問題である。

第二、公民教育即公民教授ではない。公民教授は知識の問題であるが、公民教育は子弟が實際に於いて公民精神を體し、公民としての品性を養成する。

第三、公民教育は、經濟的・技術的教育のみでなく、更に道德教育を重視する。

第四、公民教育は、法政陶冶といふよりは、國民としての根本素養の陶冶を志す國民教育といふべきである。従つて職業陶冶も當然の中に入る。

第五、公民教育は、社會教育ではない。

更に公民教育が教育の目的に對する關係は、公民教育を除外して一般陶冶はあり得ないと氏の持論によつて、公民教育の目的は即ち教育の目的なりとして曰く、「教育の目的は、國家並に時代の要求に適合する有爲有能の國民を造るにある。」と。

◎ 實際問題

イ、學校都市の組織 米國の一商賈ウイルソン(W. Wilson)の創始にかゝる。その動機は、公民が實際生活上責任感乏しく、自治の精神の不足なるを慨し、之を教育の方法によつて救はうとしたのである。ギルは學校を一の自治團體と見做し、各學級も一々自治都市と考へ、子弟をしてその行事・經營に直接當らせ、他日の公民生活の素地を十分に作らうといふのである。氏がニューヨーク市の一學校で之を實施し、立派な成績を収めてから、次第に他にも普及した。

ロ、瑞西の村落自治體 これは小學校を村落自治體の如く組織したもので、村長・助役・收入役・書記・村會議員等を兒童が選舉し、村會その他の委員會を定期に開いて、教師立會の上で、規律・計畫・行事等を決議し、實行するのである。

ハ、學童相互の組織 佛國に於いて寄宿舎をもつた補助學校で行はれたものであつて、全校兒童は互に同胞であり、互に困難を助合ひ、疾病を看護し、學校園及び兒童工場に於ける作業を援助する等、凡ての方面を實演的に共同・自治・連帶責任を體驗させ、併せて彼等の健

康を増進しようとするのである。

第四 勤勞教育及び職業指導

●ケルシエンシュタイナー

勤勞教育(勞作教育)の第一人者は、何といつても、シュプランガーによつて「現代のベスタロッチ」と賞揚された、ミュヘン市視學ケルシエンシュタイナーであらう。氏の教育の目的は既に之を見た。(公民教育参照)然してかゝる目的は、職業陶冶を通してのみ實現される。そして職業職業陶冶は勤勞作業に依るを第一義として、手工・農園作業を課し、正當な勤勞を喜び楽しむの風を教養せねばならぬ。しかして、職業は單に自己の利益の爲に行はれてはならないので、進んで他人を利し、終に人類社會の進歩の爲に役立つを期する。その爲には作業團體を作り、生徒・教師一體となつて相互扶助組織の中に勤勞し、忠實・勤勉・忍耐・克己等の諸徳を養はなければならぬ。

●ガウティツヒ(1860—1923)

同じくドイツのガウティツヒ(H. Gaudy)は、勤勞教育を一步進めて精神的に解し、勤勞の原理と體驗の原理とを併唱して、勤勞學校をして體驗學校たらしめようとした。而して教育の目的を人格の陶冶におき、頗る生活を重視し、學校は文化的共同社會的團體であると斷じ、此處に於いて始めて自由な精神作業が行はれるものと主張し、自己活動を以て、教授の原理とした。其他勤勞教育説の主要なる代表者としては、ドイツのシェーラー・ガンスベルグ、米國のデューイ等を擧げることが出来る。現代の教育者にして立論の體系こそ相違すれ、終局に於いて勤勞を唱道しないものは殆どなく、「生活學校」・「生産學校」・「作爲學校」等の標榜は、何れもこの傾向を物語るものである。

●職業指導の問題

一、職業指導の意義 職業指導とは、ヴォケーショナルガイダンス(Vocational-guidance)の譯語で、職業を選択し、その職業の準備をなし、就職後はその向上進歩に努めるやうに各方面から助力する事の謂である。

二、最近に於ける職業指導の問題 勤勞教育説は陶冶の中心として勤勞を第一義とするが之が更に職業的要求と結合する所に、職業指導の問題が提起される。特定の職業に對する特定の性能の調査は、既に數十年前から行はれてゐたが、最近に於いては、個性の自覺と國民經濟の合理化の要求とによつて、凡ゆる職業に對する適材の選定とその養成とに向つて起つて來た。

「職業の選擇」を書いた米國のフランク・P・パースンス(F. Parsons)は、職業指導運動の先覺者として、失業者又は求職者の性能・技術・讀書力等を調査し、共に適する業務を見出させることに畢生の努力を捧げ、有名なボストン職業局は、實に氏の鼓吹激勵によつて、一九〇八年に起つたものである。斯る運動は、歐洲に於いても、一九〇七年頃から盛になり、英・獨・白・和・西・瑞西等に職業指導所の設立を見るに至つた。以上は學校外のものであるが、かゝる運動の根本觀念たる適性適所の問題・職業的訓練と人格修養との交渉は、漸く教育問題へと轉回して、現代教育思潮の重要な一傾向をなすに至つたことは既に之を見た。之が教育の實際に表れては、小學校の上級に於ける教科目の職業化・學習による職業の理解・選擇の助

成となり、中等學校も亦同様の方針を採るものが次第に多くなつた。

(附題) 普通教育に於ける職業指導の價值を論じ、その適切なる方法を述べよ。(大正十一・本)

第六節 歐米教育制度

第一 ドイツ

① ドイツ學制の發達 普通教育の發達及びフレデリキ大王の功績については、前に之を述べたが、降つてフレデリキ・ウィルヘルム二世は、一七九四年「普通國法」を制定して、凡ての教育事業を國家の監督の下に置き、同三世はナポレオンに蹂躪された國力を教育の力に依つて恢復すべく、留學生を瑞西に遣してペスタロツチの新教育法を將來し、大に普通教育を振興した。爾來その進捗目ざましいものがあつたが、世界大戰によつて國力極度に疲弊した。けれども一九一九年新憲法を制定し、その第四章に「教化及び學校」といふ一章を設けて全國の教育を規定した。

● **初等教育** 新憲法によれば、兒童は滿六歳で國民學校(小學校)に入り、八箇年の義務教育を受ける。この義務を怠るものは罰金又は禁錮の刑に處せられるのである。戦前には國民學校へは貧民の子弟のみが入り、他は初めから中學附設の豫科に學び、貧富により學校を異にしたが、之に反對する統一學校運動が起つて、戦後之を廢し、上級學校へ進むものも、四年間は必ず國民學校に、共同教育を受けねばならぬこととなつた。故にこの四年間を特に**基礎學校**と命名する。學科は宗教・國語・直觀科・歴史・算術・幾何・理科・地理・圖畫・書方・唱歌・體操・裁縫(女だけ)とし修身科を置かぬ。又第一學年では合科教授を施し、劣等生の爲には補助學級又は補助學校も置かれてある。國民學校八箇年の卒業者は、更に滿十八歳まで補習學校に入ること強制される。補習教育の任務は、道德的・公民的教育及び職業的陶冶をなすことにある。

● **中等教育** 中學校はその主要學科目(特に語學)修業年限等によつて文科中學校・實科中學校・高等實科中學校・改良中學校に分れる。國民學校四箇年修了者を收容し、修業年限は六年乃至九年である。九年制のものは我が七年制高等學校に當る。又ドイツ文化に重きを

おくドイツ高等學校(修業九箇年)も大戰後新設された。

● **大學** 中等學校の卒業生は、大學又は高等專門學校に入る。大學は神學・醫學・法學・哲學(我國の文・理科に當る。)の四部とし、自由聽講の制を採り、一定期間(最少限三箇年)在學せるものは、ドクトルの試験を受けることが出来る。現今二十三の大學を有し、ベルリン大學を最大とし、ミュンヘン・ライプチヒ・ポンの諸大學が之に次ぐ。民衆教化の爲の國民高等學校も亦各地に設けられつゝある。

● **女子教育** 國民學校・補習學校は、男女共學である。高等女學校の修業年限は六箇年で、その上に高等科と大學豫備科とを置く。

● **教員養成機關** 小學校教員は、從來師範學校で行はれたが、一九一九年の憲法に於いては、教員養成も亦高等教育一般に通ずる原則に依り、ドイツ全體を統一的に規定すべきことを命じてゐる。これによれば、小學校教員としての一般的教養は高等學校に於いて、教職に必要な専門的修養は、教育専門學校に於いて與へられることになり、後者の修業年限は二箇年を越えることを得ない規定である。中等教員・高等教員は大學を卒へた者の中から檢定

によつて任命される。

第二 フランス

●教育發達の狀況 佛國の國民教育は、十八世紀後半に於けるエスイタ派の排斥に始まる。ラロシヤロテイ(La-Chalotais, 1701—1785)は一七六三年、始めて教育は政府の事業たるべきを論じて、宗教々育を排斥したが、偶々佛國大革命起り、自由・平等の強調から國民教育の必要は革命家によつて高調された。ナポレオン一世位に即き、フランス大學を創設(一八〇六年)して、全國教育の統轄を企てたが、小學校は依然宗教團體の手にあり、其教育は英國移入の相互教授法によつて行はれた。一八三三年ルイ・フィリポは、時の文相ギゾー(F. P. G. Guizot, 1787—1874)に小學校令を發布せしめて教育を國家の事業とした。一八七〇年、ドイツに敗れて益々教育の切要を感じ、一八八一年無月謝制、一八八二年義務教育制度を布き、同八六年、愈々教權を僧侶の手より回收して、(一)強制、(二)無月謝、(三)宗教に獨立なるの三綱領を規定し、更に一九〇四年の法令によつて、普通教育を行ふ宗教學校を悉く閉鎖した。

●學制 佛國學制の特色は、畫一主義によつて、幼稚園から大學に至るまで、整然と秩序が立つてゐる所にある。文部大臣は全國の學事を總攬し、同時にパリ大學區の總長でもある。その下に高等教育會議があつて之を輔佐する。全國を十七大學區に分け、各大學區に一大學あり、大學總長は區内の中等教育及び初等教育を監理する。文部省に視學官、各縣、各區にも亦視學官があつて視學制度はよく整つてゐる。

●初等教育 一八八六年の法令によつて初等教育は、(一)母親學校、(二)幼稚科、(三)尋常小學校、(四)高等小學校及び之と同程度であつて、尋常小學校に附設される(五)補習科及び(六)徒弟學校に於いて與へられる。

母親學校は、幼稚園に相當するもので、二歳から六歳までの幼兒を保育する。幼稚科は、母親學校又は小學校に附設され、四歳から七歳までの兒童に、母親學校より稍進んだ教育を施す。尋常小學校は、六歳—十三歳の兒童に義務教育を施す所で、七箇年の修業年限を豫備級・下級・中級・上級の四段階に分ける。その教科目は公民科を授けること、日曜の外木曜を自由出缺日として校外で宗教々育を受けさせることが特色である。

高等小學校は、尋常小學校を卒へた者に對して、實際社會に出て活動するに必須なる知識、技能を授けるのが目的である。修業年限は三箇年で、男子は、(一)一般科、(二)農業科、(三)工業科、(四)商業科の四分科、女子は、(一)一般科、(二)商業科、(三)家政科の三分科に分れる。

補習科は、尋常小學校に附設され、高等小學校を設置し得ない地方に設けられる。目的は高等小學校と異るところがないが、學科課程・年限についての規定がないので土地の事情によつて之を決定する。

④ 中等教育 中等學校は國立のをリセー(Lycee)、公立のをコラーヂ(College)と呼ぶ。修業年限は七箇年、初等教育に接続するが、その下に四箇年の豫科を設けて七歳から入學を許してゐる。課程は第一部・第二部に分れ、第一部では古典的教育、第二部では近代的教育を授ける。女子中等學校は一九二八年の法令によつて、修業年限が、男子同様七箇年に延長された。その學科課程は、矢張り第一部・第二部に分れ、前者は其丈で教育を終る者、後者は大學へ進むものの爲に設けられた課程である。

⑤ 大學 大學には、十七の國立大學の外、舊教徒の建てた私立大學があり、法・醫・文・理の四學部から成り、女子の入學を許してゐる。パリ大學は其の名最も高く、學生の數も世界の大學の首位を占めてゐる。

⑥ 教育養成機關 各縣に男女各一校の初等師範學校を設けて、小學校教員を養成する。修業年限は三箇年を本體とし、二箇年の場合も之を認める。高等小學校・師範學校の教員を養成する爲に、初等教育高等師範學校が男女各一校、中等學校教員養成の爲に高等師範學校がある。

第三 イギリス

① 教育發達の狀況 イギリスは、始め、畫一教育を企てず、一切之を個人或は宗教團體に委せてあつた。即ちロバート・レックス(R. Raikes)は、一七八〇年、日曜學校を起して、主として宗教及び簡易な讀書教授を行ひ、次いでアンドルー・ベル(A. Bell)・ジョセフ・ランカスター(J. Lancaster)の二人、時を同じうして現れ、年長者を助手とする相互教授法

を創め、普通教育の振興を圖つた。十九世紀に至り、「英國及外國學校協會」「國民協會」の二協會は、ベル・ランカスターの趣旨に基づき、大に學校を起し、普通教育の普及を圖つた。是に於いて一八三三年以來、政府は兩協會に補助金を與へ、後、中央政府に教育局を設けて、教育事務を掌らしめた。一八七〇年、小學校令を出して就學強制の法を定め、始めて公立小學校を認めたと。一九〇二年、更に新教育令を發布して、初等教育・中等教育の統一を企て、一九一八年の法令は一層之を確實にした。

② 學制 文部省は全國の學事を統轄し、省内に教育評議委員及び視學官がある。地方は學區毎に學校事務局を置き、その委員の學區内の公選に依る。

③ 初等教育 小學校は、個人又は宗教團體の手に依つて、自由に發達して來た關係上、フランスのやうに畫一的ではない。従つて私立が多く公立が少い。修業年限は、原則として七箇年であるが、八箇年に延長することも出来る。教科目は、國語・算術・書方・圖畫・觀察科及び自然研究・地理・歴史・唱歌・衛生體操・家事(女兒)を必修科目とする。修身及び宗教科を特定しないのが特色である。別に三歳―五・六歳の幼兒のための幼兒學校、三箇年程度の

高等小學校、約十一歳から四箇年乃至五箇年の教育を施す中央學校がある。

就學義務は、五歳から十四歳までであるが、地方學校事務局は、之を十五歳まで延長することが出来る。

④ 補習教育 小學校卒業後、上級學校へ入學しないものは十八歳迄補習教育を受ける。

その中十六歳までは強制である。凡て無月謝。

⑤ 中等教育 中等學校は私立が多く、自由な歴史的發達をしたため、教科目・修業年限等一定せず、随つて今日でもいろいろの型がある。(一) 公衆學校 多くは寄宿舎制で富裕階級の子弟を收容して、傳統的・古典的教育を力説するのを特色とする。イートン・ハーロー・ラグビー等はこの種の學校の代表的のものである。(二) 文法學校 半寄宿、半通學學校で、公衆學校に比して、多く地方的特色をもつてゐるが、一般にやはり傳統的・古典的である。(三) 公立中等學校 一九〇二年の教育令によつて新しく設置されたものである。成立が比較的新しいにも不拘、成績が良好なので、將來最も望ましい學校である。

⑥ 教員養成機關 教員養成の方法は從來種々あつたけれども、一九〇五年、「教生組織」

を創め、現今は多く之に依つてゐる。其法は、中等學校在學生から教員志望者を募り、一定の學資を與へ、十七歳になると、教生として二年間毎週八時間以内、教師としての實地練習をなさしめ、後師範學校に入學させ、二年乃至四年の課程を了へて後、一定の試験に合格すれば、始めて教師としての免許状を受領して正教員に採用される。

第四 アメリカ合衆國

● 教育發達の狀況 最初合衆國に移住した歐洲人は、何れも宗教改革及び文藝復興の影響をうけ、學術に對する趣味が深かつたから、學校設立等も亦夙く、マサチューセツツ州の如きは、一六四二年に已に強制教育令を布き、無月謝小學校を設けた程であつた。これ等の氣運は戰亂の爲一時消熄したが、第十九世紀に入ると共に再び隆盛に赴いた。この發達に與つて功績のあつたのは、ホレーヌマンとヘンリーバーナードである。

● ヘンリーバーナード 實際教育家としてホレーヌマンに次いで有名なのはヘンリーバーナード(H. Barnard, 1811—1900)である。氏は合衆國中央政府に於ける最初の學監(教育總監ともい

ふべき職)となつた人で、コンネクチカツト州に生れ、エールコレヂに入り十九歳卒業、法律を學びて辯護士となつた。彼は教育に興味を持ち、州會議員たりし時、州に教育部を置くべきことを建議し、其が通過すると、推されて教育部書記官となつた。教育史の研究に興味を持ち、一八五五年、アメリカンジャーナルオブエデュケーションといふ教育雜誌を發刊し一八九三年まで繼續した。バーナードはウイコンシン大學總長、セントジョンズコレヂ總長に歴任し、一八六七年、中央政府に教育局が設けられるやその學監に拔擢された。

● 學制 自由を尊ぶ米國は、教育に於いても之を各州の自治に一任し、各州に設置せる教育事務局が専ら其州の教育事務を司り、全國統一の制度はない。中央政府の教育局は學事に關する諸般の調査報告をなすに止り、教育上の指揮・監督に當るものではない。随つて、修業年限の長短、教科目、就學期等は州によつて異同がある。

● 初等教育 小學校は強制教育で、従來は大體八箇年の修業年限であつたが、近時中等學校に連絡するために、小學校を六箇年、初等中學を三箇年、高等中學を三箇年とする所謂六三三案が各州に弘く行はれるやうになつた。兒童は貴賤貧富の區別なく、全部同一小學校に就學する。宗教科は家庭に一任し、修身科を置かずに公民科を授けるのが普通である。小

學校に附帶して職業的陶冶を施すもの多く、その教育は著しく實利的・自治的の傾向を有してゐる。教師の大多數は女子である。

⑤ 中等教育 従來の中學校(ハイスクールと呼ぶ)は、八箇年の小學修了者を收容して修業年限四箇年であつたが、前述の六三三案實施の結果、各三箇年宛の初等中學校・高等中學校が一般に普及して來た。大體は無試験で入學させ(學校數が多いため)、且無月謝で教育するのが原則である。教科目は一定されてゐず、隨意科目・選擇科目を多くして生徒の自由に任せてある。凡て男女共學である。

補習教育は多くの州で義務教育となつてゐる。殊に一九一七年以來 國家は多額の補助金を下附し、補助を受けた州や市・町・村は亦同額以上の金を支出して奨励につとめてゐる。

⑥ 高等教育 高等教育にはコレヂ(College)と大學とがある。この二種の區別は明確でないが、後者は前者より程度が高い。修業年限は大抵四箇年である。コレヂの上に大學院があつて専門教育をやる。大學として、特に名聞を博したのは私立では、ハーバート・エール・コロンビア・シカゴ、州立ではカリフォルニア・ミシガンの諸大學である。

⑦ 女子教育 米國では女子の爲に學校を特設するものが少く、小學校から大學まで、全部男女共學である。従つて女子の高等教育を受ける者が甚だ多く、コレヂ以上に於いても、在學生の約四分の一以上は女子である。

⑧ 教員養成機關 教員養成の爲には、師範學校と大學の教育部とがある。師範學校は、中學卒業生を收容して修業年限二箇年のものが多かつたが、近時、多くの州では之を四箇年程度に延長し、コレヂとするものが増加して來た。生徒は男子よりも女子の方が遙に多い。

(問題) 近世における教員養成機關の發達の狀況を略述せよ。(昭和四・豫)

第二編 日本教育史(併説東洋教育史)

第一章 古代の教育

第一節 我が國古代の思想と教育

●天祖の神勅 天照大神が皇孫瓊杵尊を此國に降し給はうとした時、下し賜うた豊葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當與天壤無窮者矣。(日本書紀)

の神勅は、實に我が世界無比の國體の根本をお示しになつたもので、吾等はこの神勅の中から次の四箇條の重大要素を拜察することが出来る。即ち

一、國土の豊沃讚美

二、血統主義の主張

三、仁政主義の方針

四、天壤無窮の豫定

が是である。爾來三千年に亘る我が國運の發展、金匱無缺の國體の完成は、已にこの神勅に豫言せられたもので、吾等は、茲に絶大なる建國の精神を仰ぐと共に、永久不變なる教育理想の淵源をも同時に感得するものである。

●國民性 この神勅の精神を充實發展せしめた内部的條件は、即ち國民性である。就中

特色あるものを左に列挙すれば

一、潔白・快活性

二、淡泊・現實性

三、節度・有禮性

四、同化・進取性

となる。(一)敬神崇祖、(二)忠孝、(三)武勇、(四)愛名心等の實踐道德上の美點は、何れ

も如上の根本性の合成に根ざすものである。

③ 古代の教育 古代には文字無く、又學校等の特別な施設は無かつたが、自然的・無意的に行はれた實際教育は固より存在してゐた。即ち家族的習慣・社會的風習・國民性・國家の統治組織等によつて、兒童は自ら知能を磨き、情意を練り、身體を鍛へたのである。之を具案的に教育内容として示すなら、(一)敬神・忠孝其の他の國民的特質の訓育、(二)武藝・農耕・狩獵及び各部族の家職に關する技能の教育、(三)和歌・音樂等による美育等を擧げ得る。

第二節 儒教の傳來

① 儒教の傳來 應神天皇の即位十五年、(紀元九四五年)百濟の王子阿直岐が來朝し、翌年更に博士王仁が來朝して論語十卷・千字文一卷を獻じ、皇子菟道稚郎子は、此の二人に就いて學ばせられた。これ實に儒教傳來の最初にして、また文字による教育の濫觴である。

〔孔子の教育〕

① 小傳 孔子は堯・舜以來、禹・湯・文・武・周公の思想・教義を集大成し、之を祖述し憲章して、儒教

に體系を附與した偉聖である。支那の戰國時代に生れ、生知安行の資を具へ、救世濟民の志深く多くの門弟を教育して政治・道德の要綱を説いた。その面目は「論語」二卷によつて之を知ることが出来る。

1、仁

一、孔子の最高至りの原理は、仁の一字である。仁は、遠近内外充實通徹至らざるなき慈愛の徳で、更に、(一)己の欲せざる所を人に施さず、己達せんとして人を達する忠恕、(二)人欲の私に克つ克己、(三)王者が民を安んずる利澤等は皆仁の一部面である。

子貢問曰。有_レ一言可_ニ以終身行_レ之者乎。子曰。其恕乎。己所_レ不_レ欲勿_レ施_ニ於人。(衛靈公第十五)

曾子曰。夫子之道。忠恕而已矣。(里仁第四)

子曰。如有_ニ王者_一。必世而後仁。(子路第十三)

夫仁者己欲_レ立而立_レ人。己欲_レ達而達_レ人。(雍也第六)

2、禮

二、孔子は、又修徳の實踐的規矩として禮を重んじた。道を主觀的に見れば仁、客觀的に表れたものは禮、この二者は一物の表裏のやうな關係に立ち、兩者相合して儒教の中心思想を形成する。

子曰。能以禮讓爲國乎。何有。不能以禮讓爲國如禮何。(里仁第四)
子曰。君子博學於文。約之以禮。亦可不以弗畔矣乎。(雍也第六)

3、孔子教育

三、孔子は、門人子貢が稱揚して温良恭儉讓と言つたやうに、圓滿高潔、殆ど理想的の人格を以て弟子に臨み、實踐躬行自ら範を垂れて弟子を切磋せしめた。その學んで厭かず、誨へて倦まずと自ら云うてゐるのはその例である。禮樂射御書數の六藝と文行忠信はその教科であつたが、決して畫一を強うることなく、子弟の素質・特性に應じてその長所を暢達させ、短所を抑壓した。即ち「觀其所由。察其所安。人焉廋哉。人焉廋哉。」とは孔子の個性觀察法を示すものといへる。然して「不憤不啓。不悱不發。舉一隅不以三隅反則不復也。」「學而不思則罔。」とは、奮勵努力を勧め、自發活動を重んじた啓發的教育法であつた。孔子は「性相近也。習相遠也。」と説いて教育の効果の偉大さを信じたが、「唯上知與下愚不移。」とて、其に制限のあることも示してゐる。

三 儒教の傳統 孔子の後、子思・孟子・荀子等が出で儒教の正統を繼いだ。子思は「中庸」

一卷を著し、老莊思想に對抗して、儒教に哲學的根柢を與へようとした。「天命之謂性。率性之謂道。修道之謂教。」とは子思の中庸開卷第一の語である。孟子は墨子の兼愛説・揚子の爲我説を排して仁義を唱へ、霸道を斥けて王道を實現しようとした。彼は、仁義禮智の先天的固有を主張して性善説を唱へ、修養法としては養氣説を提唱した。

孟子が人性の理想状態に着眼して性善説を唱へたのに對して、同じく人性の現實状態を觀察して性惡説を唱へたのは荀子である。即ち人の性は惡である故に師法の化・禮讓の道をして矯正すべき事を説いた。其道を憂ひ、徳を重んずるに至つては、即ち兩者其歸を一にする。

四 儒者の影響 儒教の精神は大體に於いて我國固有の精神と合一する點多く、我國の道徳思想は、ここに學理的倫理的説明を得て、益々その意義を發揮し、永く我が國民思想・教育思想を支配するに至つた。

第三節 佛教の傳來

一 佛教の傳來 印度に起り、中亞細亞から支那に渡り、更に朝鮮にまで傳つた佛教は、

我が欽明天皇の十三年(紀元二二二年)に百濟王が佛像・經論を献上したことによつて、終に我國にも渡來した。

● 佛教の要義 現世の一切現象は、泡沫夢幻の如く無常のものであるが、眞理に味い凡夫は、我執を起してこの果敢ない現象に愛着するところから苦患は生れる。人生の實相は苦である。故に常に正道を修めて怠らず、無常の理を悟りして、我執を去り、煩惱を離脱すれば、何人も佛性を發揮して涅槃の妙境に入り、來世の幸福を得るといふのが佛教の根本思想で、苦・集・滅・道の四諦を以て根本義とし、戒・定・慧の三學を以て解脱の方法と定める。佛教一般の特色としては、(一)厭世的、(二)來世的、(三)平等主義を數へることが出来る。

● 佛教の影響 佛教の教理は日本固有の國體・國民性に適合しない爲、渡來當時、神道との争ひを惹起したが、やがて漸次同化され、次第に神佛混淆が盛になつた。その影響の主要點は、(一)、王法以外に佛法を説いて我が尊皇心に變化を來たした事、(二)、單純な我が思想界を深遠豊富にした事、(三)、戒律的生活が道義の實踐を助長した事、(四)、殺生を禁じ、慈悲を教へたから、殺伐の風は緩和されたが優柔不斷の餘弊を生じた事、(五)、厭世的。

未來的な教理が、樂天的・現世的な風を著しく變化した事、(六)、僧侶の布教は社會福利の開發文化の普及に大なる貢獻をなした事(社會教育)。(七)、佛教美術の移入は我が工藝美術の發達を促した事、(八)、佛教研究の副産物として、漢文の學習が進められた事等である。

● 聖德太子 太子は天資聰明、よく國體思想を基として儒・佛二教の精神を調和し、(一)、かの十七條憲法を制定して文化の大本を示し、(二)、隋と國交を開き、留學生制度によつて、積極的に支那文化の移入に努め、(三)、太子の設けた法隆寺學問所は我國學校教育の濫觴をなした。

第四節 儒佛二教と教育の發達

● 儒者の渡來 儒教の渡來と共に、菟道稚郎子が王仁に就いて修養されたのは、一種の宮廷學校で、師に就いて學ぶことの始である。

● 國史・學者來朝 履仲の朝、既に諸國に國史の職を置いて、各地の事蹟を記せしめた。繼體・欽明の諸朝に三韓から多くの學者が來朝した。

③ 法隆寺學問寺 聖德太子は亦、法隆寺學問所を設立し、僧侶を構内に寄寓させ、學資を支給して、佛教の外儒教・曆法・算數・天文・地理等を研究させた。(學校の始。)

④ 國博士・大學・國學 孝徳の朝には、學官の初めとも云ふべき國博士を置いて文事を掌らせ、天智の朝には大學を設けて、歸化人僧詠を大學頭とし、百濟人鬼室集斯を學職頭に任命した。これ俗人の爲に設けられた學校の始である。天武の朝には更に國學の制を定めて學事を獎勵せられた。

第二章 奈良・平安時代の教育

第一節 奈良・平安時代教育の内容

① 教育の内容

(一)、當代教育の目的は、主として官吏養成にあつた爲に(二)、教育の恩澤に浴するものは上流社會の子弟に止まり、下層社會には及ばなかつた。(三)、その教育法も亦單に出仕に

必要な知育に偏して人物陶冶を輕視した。(四)、教科は本邦の律令をも學んだが、主として六朝初唐の詩文を中心とする文藝教育で、漢文を綴り、詩賦に巧なることを理想とする所謂「才の教育」であつた。

② 文學の發達と女子教育 文學の發達は、本時代に至つてその頂點に達した。(一)、始め漢文學が獨り盛であつたが、(二)、假名の創作に伴つて國文學が大に興り、(三)、特に女流作家の輩出は前後に其比を見ない所である。

我國の古習、必ずしも男尊女卑の風を有しなかつたが、儒佛二教の渡來後、漸次女子の社會的地位が降下して、之を輕んずる思想を生じた。即ち女子は溫順・靜肅を第一として力めて活潑な動作を避け、文學も女文字(假名)を使用し、才學あるものも深く自ら韜晦するを美德とすることが、當代に於ける女子教育の理想であつた。

③ 當代教育の効果 大寶令によつて、教育制度が具備し、好學の風が大いに興つた結果、吉備眞備・小野篁・菅原道眞・三好清行・最澄・空海・紫式部・清少納言・和泉式部等の學者・名僧・才媛の輩出を見た。就中最も傑出したのは菅原道眞と空海である。道眞は、當時

の支那崇拜熱に對し、その本末顛倒を憂へて和魂漢才を唱へ、後世永く文學の神として天下の崇敬するところとなつた。空海は京都に綜藝種智院を起して庶民教育の先鞭をつけ、書道に巧にして學才に富み、「いろは歌」の作者を以て擬せられてゐる。

第二節 奈良・平安時代教育の機關

① 大寶令 文武帝の大寶元年、發布された大寶令は、教化法であつたとの説がある程教化的色彩に富んだもので、實に我國教育令の嚆始であるばかりでなく、世界に於ける最古の教育令の一である。(西曆七〇一年に當る。)

② 大學・國學 大寶令によれば、學校を分つて、大學と國學との二種となす。

一、大學 式都省所屬の大學寮之を管し、京都に設け、入學者は五位以上の子孫・八位以上の請願者・東西史部の子弟にして十三歳以上十六歳以下の聰明なるものとし、四百三十人の規定である。學科は經學・音學・書學・算學の四科であつたが後に改めて明經・紀傳・明法・書・算の五道に區分した。明經は經書、紀傳は歴史・文章、明法は法律・制度、算道は天文・曆

數、書道は筆書を學んだ。教官には、博士・助教・直講の別がある。

二、國學 各國に一箇所を置き、國司之を管し、郡司の子弟を教へた。學科は大學に準じてその程度が低い。

何れもその目的は官吏養成にあり、學資は官より支給され、考試は一句一回の句試、年一回の年終試、出仕を求める者のために行ふ學試・省試に分けた。

我國の學校教育は、歐洲中世の其れの如く、先づ大學教育から始まつた。興味あることは、今日我等が使用する教育上の術語で大寶令中に見えるものが少くない事である。入學・在學・教授・休暇・講義・博士・訓導等である。

③ 私學・私塾・圖書館 大學・國學の盛運に伴ひ、氏族制度の現れである私學も亦勃興した。世に七大私學と稱するのは實に次のものであつた。

弘文院 和氣廣世設立

勸學院 藤原冬嗣設立

文章院 菅原清公設立

學館院 橘 氏公設立

淳和院 淳和帝離宮跡—恒貞親王創立

獎學院 在原行平設立

綜藝種智院 僧空海設立

是等は、皆一門の權勢を伸張する爲にその子弟を教育した貴族本位のもので、大學に對する寄宿舎兼研究室の如きものであつた。殊に藤原氏の子弟を教養した勸學院は、最も盛にして「勸學院の雀は蒙求をさへする」との諺が京童の間にあつた程であつた。獨り前述した空海の綜藝種智院は淳和天皇の天長五年の創設にかゝり、僧俗貴賤の如何を問はず入學させて、佛教と世俗の學とを兼學せしめた(綜藝の名ある所以)。教師には僧侶と俗博士とあつて、僧は顯、密の二教を傳授し、俗博士は經史の訓讀・解義を教へた。

公開圖書館は奈良時代の末に石上宅嗣イソノミヤノカサツグが私宅を寺とし、その一隅に芸亭ウツナグと稱する文庫を設けたのが始めである。私塾は早く上古の末にあつたが、當代に於いては吉田氏の私塾は醫、儒を併せ講じた。學者としての菅原氏の名は流石に高く、菅公流謫の頃は、大學及び私塾で

菅原氏に學んだ者は、諸司の半を占めてゐたと云ふ。道眞の邸宅にあつた紅梅殿の文庫は、一の圖書館として、其處に學んで、學試に登第するものが多かつた爲、世に龍門に比せられた。

④ 家學 一時榮えた官學は私學の勃興に壓倒されたが、高倉天皇治承元年、京都大火の爲に大學寮は他の私學と共に燒失した後は、家學獨り教育の事に與るに至つた。抑々官職世襲の習は學問技藝の上にも影響し、大學諸道の學を以て一家を成し、之を子孫に傳へて、こゝに家學なるものゝ成立を見るやうになつた。就中明經道の清原家、明法道の中原・坂上兩家、紀傳道の菅原・大江二家、算道の三善・小槻兩家が最も顯れ、宛然私立専門學校の觀を呈した。その他では醫家としての和氣・丹波兩家、天文家としての安倍氏、曆學家としての賀茂氏も忘れてはならない。

⑤ 社會教育 學校教育が、主として儒教文化を内容として興つたのに對して、社會教育は主として佛教文化の影響の下に盛になつた。

(一) 聖武天皇の朝、諸國に國分寺を建て、各寺に國師を置き、一般人民の教化に任せしめた。

(一) 孝謙天皇は、詔して、家毎に孝經を藏せしめ、歴代の天皇亦、大いに孝子を旌表して孝道を奨め給うた。

(二) 施藥院・悲田院・續命院等の慈善事業が頗に振つた。

(三) 芸亭・紅梅殿等前述の圖書館教育等も、この部に入るべきものである。

第三章 鎌倉・室町時代の教育

第一節 武士道の發達

● 概観 鎌倉・室町時代四百年間は、我が國の歴史中最も學問教育の衰頹した時代である。前代の施設であつた大學・國學及び私學は悉く潰滅し、一脈の餘命を保つた家學すら、中原・大江・三善家の東下りに依つて衰へ、唯京都・鎌倉の五山の僧が僅に文教の命脈を維持するにすぎなかつた。結局、社會勢力が優柔懦弱な精神から質朴勇健の武人に移つた爲に、言語文字の技巧を娛む才藝教育が、精神的・實際的な意志教育へ轉向したものと云ふべきである。

● 武士道の起原 武士道とは、我が國民性が戦闘を中心として練成された實踐道德である。其の淵源は國史と共に遠く、未だ、武士なる階級の興起しない前からその精神だけは存在してゐた。即ち物部・大伴の武臣が、専ら忠節を勵み、各譽を尙び、武勇を重んじたのは、皆この精神の顯現に外ならない。しかし、その體系的發展は、賴朝が兵馬の權を統べて、權力中心の社會秩序を立てた當代に於いて、始めて之を見ることが出来る。

● 武士道の精神 賴朝は平家が奢侈に流れ、文弱に陥り、貴族の榮華を夢想して、儂ない没落への一路を急いだ殷鑑に顧み、簡易・質朴・堅實の美風を鼓吹し、常に士卒を戒める簡條として、

- (一) 武術を習練すべきこと。
- (二) 鹿忽尾籠の振舞あるまじきこと。
- (三) 卑怯未練の所行あるべからざること。
- (四) 質素・儉約を重んずべきこと。
- (五) 主従互に恩義を重んずべきこと。

(六) 然諾を重んずべきこと。

(七) 死生相結託すべきこと。

等を示し、實踐躬行以て部下を督勵した。北條氏、その遺訓を紹ぎ、泰時・時頼・時宗等、何れも武士道の振興に力を注いだので、世にいふ鎌倉武士の襟度風格は忽ちにして一代を風靡した。しかし、この氣風を更に徹底させる上に、與つて力のあつたのは、佛教殊に禪宗の教義であつた。不立文字・教外別傳・直指人心・見性成佛の訓は、よく當時の武士の境遇・氣質に合致し、武士をして死生の關門を超脱させたのである。

④ 武士の教育 鎌倉時代から戰國時代にかけて、幾多の名將が輩出するや、武士道はその言行と共に家訓・壁書として稍系線的に傳達され、子弟は之によつて實踐躬行的に教養され、鍛鍊された。特に武藝は武士道實行の方便であるから、其の練磨は武士の最も重要視した所で、大いに劍術・弓術・馬術・水練等を奨勵した。又幼時には鎧の着初、歳首には乗馬初、弓場初等の風習も間接に武士道の教養に力があつたと見なければならぬ。武士教育法の缺陷としては(一)、尙武の一方に偏し、(二)、教育を重んじることはいけれども、その爲に文

事を顧みなかつたことである。

第二節 僧侶と教育

● 僧侶と教育 當代の僧侶が、社會各方面の教化に盡瘁した功績は特筆の價值がある。即ち(一)、禪宗の僧侶が、支配階級(武士)の陶冶に當り、深くその歸依を得たことは勿論、(二)、當代に新興した淨土宗・日蓮宗及び淨土眞宗は、民衆的教義を以て庶民の教化に當り、抜くべからざる信仰を集めた。その外彼等は、(三)、戰鬪攻伐の時代に於ける唯一の文教維持者となつた。この點を詳説すると、(イ)、彼等は盛に宋元の地に往來して彼地の文化を將來し、(ロ)、布教・講筵に依つて老若を感化し、(ハ)、著述に依つて子弟を訓戒・教導し、(ニ)、學舎を開いて士庶を教育した(寺小屋の濫觴)。

第三節 教育の機關

第一 寺子屋

① 寺子屋 戦亂の世に於ける唯一の文教保持者が僧侶であつたことは之を前に見た。随つて、學問に志すの士は皆寺院に行つて教を受けた。これが後世の寺子屋の起源である。當時はまだ寺子屋とは呼ばず、儒者は之を小學又は村校と稱してゐた。就學は大體十歳頃で、初入學を登山又は寺入りといつた。大略三四年間勉學して別に卒業といふことはない。學業は手習を主とし、之に結合して修身・讀書・作文及び實用上必須の知識を授けた。教科書としては庭訓往来・千字文・和漢朗詠集・貞永式目・建武式目箇條・實語教・童子教・四書等が用ひられた。當代の名將・武人にして文事ある者は、皆斯る寺院の教育を受けたものである。例へば、太田道灌は鎌倉五山、上杉謙信は越後の林泉寺、織田信長は尾張の天主坊、徳川家康は三河の智源院にそれ／＼學を修めた如きである。

この外寺院のみでなく、地方の神官・里正等が其家に童幼を集めて教授する者も、後土御門天皇の頃から漸次に現れて來た。岡山縣妹尾村の矢吹氏が興した上寺學舎の如きは、實に、元龜元年から明治五年に至る三百年間の尊き傳統を有するものである。

● 寺子屋教育の批判

- (一) 制度を缺く。全国的に普及はしたが無統一であつた。
- (二) 佛教味を帯びだ。學校が寺院で、教師は僧侶である必然の結果である。
- (三) 徳育が徹底しない。承久の變や吉野朝の衰替等は有力な之が證左である。
- (四) 教科が完全しない。統一機關・制度の缺如による。

第二 金澤文庫

● 沿革 金澤文庫は北條泰時の孫實時及びその子顯時の建設に係り、武藏國金澤村稱名寺域内にある。實時より顯時・貞顯・貞將と四世相續いて學を好み、書籍を蒐めた。元弘三年北條氏滅亡の際、貞顯・貞將共に死んだが、寺領安堵と共に文庫亦儼存し、四方來遊の士に

講學の便を與へた。戰國時代に上杉憲實が之を再興したと傳へられてゐる。

① 金澤文庫の價值

(1)、北條氏一門の學問所であつたといふの外、特筆すべき教學宣傳所としての價值はないが、(2)、戰國亂離の世に和漢の珍籍を藏して、(世に金澤本といふのは、儒書には黒で、佛書には朱で「金澤文庫」の刻印を捺してあるからである。)その埋滅を救ひ、徳川時代に至つて儒學復興に役立つた點で、文教上の貢獻は大きい。現在は改築の上縣立圖書館となつてゐる。

第三 足利學校

① 足利學校 足利學校は下野足利にある。或は國學の遺跡だといひ、小野篁の創立だといひ、又足利義兼の立てる所だといつて、その起源は區々であるが、戰國の世、上杉憲實が之を再興して、群書を蒐めて子弟を教養したので、好學の徒は四方から集り、蔚然として海内第一の學舎となつた。文明年中、鎌倉圓覺寺の僧快元を聘して庠主とし、爾後代々五山の僧侶を庠主として之を先生と呼んだ。憲實の子憲忠、孫憲房は皆父祖の志を繼いで、學田を寄附し、

群籍を蒐集し等して學事を獎勵したので、七代の庠主九華の頃(天正年間)は、學徒實に三千を以て數ふるに至つた。教授する所は、儒學を主としたが中には醫學・卜筮等を學ぶものもあつた。徳川家康に至つて、九代の庠主三要是幕府の文教復興に參畫してその殊遇をうけた。殊に將軍家齊の時に至つて學制を規定し、廟宇を修繕し、教學の制が完備した。その後學田の水損等から一時頽廢したが、また再興して明治五年の廢藩置縣まで四百三十三年の間、地方教化の重要な一中心として繼續した。現今小學校に於ける訓導の名稱は此校の教師の主なる者と呼んだ名であつた事も興味深い。

第四節 鎌倉・室町時代教育の要約

① 要約

(一) 平安時代の才の教育、美的教育に對して、どこまでも實踐的教育、意志的教育が行はれた。これは武士階級によつて社會の實權が把握された結果である。

(二) 平安時代教育の特色の一として藝術的要素を閑却し得ないのに對して、當代文化の内

容が著しく宗教化してゐる。これは文教の實權が寺院・僧侶の手に移つた結果である。
(三) 庶民に適切實用な教育の萌芽が養培された。

第四章 徳川時代の教育

第一節 徳川時代教育の概観

● 當代教育の特色 (一)、教育の對象から見て、單に社會の上流のみに止まらず平民にまで教化が普及したこと。(二)、教化内容から言つて儒學・佛教・國學は云ふに及ばず、洋學・實用の學に至るまで凡ての精神文化要素が偏頗なく取入れられたこと。

● 幕府の教育政策 家康は馬上を以て天下を得たが、馬上を以て天下を治められぬことを知り、最も力を文事に用ひ、文教を以て國を治めようとした。今家康の學問復興上の功績を挙げれば、次の五箇條とならう。

一、儒者登庸 初め藤原惺窩を挙げ、次いでその弟子林羅山を用ひて經史を講義させた。

二、書籍刊行 慶長四年、孔子家語を印刷し、爾後、貞觀政要・東鑑・周易等諸種の書籍を刊行した。

三、學校設立 慶長六年、伏見に圓光寺學校を設け、三要(足利學校庠主)を校主として僧俗を教育した。

四、古書搜索 律令・國史等の散佚したのを探求して、京都五山の僧に謄寫させた。

五、法度制定 禁中・公家及び武家諸法度を制定して、第一に先づ學問の旨趣を明にし、文事を奨勵した。

● 朝廷の御奨學 當時は朝廷では、(一)、後陽成天皇が古書を出版されて學事を御奨勵になり、(二)、後光明天皇は菅原氏・清原氏の子弟の墨守する漢唐の古註を粗淺なりとして、程朱の新註を是となされ、爾今君臣共に新註に従ふやうにとの仰を賜はつた。

● 弘文館 二代秀忠・三代家光、皆父祖の志を繼いで學事を奨勵したが、家光は寛永七年、江戸忍ヶ岡の地を林羅山に與へて書院・學舎を建てしめ、四代家繼は之に弘文館の號を賜うた。後の昌平坂學問所の基礎である。

⑤ 鎖國令・禁書令 家康に依つてなされた耶蘇教禁止は、不徹底に終つたので、三代家光は、之が嚴禁の方策を採り、鎖國令及び禁書令の發布となつた。之が爲海外との交通は、永く斷絶して歐洲文化の刺戟を受ける機會は失はれたが、内治之が爲に整備し、教育之が爲に振興し、我國本來の文化を育くむ機會を得て、後年明治の大御代に至り、泮然として殺倒し來つた泰西文化を、短日月に咀嚼するの下拵が、充分に具へられたのである。

幕府のこの文教政策は、下諸藩の倣ふ所となり、先づ水戸公徳川光圀の「大日本史」の著述を見るに至つた。碩學・大儒亦鬱然として起り、中にも中江藤樹・熊澤蕃山・山鹿素行・山崎闇齋・木下順庵・伊藤仁齋・貝原益軒・僧契沖等は其の巨擘である。

⑥ 綱吉の獎學 五代綱吉は自ら意を學問に用ひ、弘文館を湯島に移して昌平黌とし、羅山の孫鳳岡を之が祭酒とした。將軍自ら聖堂で講書する程であつたので、天下翕然として學に向ひ、好學の風潮は一世を靡かした。

⑦ 吉宗と教育 名主八代吉宗、最も意を普通教育に用ひ、室鳩巢をして「六論衍義大意」「五常和解」「五倫和解」を編述せしめ、兒童教科書として之を江戸在住の寺子屋師匠に頒ち、

禁書令を緩めて洋學研究の端緒を開き、青木昆陽をして蘭學を學べた。心學亦この時代に石田梅巖によつて唱へられた。

⑧ 寛政異學の禁 十一代家齊の時、松平定信老中となつて、聖堂の講學を復興し、尾藤二州・柴野栗山を登用して儒官とし、多くの學派が同黨異伐するを忌みて、朱子學以外の異學を禁じ、昌平黌の制度を擴張して、庶民にも聽講の便を與へた。また醫學所・和學所・和學講談所も、開成所等の専門學校も亦この時代に設立された。有名な國學運動者としての本居宣長・平田篤胤等の出現、賴襄の「日本外史」「日本政記」による尊皇精神の發揮もこの時代である。

⑨ 化政以後 文化文政時代は海内泰平無事に、文教事業は益々隆盛になり、寺子屋の發達も實にその頂點に達した。

しかも此頃から、國事は内外とも漸く多端を加へ、鎖國の夢は破れて、廣く諸外國と交通商易するに及び、海外の文化は澎湃として入り來り、幕府倒壞の後、直ちに跡を明治の文教に接するに至つた。

⑩ 教育の内容 徳川期に於ける教育の内容たるべき學說思想は多様多方にして、殊に儒

學の如きは、支那の宋代を髣髴させるものがあつた。今その中の主なる學派とその學者とを挙げよう。

一、儒教

(一) 朱子學派

藤原惺窩・林羅山・松永尺五・木下順庵・貝原益軒・室鳩巢・新井白石・中村惕齋・藤井懶齋・柴野栗山・尾藤二洲等

(二) 陽明學派

中江藤樹・熊澤蕃山・三輪執齋・中根東里・佐藤一齋・大鹽中齋・佐久間象山・横井小楠・西郷南洲等

(三) 古學派

山鹿素行・伊藤仁齋・伊藤東涯・荻生徂徠・太宰春臺等

(四) 折衷學派

片山兼山・井上金峨・太田錦城・細井平洲等

二、神道

(一) 閻齋學派 (朱子學を以て神道を説明したもの)

山崎闇齋・淺見炯齋・佐藤直方・三宅尙齋・山縣大貳・竹内式部・賴三樹等

(二) 古典派 (儒佛渡來以前の古道の精華を發揮せんとするもの)

僧契沖・荷田春滿・賀茂真淵・本居宣長・平田篤胤等 (この外國學者に塙保巳一がある)

(三) 水戸學派 (修史事業を中心とし、神道と朱子學を調和して敬神愛國を目的とする)

徳川光圀・徳川齊昭・朱舜水・藤田幽谷・立原翠軒・藤田東湖・會澤正志齋・豊田天功等

三、武士道學派

山鹿素行・吉田松陰等

四、歴史學派

頼山陽

五、心學派 (神儒佛三教の長所を調和し平易な實踐道徳を唱ふ)

石田梅巖・手島堵庵・中澤道二・柴田鳩翁・慈恩尼兼葭・上河洪水・脇坂義堂・布施松翁・奥

田賴杖等

六、經濟學派

二宮尊徳・正司考棋・三浦梅園・帆足萬里・佐藤信淵・大原幽學等

七、洋學

新井白石・青木昆陽・前野良澤・桂川甫周・杉田玄白・大槻玄澤・稻付三白・青地林宗・宇田川榕庵等

●教育の機關

一、幕府直轄の學校

(一) 昌平黉(儒學特に朱子學)

(二) 和學講談所(國學)

(三) 開成所(外語翻譯・西洋學術の教授)

(四) 醫學所

(五) 陸軍所

(六) 海軍所

二、藩學(全國約三百餘)

名古屋の明倫堂

水戸の弘道館

和歌山の學習館

金澤の明倫堂

佐賀の弘道館

仙臺の養賢堂

萩の明倫堂

熊本の時習館

米澤の興讓館

福岡の修猷館

岡山の花鳥教場

會津の日新館

鹿児島島の造士館

三、郷學(藩學と寺子屋の中間に立つもの、維新前其の數約五十)

肥前の多久學校

備前の閑谷學校

土佐の名教館

四、漢學塾(儒者の私塾)

菅茶山の廉塾(福山) 伊藤仁齋父子の堀川學校(京都) 中井登菴父子の懷德書院(大

阪 廣瀬淡窓の咸宜園(豊後) 吉田松陰の松下村塾(長門) 松永尺五の講習堂(京都)

五、寺子屋

第二節 朱子學派の教育

第一 朱子 (1130—1200)

① 支那は、秦時、焚書坑儒の厄に遇つて文教大いに衰へ、漢唐に至つては、徒に訓詁を事とするに過ぎなかつたが、宋代に至り、佛教の幽玄なる思想を汲んで、獨特な儒教哲學を組織した。周濂溪先づ之を唱へ、二程子之を祖述し、朱子に至つて之を大成した。

② 小傳 朱熹字は晦菴、朱子といふ。南宋の大儒である。幼より穎悟、長じて李延平の門に入り、遂に一世の大儒となつた。温厚篤實、博學宏才、又國事を憂へ、屢々上表して時弊を痛論した。卒後文公と謚した。

③ 學說 朱子の學說の根本は、周濂溪の太極說と程伊川の理氣二元論とを合成したものである。

朱子は宇宙の本體を「無極而太極」とし、その動的方面を陽、その靜的方面を陰とし、陰

陽の二氣が理によつて相交れば萬有となると主張した。理氣は相互依存のものであるが、理は精神的なもの、氣は物質的のものといへる。之を人性について見るに理は本然の性となり、氣は氣質の性となる。理からいへば物と人、聖人と凡人の區別はないが、氣から云へばその正しいものは人となり、偏するものは物となる。聖人の氣は清く、凡人の氣は濁つて居る。この本然、氣質の性體が外物に感應して情が生ずる。例へば仁・義・禮・智の性體が發露すれば、惻隱・羞惡・辭讓・是非の情となる。氣質が合理的に正しく發すればその情は善となるが、氣質が偏して發すればその情は惡となる。ここに修養の契機が存する。

朱子の修養法は居敬・窮理の二大綱に歸着する。居敬とは、內的に精神を練磨し、外物の誘惑を拒け、自己の徳性を涵養することで、窮理とは、外的に萬物の理を窮めて、廣く知識を求めるところを指す。朱子はどちらかと言へば後者を主とした。これその倫理説が主知的と呼ばれる所以である。

④ 教育説 如上の叙述によつて朱子の教育説は次の如くなる。即ち教育の目的は君臣父子・夫婦・長幼・朋友の五倫を知つて之を實踐するにある。而してその五倫知得の方法論と

しては、博學・審問・慎思・明辨・篤行の五者を挙げた。前の倫理説に關係させれば、學・問・思・辨の四者は即ち窮理であり、篤行は居敬に當る。

第二 貝原益軒 (2290—2374, 皇紀)

● 小傳 貝原益軒は、筑前黒田侯の侍醫の子として生れ、善良な教育により、幼にして才名が高かつた。長じて京都に遊學したが常師なく、殆ど獨學自習して終に一代の碩儒となつた。留學三年歸藩して藩儒となり、子弟を教育すること四十餘年、また數々上京して講筵を開いた。生來蒲柳の質であつた爲醫學を修め、攝養に力めた結果、老來益々壯にして、講學の傍著述に従事し、殊に晩年の大著が多い。旅行を好み、足跡殆ど全國に通しといはれた。假名書の教訓書を多數出版して、庶民教育に利便を與へた功績は偉大である。

學風、始め陸王の學に心を潜めたが、中年豁然として程朱の學を講じ、晩年更に「大巖錄」を著して朱子學に對し疑義を述べた。

著書 百餘種の中に五常訓・大和俗訓・初學訓・童子訓・家道訓・君子訓・文訓・武訓・樂訓・養生訓の「益軒十訓」は、文章は平易雅馴、内容は懇切であるから、廣く土庶間に行はれた。その中「童子訓」は、一卷の教育學ともみるべきもので、益軒の教育意見を窺ふに足りる。

● 教育法

(一) 教育の目的 徳性の涵養にある。即ち「三綱五常の道を知らしめ、人道を立てて、國家をして平治に歸し、兆民をして總て安樂ならしめること。」にある。

(二) 普通教育の必要 教育はたゞ士人以上の特權ではない。農工商の階級まで及ぼすべきであると言つて貴賤貧富の別なく普通教育徹底の必要を唱へた。

(三) 兒童教育の重視 學校には高下の別があつて、初等教育は孝悌忠信の道を教へ、高等教育は修己治人の理を學ぶのであるが、特に教育は幼時より始むべきであるとして、兒童の教育を重視した。

(四) 師道論 教育上、師を選ぶことの必要、教育者の職能の重要なこと、困難なこと、尊師の念の必要なことを説いた。

(五) 訓練 教育の目的が徳性の涵養にある以上、方法論上最も訓練を重視することは理の當然である。即ち習慣養成の肝要なことを述べ、道德的習慣は幼時の嚴格なる家庭教育に於いて養成すべきものとし、苟も姑息の愛に溺れぬやうにと鍛練主義を採り(ロツク参照)、又

乳母・僕婢に至るまで、よく人物を選定すべしとて、環境の影響を重んじて居る。

(六) 教授 教授に於いては修身・讀書・習字・算數・音樂等の教科を擧げ、その方法の如きも極めて詳密な研究を發表してゐる。例へば讀書に關しては、(イ)基礎教材獲得の肝要、(ロ)初歩的方法の必要、(ハ)具案的・繼續的の進捗、(ニ)反復練習の効果、(ホ)音讀の精確、(ヘ)内容の把握、(ト)習得と發表、(チ)讀書と作文、(リ)模範と自作、(ヌ)鼓舞獎勵の注意に至るまで委曲をつくしてゐる。

(七) 隨年教法 教科取扱の順序については、隨年教法(凡て兒童の發達に伴ひ、簡より繁に、易より難に進む法。)に依つた。

年齢	一般	禮法	道德	讀書	習字	算術	藝能
六歳	正月より始める	言葉遣ひ	尊卑長幼の別	數・方位の名稱	平假名・五十韻・平假名の往來物		
七歳	男女同席共食せず	優秀兒には坐作進退の作法	前の續き	孝經	前の續き		

八歳及び九歳	八歳は古人小學に入り	坐作進退の作法	年齢相應の禮讀及び辭讓	論語は女子は外に女誡	漢字の草書		
十歳より十四歳まで	男子は師に就かせ女子は家庭で教養する	起居動作も静肅にし妄動輕躁を戒める	五倫五常の大略	小學書經	漢字の眞書	女子に算數	男子には餘暇に文武の藝能に裁縫・紡織
十五歳より十九歳まで	十五歳は古人大學に入り	前の續き	専ら義理を學び身を修め道を治める	四書の大義に通ぜしめ聰明者は博學多知に進ませる	前の續き	前の續き	前の續き
二十歳	古人元服せし	前の續き	童心を捨て成人の徳に従はせる	博く學び篤く行はせる	前の續き	前の續き	前の續き

(八) 養護 養護に關しては、先づ食物の選擇・節制・起臥の規律・居室の方向・寒暑・濕風等の注意を細説し、

- 一、小兒の遊を好むは常の情なり。之を抑壓すべからず。
- 二、身體は日々少しづつ勞動せしむべし。
- 三、毎日食後は庭園の内を歩行すべし。

四、心を樂ましむべし。

五、武士の子弟には武藝を課すべし。

と言ひ、特に愛に溺れず、多少の飢寒に耐へさせよとて、「小兒を安からしめるには、常に三分の飢と三分の寒とを帯びさせよ。」と教へ、養護に於いても、艱苦主義を主張し、身體の鍛練を重んじた。

(九) 女子教育 男子偏重の世に於いて、女子をも教育の對象に加へ「童子訓」に「教女法」なる一篇を設けて之を論じた。女子教育は愛敬と從順とを教ふるを以て要道とする。その法(一)、七歳に至れば男子と席を分ち、(二)、教授は假名を主として漢字に及び、純潔な古歌を誦へしめて風雅の道を習はす。(三)、十歳からは外出を許さず、裁縫・紡織・算數を教へ、家事經濟に注意せしめ、(四)、婦徳・婦言・婦容・婦功の四行を積んで、良妻賢母たる修養を全からしめる。彼の世に廣く行はれた「女大學」は、益軒の「童子訓」の思想に基づいて、その妻東軒の編述したものと言はれてゐる。

◎ 益軒の功績

益軒は博學洽才、その著書は道德を始め、醫學・博物・政治・地理・歴史の

諸方面に涉つて、貢獻するところ頗る大であるが、特に教育上の功績を挙げれば、

(一) 徳育を説くと共に經濟・實用の學をも重んじ、算數を卑しむ謬見を打破した。

(二) 多くの儒者中、獨り歌道を獎勵して、國學勃興の端を開いた。

(三) 兒童心身の發達に順じて教材排列を行つた。

(四) 平易な著書を上梓して、通俗教育の端を開き、心學派の先驅となつた。

(五) 教育の必要を四民平等的に考へ、男女貴賤の別なく普通教育を受けしむべしと唱へた

(六) 家庭教育、女子教育を重く見た。

(七) 我國に於いて教育を系統的に論じた最初の人である。

等で、益軒は徳川時代は勿論、其以前を通じて其比を見ない大教育學者であつた。唯境遇上、自ら學塾を開いて、之を實地に行ふの機會がなく、又後繼者がなかつた爲、さしもの名論卓説も、徒に、高閣に束ねられたまゝ、實際上の勢力となり得なかつた事は惜しむべきであつた。しかも其影響に至つては、頗る大きいものがある。八代吉宗の如きも、益軒の書を読み、民間の學者も亦その説を引いてゐる者が甚だ多いのを見ても、氏の教育思想が上下に普及し

たことが分る。尙之を歐洲の教育説の展開に比べてみるに、1、氏の「童子訓」の出たのは、實にルソーの「エミール」に先だつ五年にして、2、その隨年教法の提唱は、ペスタロツチの初歩的方法の唱道に先だつ約百年である。3、その年代・生立・經歷・學說等に於いて英國のジョン・ロツクに酷似してゐることは、前にも之を見たところである。

(問題) 左につきて知る所を述べよ。具原益軒。(明治四三・)
益軒とロツクとの教育説を比較せよ。(大正一二・豫)

第三 香月牛山 (2316—2400, 皇紀)

① 地位 香月牛山は儒學に於いては益軒の弟子であり、醫學に於いては益軒の師匠である。その名著「小兒必用養育草」は、漢方醫の小兒養育法の中では最も大成されたものである。

② 小兒養育法 (一) 牛山の小兒養育法は、益軒と同じく鍛鍊主義を第一義とした。

(二) 當時の多數の學者が、遊戯の教育的價値を解しなかつたのに比して、牛山は、遊戯によつて、健康を増進し、知能を練磨しようと考へた。

(三) 訓練は、内に萌す所あるに任せ、その萌に依つて教養すべきもので、其より進んでも亦後れても不可である。嬰兒が立たうとし、歩まうとする時に、始めて之を助けて之を立たせ、歩ませるのが可である。殊に禮儀作法の如きも、人間最大の本能たる食事の際に、この本能を利用して、養成すべきものであると唱へた。

第四 江村北海

① 小傳 江村北海は京都の人、朱子學を修めて、丹後宮津侯の儒匠となり、後、致仕して京都の四條に樹梢館を建て、詩文を以て自ら娛み、人に教へた。その教育意見を述べた「櫻葉編」なる著述は、益軒の「童子訓」を距る二十七年にして公にされたものであるが、教育文獻としては、前者と並んで洵に重要な地位にある。

② 教育説

(一) 胎教 教育の始期を母の胎内にある時に溯つて、胎教を主張した。

(二) 實驗的幼兒教育法 我が子に就いて實驗した結果に徴して、幼兒教育法を唱へ、繪解・談話等を用ひて、遊戯から自然に學習を導くがよいと唱へた。

(二) 讀書教授法 我國の教學は、支那に於ける官吏登用の受験の爲の學問と異り、全く一般實用の學問であることを唱へ、次いで讀書の教材及び學習の順序に説き至り、漢籍にしても唐音に依らず、國訓するところに意義があると主張し、基礎教材について音訓・字義を授けたなら、諸種の書籍に就いてその讀書力を活用させ、廣く各種の知識を、探求會得するのが學習の要旨であると言つた。

随つて、學習順序も畫一的進度・畫一的配當を避け、學習の連續的發展性と兒童天稟の差異とに依り、適當に遲速を加減すべきことを主張した。

(四) 習字教授法 ここでは、益軒より尙一層徹底した實用主義を唱へた。書は、先づ、畫の少ない文字の楷書から始め、漸次、多畫の文字の行・草體に及び、土農工商の境遇・職業によつて、實生活に必須な文言・事項を習はすべきであるとした。

(五) 教授學習の意義 教授とは教師を主としての語で、子弟の素質・特性に應じて、之を啓發するのが教師の任務である。古經の訓詁・講説だけが教授の能ではない。子弟の能力の長短得失を知悉して、夫々善誨の道を盡すにある。學習とは子弟を主としての語で、子弟の

秀俊者は聞一知十の會得をするが、普通以下の者は、教師の指導の下に力に應じた研究を進め、不審の點は十分に之を質して、明確な理會に達するのが學習の眞義である。

● 批判 今日の自學主義の教授法は、既に二百年前、北海によつて示唆され、同じく學習指導を中心とする現代教授法も亦、既に、その幼稚な形に於いてではあるが、彼の唱道の中に見出されるのである。

第五 中井竹山と懷徳書院

● 地位 益軒・北海等は、教育思想家として優れてゐたのに比し、教育政策・學校經營上、卓見を有し且つ實行したのは中井竹山である。大阪の儒者中井覺庵の子で、父業を繼いで懷徳書院を經營した。當時斗符の腐儒に比して、確かに、經世濟民の壮志を有した逸材であつた。文化元年に歿してゐる。

● 竹山の教育普及策 (一) 寛政年度、老中松平定信の興學策に呼應して、屢々建議を提出したものが、「葦茅危言」「建學私議」等に殘つてゐる。

彼の意見によれば、先づ昌平坂學問所(昌平黌)の外、尙江戸・京都・大阪の三府には規模、

内容共に十分な學校を建て、次に奈良・堺・大津・池田・西宮・兵庫其他諸國の都會、幕府直轄の地には、土地の情況に應じて、大小の學校を建立すべしとし、そして、必ずしも、官營とは限らず、むしろ補助を仰いで地方有志の興起經營することを促し、この企を全國に及ぼさうとした。其等學校の教師として、民間の儒者を詮衡登用することは、一面獎學手段ともなつて最も適切であるとした。

(二) 初等教育に就いては、寺子屋を改善して國民普通教育機關とすべき策を建てた。即ち寺子屋の名を改め、僧侶のみの師を一般人にまで擴めて、兒童教育の還俗を説き、特に師匠の選任を嚴重にして、藝能よりも人物・徳行を主とすべきを論じ、成績良好の者には苗字御免の恩賞を與へること等を提唱してゐる。

◎ 中井履軒の教育理想國 庶民教育の還俗・普及は竹山の弟履軒(文化十四年歿)によつても述べられ、其意見は、彼の教育理想國を描いた「華胥國物語」に覗はれる。一篇の筋は還俗した僧とその妻及び篤實な老農が一致して、少・青年の教化に努力した結果、村治大いに擧り、有爲の人材が陸續として輩出するといふので、教育の效果の廣大なることを力説してゐる。

◎ 懷德書院 懷德書院は一に懷德堂と曰ふ。竹山の父中井登庵が、享保十一年、幕府に

請うて尼ヶ崎町に校地を得、始めて、學舎を建て、登庵の師三宅石庵、之に名づけて懷德と命じたのに始まる。登庵の歿後、二子竹山・履軒、力を合せて父志を繼ぎ、育英に従事すること三十年、偶々、火災の爲烏有に歸するや、百方官府に請うて再建し、特に、幕老松平定信の信任を得たので、該書院は最も當時に重きをなし、學教一時に振うた。その後、永く存続したが、明治二年に學業を廢した。今の懷德堂は實に之を記念すべき營造物である。

その教育法は、庶民繁昌の都たる大阪の事情に適合して、著しく教育の實際化・地方化を標榜した。即ち生徒は、大多數平民階級であるばかりでなく、その學習する教科目も、將來従事すべき職業を顧慮し、徒に、知識ある遊民を作ること avoided したのである。されば書院の教育は、時流に歡迎せられて、講説ある毎に、聽講者は、玄關の式臺まで溢れ出る有様であつたといふ。

(附題) 左につきて知れる所を記せ。一、懷德書院。(昭和二・豫)

第六 菅茶山(2108—2487, 皇紀)と廉塾

●菅茶山 菅茶山は、備後國福山の郊外神邊村の人、長じて京都に出て、那波魯堂の門に入り、程朱學を修め、中井竹山等と交遊した。郷里に歸り、家事を弟に譲り、學舎を建て、子弟教育に専念した。性溫醇、嘗て劇厲の風がなく、村夫子・郷先生を以て自ら安んじ、短袴粗服、自ら奉ずること極めて儉素であつた。その書齋にある時は、机邊に花を挿み、檐端に禽鳥を養ひ、講餘、只管吟詠に耽り、その詞藻は「黃葉夕陽村舍詩」について見ることが出来る。名は晉師、茶山の號は、附近の茶臼山の名をとつたのだと云ふ。

●廉塾

(一)沿革 最初、茶山自らの家塾であつたのを、盛大となるに連れて、藩主福山侯に乞うて、郷學とし、始めて廉塾と稱した。その廉塾の扁額は柴野栗山の筆であつた。藩の保護は甚だ厚く、毎歳官金を支給したが、茶山は、全部之を貯蓄し、塾田を買つて基本財産とした。學舎は狹隘ではあつたが、山陽南海の好學の徒は、何れも笈を負うて此處に學び、頼山

陽の如きも嘗て來り學んだ一人である。

(二)教育法 茶山は溫厚の君子、淳朴なる田舎翁の態度で弟子に臨み、極めて謙和であつたが世故人情に通じて、固陋の弊がないので、絶大の尊敬を集めた。經傳を講ずるには、一に朱子學に據り、謹言躬行して人格的感化を眼目とした。尙その簡素な塾風は、訓育上少からぬ良影響を與へた。

(三)廉塾の影響 廉塾はかゝる僻陬の地に位したけれど、その福山藩に及ぼした感化は勿論、他藩主にして、氏を召見しようとするものもあり、防州徳山侯の如きは、參府の往復に、屢々この村舎を訪ひ、又白河樂翁の如き、寛政三博士の如き、當代の重鎮とも遙かに酬答を重ねた事によつても、該塾がいかに海内に重きをなしたかと窺はれるであらう。一代の志士高山彦九郎が、巡遊の砌、茶山を尋ねて肝膽相照したこと、頼山陽を初め多くの人材を薫陶したこと等を考へれば、茶山ではなくとも教育者たるものの幸福、今更に新しく、胸奥に溢れ出づるのを、如何ともし難いではないか。

第三節 陽明學派の教育

第一 王陽明 (2132—2188, 聖紀)

● 小傳 陽明、名は守仁、字は伯安、明の憲宗の八年、浙江の餘姚に生れた。二十八歳で進士に擧げられ、後、諸官に歴任して、武勳亦甚だ多く、功を以て新建伯に任ぜられた。其の修養の次第を記するものに曰ふ、初め任侠の習に溺れ、再び騎射の習に溺れ、三たび辭章の習に溺れ、四たび神仙の習に溺れ、五たび佛氏の習に溺れ、正徳丙寅始めて聖賢の學に歸すと。嘉靖七年歿す。年五十七。著書「傳習錄」は、門人の録したもので陽明學の粹を聚めたものである。

● 王陽明の學說 王陽明の學說は、(一) 心即理說、(二) 致良知說、(三) 知行合一說をその三綱領とする。(一)、心即理とは宇宙の本體は理であつて、人心には生來理が具つてをり、心の外に理はないと見る說である。(二)、この心の理が明に正しく顯れたのが良知で、良知は慮らず、學ばずして善惡邪正を直覺する力をもつ。但し、人心には私欲があつて之を蔽ふから、種々の邪惡が存する。故に、人は常にその意を正しく、誠にして、私心を去

り、良知を致さねばならぬ。是れ即ち致良知である。(三)、眞の知は必ず實行を豫想する。

「知者行之始。行者知之成」れるもので、知行は正に合一する。

従つて陽明の修養法は、朱子學の如く、先づ、事物の理を窮めて後、實行するのでなく、所謂事上練磨で、短刀直入的に實行して、致良知の修練をなすに存し、最も實行を重んずるのである。

第二 中江藤樹 (2268—2308, 聖紀)

● 小傳 中江藤樹は、慶長十三年近江國高島郡小川村に生れた。幼時大學を讀んで發奮し、獨學して大學者となつた。長じて大洲侯の弟新谷侯に仕へたが、故郷の母に奉養する爲に致仕し、小川村に歸つて子弟を教育する傍、學究生活に没頭した。初め朱子學を奉じたが、三十七歳の時、陽明全書をよんで深く知行合一の說を信じ、我國陽明學の首唱者となつた。よく躬を以て教育の任に當り、その徳一郷に普く、時人は呼んで近江聖人と稱した。慶安四年四十一歳で歿した。村民が其家を修めて祠堂としたのが藤樹書院である。著書「龜圖答」。

● 教育說

(一) 教育の目的は、致良知の一語に盡きる。即ち先天的に具有する良知(孝)を發揮して、天道と合一させることである。彼は、その體驗から、良知の具體的内容を孝に見出した。この點から云へば、藤樹の教育は、孝道の實行にある。

(二) 教育の時期は、益軒と同じく幼時がよいとし、その理由として、この時期は、模倣本能の旺盛な時であるから、教育には適切な時期で、人の一生は、略こゝに定まるからである。德育の効果は、親が口で言ふより、實行模範を示して、子供の上に自然的變化を齎らすがい。教育の方法は、寛嚴その宜しきを得なければならぬ。八九歳頃から、孝經を讀ませ、その大意を訓へ、年齢に應じて、次第に、急用な知識から授けて、才徳を兼備させる。十五歳以後は、明德の明かな君子を選んで儒道を學ばせ、同時に士農工商の職に應じて、必要な知能を學習させる。學問の目的は、心中の良知を體認するを以て要とし、知育は第二義的のものとして、多讀博學を無用とした。武士には武道の研究、兵學の教養も必要としたが、そこにも、武藝の根本たる武徳の修養を肝要とした。

◎ 特色 藤樹の教育の特色は、徳風感化の強かつた點である。學說上の特色は、1、良

知を卑近な孝を以て説明して實行し易からしめたこと。2、學藝よりも修徳を重んじたこと等である。

第三 熊澤蕃山 (2279—2351, 聖哲)・池田光政

① 小傳 蕃山、名は伯繼、字は了介。元和五年京都に生れた。切に請うて中江藤樹の門に入つて修學に力め、業成りて、年二十七を以て、備前侯池田光政に仕へた。光政、委ねるに國政を以てしたので、蕃山、一意仁政を行ひ、爲に岡山の藩治大いに舉つた。晩年は幕府から白眼視せられ、不遇の裡に、七十三歳を以て古河に歿した。著書として「集義和書」集義外書「大學或問」女子訓」が知られてゐる。

◎ 教育上の功績 (一) 蕃山は陽明學派であるが、朱子學の長所をも之を認め、又神道を尊び、國學を重んじた。

(二) 常に、教育を以て治國平天下の基礎とし、その備前に在るや、自ら花鳥教場の教育に従事し、又光政が新に藩學を起し、聖師を祀るや、當時、致仕して年久しかつたにも拘らず招かれてその式を主つた。

(三) 教育の目的を實用・經世にありとし、故に學ぶ所は習字・讀書・禮式・音樂・數學等の文

字は勿論、弓馬・陣法の武事にも及ぼし、文武兼備の士を作らなければならぬとした。

(四) 教育の方法は、八九歳頃から之を初め、平易卑近の事項からはじめて、一時に功を急がず、一日一字主義の漸進法を採り、之等と共に禮法をも授けよと言つた。

(五) 女子教育にも注意し、「女子訓」「女子訓或問」を著して、女子を訓戒した。

③ 池田光政 池田光政は、新太郎少將と云ふ。爲人、豪氣英邁、寛永九年封を因・伯から備前に移すに及び、(一) 銳意果斷、國內の宗教を正し、風俗を改め、教化を勸めた。(二) 自ら刻苦して儒學を修め、武藝に勵み、熊澤蕃山を聘して、國政を委ね、儒教の理想を備前に實現せしめようとした。(三) 寛永十八年、花鳥教場を興して藩士に文武を授け、教授指針ともいふべき「花園會約」を規定して、教育の究竟目標を致良知に置いた。(最初は王學であつたが蕃山等の致仕後、漸く朱學に歴倒された。(四) 庶民教育に意を凝ぎ、寛文八年、領内に百二十三箇所の手習所を設立して、手習・算用・講釋を授けた。これ日本教育史に特筆すべき一大事實で、世界最初の普通教育と稱せられるゴーター侯エルンストの學校令に後れること僅かに二十四年である。この實施は、唯の七年にして廢されたが、其結果として備前一國の風教は

頓に刷新され、かつて、全國から孝子が旌表された時には、岡山藩からだけで數名の旌表者を出し、他にその比を見なかつたのは、一にこの賜と見るべきである。光政は天和二年に歿した。

第四 中根東里 (2354—2425, 皇紀)

① 東里とその教育 中根東里は、享保頃の陽明學者である。その弟の妻が、嬰兒芳子を遺して死んだが、弟は貧困で乳母を雇ふことが出来ず、且つ、職業のため外出しなければならなかつたので、隣家の老婆に託したが、その女は、冷酷にして芳子を愛育しなかつたので、兄東里に託した。時に芳子は四歳であつたので、組織的な教育が出来ぬところから、東里は態々芳子の爲に婦人の道を説いた書を作り、鳥獸の畫を加へ、「新瓦」と名づけた。その中に成人の使つてゐる事物の名稱を、その儘教へても、幼兒は理解することが出来ないから、子供に理解し得る程度に合せて、物の形狀を眞似、聲音を寫して事物を知らしむべきことを述べてゐる。即ち、幼兒の心理に立脚した一種の直觀教授である。

第四節 古學派の教育

第一 伊藤仁齋 (2287—2365, 聖紀)

● 小傳 仁齋は、寛永四年、京都の堀川に、一材木商の子として生れた。幼より學を好み、始め、程朱の學を修めたが、後、一家をなし、「大學は孔子の遺著にあらず、宋儒理氣の説は皆佛老の緒餘にして聖人の旨にあらず」となし、「論語古義」及び「中庸發揮」を著し、古學を唱道した。人となり至純、親に事へて至孝、道を説くこと四十餘年、門生全國に遍く、その數三千を越えたといふ。諸侯の招聘を全部固辭し、一生尾羽打枯らした浪人儒者として終始し、一回も京都を離れず、堀川學校を開いて専心、教育に従った。「語孟字義」「童子問」は名著である。子東涯(2330—2395, 聖哲)よく父の學を紹いで、一時天下の學者七八分はこの學派に歸したのであつた。依つて紹述先生といふ。

● 仁齋の教育説

(一) 仁齋によれば、教育の目的は道の實行にあり、道は人間本具の惻隱・羞惡・辭讓・是非の四端を擴充することによつて成立つとして、最も實踐を尊んで、多聞多識を拒け、經濟・

政治の事功學を排した。

(二) その教育法は、個別主義・自發主義を採つて、子弟の材能に應じ、個別指導を行つて、その長所を發揮させようと力め、畫一教育を排斥した。

(三) 師の選定には特に戒心を要し、然も一度費をとれば、之に仕ふること父母の如く、決して師恩を忘却してはならない。師も亦弟子を見ること赤子の如く、弟子の學徳が却て己に勝ることを希ふべきであるとし、「師弟の道」を説くこと、頗る懇切なものがあつた。

(四) 訓育法 「同志會」を設け、毎月三回、一堂に會して、相互に切磋琢磨した。この會に五箇條の盟約があつた。之は即ち仁齋の訓育の骨子と見るべきものである。

一、互に、相謙下して自ら矜ること勿れ。自ら矜るは學徳の進歩を阻害す。

二、學は日新を貴ぶ。

三、互に問學躬行を語る外、富貴利達・服章財器・雜藝機巧の法は堅く禁遏す。

四、道を信ずること篤く勇往邁進すべし。功名利達の志ある者はこの會に加はること勿れ。

五、言ふ所行ふ所に違ふは忠信に非ず。深く之を誠む。

(問題) 伊藤仁齋の教育事業を挙げ併せて其訓育上の思想を評論せよ。(大正一一本)

第二 荻生徂徠 (2326—2338, 聖紀)

● 小傳 徂徠は江戸の人、十四の時、父が事に坐して上臈に流されたので、その間十三年、學業大いに力めた。江戸に歸るや、芝増上寺門前に朱子學を講じた。これに依つてその才學が認められ、遂に五代綱吉の前に經書を講ずるに至つた。後彼は門戸を張つて教を垂れ、所謂荻園學派(住居が荻場町にあつたため)の勢力は一時江戸を風靡した。八代吉宗に至つて幕府に重用され、政務の諮詢をも受けた。徂徠は、初め、朱子學を信じたが、中年頃から古學を唱へた。その古學も仁齋とは異り、古文辭の研究を目的としたもので、特に古文辭學派といはれるのはこの謂である。

● 教育說

(一) 教育の目的 教育の目的は、道の實現にある。しかも、その道は仁齋のいはゆる仁義道德ではなくして、先王の作爲にかゝる禮樂刑政である。随つて、教の大なる者として詩書禮樂の四教を挙げ、知育の徹底によつて教育の目的を完成することが出来ると唱へた。

(二) 徂徠の教育主義は、他に比して極めて寛大で、「君子は輕々しく人を絶たず、亦輕々

しく物を絶たず。」といふ主義で、苟も學に志ある者は賢愚・善惡の區別なく之を收容し、教授するを厭はなかつた。所謂清濁併せ呑むの態度に出た。

(三) 徂徠は、亦朱子學派の畫一主義に反對し、大いに個性尊重を主張した。人はその性を異にし、その徳を異にする。教育はこの差別に着眼して、天性の長する所を十分に伸ばすべきであると唱へた。

(四) 教育方針も頗る寛大で、善惡を細かく責めることなく、努めて開發主義を採り、生徒から求めなければ説かない方針であつた。

(五) 先王の道を知る爲には、古文を読むことも一法であるが、更に進んで古文を作ることが一層有効であるとし、作詩・作文を奨励した。

(六) 漢文教授法 從來の漢文に訓點を附して、倒讀することを變則とし、支那音によつて直讀して意味を取る表音主義を主張し、自ら之を實行し、正則の研究法を開かうとした。

● 批判 徂徠が個性主義を熱心に主張し、干涉督察を避け、寛大で、自由で、開發的に指導したことは、敢て徂徠の創見ではないが、その著しい特色である。又文藝を中心として

知的・情的の教育を重んじ、漢文直讀法を提唱したのは、新機軸を出したものと云つてよい。太宰春臺・服部南郭・山縣周南・安藤東野等の特色ある人材を出したのは、確にその教育主義の結果である。しかし、徒らに、文辭の末に走つて仁義禮法を嗤笑し、往々にして素行の修まらぬ者も出たのは、之亦その教育法の罪であると言はねばならぬ。

第五節 折衷學派の教育

第一 細井平洲 (2388—2461, 聖紀)

●小傳 平洲は享保十三年、尾張國知多郡平洲村に生れた。長じて中西淡淵に學んで折衷學を唱道した。二十四歳の時、其の師と共に江戸に移り、自ら嚶鳴館を開いたが、門下となる者多く、諸侯亦治道を聴く者が多かつた。殊に、米澤侯上杉治憲(鷹山公)は、賓師の禮を以て迎へたので、平洲は米澤へ行くこと前後三回、その學政を輔けて興讓館の制を定め、其他行政・教化・殖産・興業の事に參畫した。後、尾張侯に召されて明倫堂を改革し、功績また大いに擧つた。資性、父母に孝に、友義に厚かつた。著書「嚶鳴館遺草」「つらつらふみ」。

●教育説

(一) 平洲は藤樹・仁齋と異り、政治に興味を有ち、教育論もこゝに立脚して、教育は國風をよくする用具である。故に國君仁政の第一は教育であり、國內平和の本も亦教育である。そしてその目的は成徳育才、その器用を盡すにある。

(二) 個性主義 人には素質・特性の相異がある。教育はこれに應じて行はれ、以て人材を育成すべきことを説いた。徂來の個性尊重主義と符節を合するの面白い。

(三) 教師論 最良の師は、學徳兼備の人格であるが、かゝる人は稀であるから、人となり、溫順正直で、人の美を稱することを好み、人の善を聞くを好み、經典を敬信して、一言一行でも、日々の修養を怠らぬ人であれば立派な教師である。

(四) 環境が教育に及ぼす力の大きなることを認め、近習の臣の大切なことを説いた。

(五) 訓育は、教師の最良の模範を以て、子弟を徳化することを理想的とするが、尙賞罰の必要をも唱へた。但し、罰は可成少くし、賞を多くして、他を之に倣はせることを可とした。

(六) 通俗教育 平洲は民衆の現實に即した通俗教育の必要を痛感し、卑近な平談俗語を以

て、日常見聞する生氣潑瀾たる實例を引き、丁寧深切な訓誨を施した。

(七) 普通教育の唱道 平洲は亦普通教育の必要を唱へた。その直接指導を施した米澤興讓館は、階級制度を一洗して、「出家沙門、若くは庶民と雖も、登堂平等たるべし。」と規定して、普通公共教育を施した。

◎ 批判 平洲は學者と言ふよりも徳教家であつたため、學問の工夫よりも、成徳の工夫を多く説いた。その個性主義は先蹤もあるが、行政家の立場から封建國にふさはしい教育を説き、教育制度や教師論を明にし、又賞罰についても明言した。

平洲の民衆教化は、米澤・名古屋に止らず、その近隣にも大きな刺激を與へ、心有るものをして民衆教化の價值と方法とを切實に考へさせた。教師設置説・武術師設置説等はその具體的あらはれである。

第二 廣瀬淡窓 2442—2516、皇紀と咸宜園

◎ 廣瀬淡窓 淡窓、名は建、字は子基、通稱求馬といひ、淡窓は其の號である。豊後日

田の人、天明二年、市井の人として生れたが、家業を弟に譲つて、筑前に出て龜井道載・元鳳父子に師事したが、間もなく日田に歸り、經史百家の書を精讀して、頗る蘊蓄する所があつた。文化二年、二十四歳の時、始めて學舎を日田に開いたが、後に堀田村に移して咸宜園と名づけた。學徒日に増して入塾する者毎歳百を以て數へた。氏は生來多疾、殆ど郷關を出なかつたが、識見高邁、聊かも固陋な所はなかつた。咸宜園の教育に従事すること五十餘年、その養成するところの學生、前後總て三千餘人であつた。官はその功を賞して世々苗字・帶刀を許した。安政三年、七十五歳を以て歿した。氏は、清麗な詩を好くして文名一代に高く、學は儒老の調和を以て折衷學を唱へた。

◎ 咸宜園の教育 淡窓の教導法は、全く注入主義を排斥して啓發主義を採り、一に天才教育主義によつて個性の十分なる伸展を期した。氏は先づ教授に於いて、生徒を下等生より上等生へ十九級に分ち、順を追つて學習せしめ、進級を許した。即ち、この級は現行の學期・學年に相當する。訓練に關しては、極めて自然的な自治訓練が行はれた。即ち、職任・飲食・出入・用財等の學園の内外に於ける生活が適切に規定され、校内の巡警・火盜用心迄、當

番制によつて交代に割當て、飯食の如きも概ね自炊せしめた。「君川流を汲め、我薪を拾はむ。」の淡窓の詩句に依つて、その實況を追懐することが出来る。又徳性修養の爲に萬善簿を工夫し、又勤勞教育として、貧困學生には、按摩術を練習させて、學資を補はしめたりした。咸宜園は明治四年まで續いて、九州に於いては帆足萬里の稽古堂と共に盛名ある私塾であつた。

第六節 武士道學派の教育

第一 山鹿素行 (1782—1845, 聖紀)

●小傳 山鹿素行は元和八年、會津に生れた。少時より群書を博覽し、兵學を修め、深く自ら工夫する所あり、家塾を江戸に開いて子弟を教へた。名聲忽ち高く諸侯の教を乞ふもの多く、門下生二千人を超えるに至つた。その爲、幕府の注目を受けてゐたが、寛文六年、「聖教要録」を著して、宋明の儒學を斥けるに及び、忌に觸れて播州赤穂に流謫された。後年四十七士の美譽のあつたのも、その際の儒學の薫化の功であると傳へられてゐる。後、許されて江戸に歸り、貞享二年、六十四歳で歿した。「山鹿素行」はその名著である。

●學說

(一) 古學の唱導 朱子學・陽明學を排して、直ちに蹊を孔孟に接しようとする古學の提唱は、仁齋よりも稍々早い。

(二) 士道論 意志の鍛錬と、儀容の修爲とを主とし、武士としての人物を陶冶しようとした。

(三) 國體論 我國體の尊嚴性を認め、當時の儒者の陥つた支那崇拜の妄を啓いた。

●教育說

(一) 學問の目的 素行は、性を解して、天地間の理氣が妙合し、感通して、萬物を發生せしめる作用であると考へた。故に人にも物にもこの性があり、萬事に感應するのである。故に、多くの事物に接すれば、自ら知を磨き、又天理に己が行を合一させるから、徳を磨くことが出来る。従つて、彼は知育・徳育を並び重んじた。

(二) 教育の方法 従つて教育の最良手段は、事物に應接することである。この急務を捨て、讀書に耽るのは誤である。しかし理氣の交感に過不及があるから、そこに人物の差が生

じる。聖人は、最も粹然たる性を具へ天地の正氣を得てゐるから、その知は最も廣く、その行に自ら條理がある。故に、人は聖人によつて知を磨き、性をして天理に合せしめねばならぬ。其には聖人に師事するか、聖人の書を読むべきである。

(三) 教育の責任者 教育の責任者には、國君と父母との二がある。先づ、風俗を正すには、學校を建てなければならぬが、その應急手段として、村々にある社寺を學校に代用し、町毎に手習師匠を置き、町費で學校の費用を支辨すべしと説いた。家庭教育では、母よりも父が教育の根本で、幼時より見聞せしめることは、皆善を以てし、寸毫も惡を許してはならぬ。しかも、教戒は年齢に應じて施すべきものとした。

(四) 女子教育 女子は柔和從順の徳を本とし、中に貞節を保ち、毅然たる節操を守るやうに養成しなければならぬ。快樂遊戯に耳目を娛ませず、將來子女を教養するだけの準備を作るのが大切である。

(附題) 山鹿素行の教育説を略述せよ。(昭和三・本)

第二 林子平

① その人物 林子平は、江戸に生れ、仙臺藩に仕へた。高山彦九郎・蒲生君平と共に寛政の三奇人と呼ばれてゐる。時恰も外國との事、漸く、紛雜を來さんとするの際で、海防・兵事の必要を痛感し、「海國兵談」等を著して、國民の深い憤慨を刺戟したが、却つて幕府の忌諱する所となり、子平は仙臺に幽屏せられ、自ら六無齋と號した。その著「父兄訓」は、痛烈骨を刺すが如き筆端を以て、子弟教育の必要を、世の父兄に警告したものである。

② 教育説

(一) 教育効果論 子平は教育の力に就いて、極めて深い信念を持つた。人の賢愚善惡は、生得ではなく、全く、教育の結果に依るとし、家庭・國家・社會の安寧幸福・進歩發達は、擧げて教育に基づくものとし、一家の不和・社會の罪惡は、一に子弟教育の不徹底の爲と考へた。

(二) 教育の綱領 隨つて父兄たる者は、その誕生と共に之を教育すべき義務を負ふものである。而してその教育の綱領は孝・悌・忠・信・勇・義・廉・恥の八徳が人の土臺である事を體得させ、其以上の學術・技藝に至つては、人々の材能如何による事であると唱へた。

(三) 教育方法論 教育の途は胎教に始まる。家庭教育にあつては、行儀・躰方の大切なるを説き、更に、子弟の修學に對する父兄の教導監督の責任を指摘して、擇友の必要、兄弟の愛情等に及んでゐる。しかも、決して、兒童放任主義に與せず、むしろ嚴肅な訓練と、周到な養護とを必要としてゐる。

(四) 教育の内容に關する卓見 第一、「子弟を教ふるには幼少たりとも能々心法を吞込すべし。」と言つて、精神教育の必要を説き、第二、身分・境遇に應じて、生活に即した堅實な教育を加へ、一技一藝を覺えて、自立自營の人たらしめようとした。第三、國民的見地を重視し、現實社會の推移に對して、適切な交渉を保つべしとした。之等の諸點に於いて、子平の所説には傾聽すべき所が多い。

第三 吉田松陰 (2490—2519, 無記)

● 小傳 吉田松陰は、天保元年、長州萩の松村に生れ、早く養子となつて吉田家を繼いだ。幼時から、家學であつた山鹿流の兵學を修め、長じて佐久間象山に陽明學を學んだ。横井小楠・藤田東湖等

と交遊したのはこの時であつた。恰も幕末に際會し、外艦は頻りに近海を脅したので、松陰は國事を憂ふるの餘、大いに勤王の大義を唱へ、熱心な攘夷論者として東奔西走した。安政元年、下田港より米艦によつて渡米せんとして成らず、罪せられて長州野山の獄に送られ、二年の後、郷里松本村に私塾を開いて子弟を教授することを免された。これが有名な松下村塾である。その期間は、僅々二年半の短日月であつたが、長州の志士に與へた薫化の効は、殆ど測知るべからざるものがあつた。偶々安政の大獄起り、松陰も之に坐して罪を得、安政六年、江戸に送られ小塚原に刑死した。時に年三十、著書に「武教讒録」がある。

● 松陰の教育

(一) 教育の目的 「君臣一體・忠孝一致」の實を擧げることが、吉田松陰の教育の目的であつた。換言すれば、邦家の爲、有爲の人材を作るにある。君臣の義、華夷の辨を知り、實行的精神の旺盛な人を作るにある。

(二) 教育法 彼の教育法は、自信と抱負と熱と愛との結晶である。「松下雖陋村。誓爲神國幹。」天下を奮發し、四夷を震動するは、即ち長州にあり。その長州の大に顯はるゝは、必ず松下邑より始まらん。」の語を見れば、その教育主義の根幹を察するに難くない。その教育法は實用的・勤勞的特色を有し、師弟共に出でては耕田し、入りては搗米する作業間に、

書を講じ、道を論じ、子弟と共に學び、共に行ふの法に出た。

(三) 訓育の原則 訓育の原則は、士規七則中の、(一)死而後已。(二)堅忍果決。(三)確乎不可拔の三に歸着する。

(四) 學校論 當時の學校が、専ら士人に限られたのに對して、一般庶民も亦學に參すべく學校と相並んで作場を設け、以て各種の作業を教へよとて、大いに勤勞作業の風を尊重した。更は素行の女子教育の先蹤をつぎ、その著「女誠」の中に女學校の設立を論じ、士大夫の女にして、八歳乃至十歳以上の者は、日々學校で教育を受くべきことを唱へた。

③ 教育の効果 村塾は狹隘にして、僅に八疊と十疊半との二間を有する陋屋、その期間は二箇年半に過ぎなかつたが、松陰の偉大高潔な人格と、如上の適切な教育法とは、雲の如き多數の人材を輩出せしめた。即ち國老益田・福原を始め、高杉晋作・久坂玄瑞・前原一誠・木戸孝允・品川彌二郎・伊藤博文・山縣有朋・井上聞多・山田顯義等の英材は、何れも皆松門に教を受けた逸足中の逸足である。

④ 所感 吾等は、松陰先生及びその事業を偲ぶ毎に、人格の及ぼす力の如何に絶大であ

るか、目のあたりに想見して、今更に、低頭無量の念に堪へないものがある。

(問題) 左につきて知る所を記せ。吉田松陰。(大正一二)

第七節 皇道學派の教育

第一 開齋學派(垂加派)

① 山崎闇齋(2178—2342, 幽菴) は京都の人、初め、僧籍に入つたが、還俗して儒學に志し、谷時中の門に入つて、朱子學を究めた。後、神道に心を寄せ、儒佛を應用して新神道を唱道した。謂はゆる垂加神道である。

② 垂加神道 垂加神道の要は、上代の神道を無上の標準として、敬神と尊王とを主張し、祖先崇拜の思想と君主尊重の思想とが相合して、祭政一致・忠孝一本となるとの日本主義を主張し、明かに國家至上主義を唱道した。

③ 教育説 闇齋は頗る敬を重んじ、弟子に對しては甚だ嚴格であつた。書を講ずる時は

音聲は破鐘の如く、面色は怒れる如く、威風あたりを拂ひ、聴く者自ら襟を正したといふ。その教風は文學・文章の末に拘泥せず、浮文を去り、實學を主として大いに實行を奨励した。されば弟子の心服するもの多く、佐藤直方・淺見炯齋・三宅尙齋・保科正之・玉木葦齋・正親町公通等が出、幕末の志士山縣大貳・竹内式部も亦闇齋の系統であつた。

第二 水戸學派

● 水戸學派 水戸學派は、曩祖光圀の素志を繼承し、神道を根本義とし、之を扶翼するに朱子學を以てし、大日本史編纂事業を中心として、常に尊皇敬神の大精神を鼓舞した所の一大學派である。

● 水戸學派の特色 (補永茂助博士。)

(一) 皇室を尊崇すること。

(二) 尊嚴なる國體を擁護すること。

(三) 神を敬ひ、儒教を崇ぶこと。

(四) 忠孝無二と文武不岐とを説くこと。

(五) 一般に大義を明にし名分を正すこと。但しその主張せる大義名分説が、闇齋學派の説く尊皇賤弱である、尊皇敬幕である點は注意を要する。

● 水戸學派思の想的區分 水戸學は、之を左の三期に分つて考へるを便利とする。

1 第一期 義公中心時代で、朱舜水・安積澹泊・栗山潜鋒・三宅觀瀾等の最も力を盡した時代。(基礎時代)

2 第二期 文公中心時代で、立原翠軒・藤田幽谷等が文公の復古事業を輔けた時代。(復古時代)

3 第三期 烈公中心時代で、藤田東湖・會澤正志齋・豊田天功等が志類の編輯に盡力した時代。(大成時代)

● 水戸學派の教育上の思想

(一) 忠孝一致の國民道德の精華を宣傳しようとするにある。

(二) 文と武とが相背反する事なく、融合して一體となつた人物を作らうとするにある。

(三) 學問と事業とを相岐れしめることなく、高遠なる學殖を以て、政治・事業の實際に従事し、しかも、尙學問を忘れぬ人を作らうとするにある。

⑤ 影響 水戸學派の大義名分の確立、大義滅親底の大精神は、明治維新の大業を完成するの精神的基礎となつた。星霜を閲すること二百五十年、卷數三百九十七、その量、その勞に於いて、天下無比の大著述である大日本史の完成も、亦忘るべからざる該派の偉績ではある。

第三 國學派

① 國學派 中世以後の神道は、或は佛教と習合し、或は儒教と握手して來たが、徳川時代に至つて、極力之を排して古神道を主張する一派が出來た。之を國學派といふのである。古典の研究は僧契沖に始まり、荷田春滿によつて開かれたが、賀茂真淵・本居宣長・平田篤胤に至つて燦爛として光彩を放つた。

① 本居宣長 (2390—2461, 幽菴)

(一) 本居宣長は伊勢松坂の人、鈴の屋と號する。賀茂真淵晩年の門人で、「古事記傳」四十

八卷の著者として名高い。古事傳は、實に三十五歳にして稿を起し、六十九歳で完成した苦辛慘澹の書である。その古道闡明の副産物としての文學論に「物のあはれ」の説の創見がある。

(二) 宣長の主張 宣長の目的とする所は國民精神に存する儒教的・佛教的粉飾を去り、國初の人民の精神生活を體得せる人を作るにある。そしてその方法は古典を研究して之を體驗するにある。古道は漢字で表現されてゐるので、それを明らかにするには漢文の知識が必要であると云うたが、又處世の爲に大切な職業的知能も習得すべきことを云つた。

(三) 宣長は、この信念を以て子弟を導き、その感化の波及する所、幾多の國學者を起し、わが國民道德の他に卓越してゐる所以を闡明して、明治維新の精神的背景を作つた。

第四 歴史學派

① 賴山陽 (2140—2492, 幽菴)

この派の泰斗は賴山陽である。山陽は安藝廣島の人、幼時より刻苦精勵、特に史學を愛好し、造詣が深かつた。その菅茶山の廉塾に學んだことは曩に之を見た。山陽は京都に三樹坊の塾を開いて、子弟を教授する傍、著述に従ひ、筆端を呵

して大義名分を明にした。二十五歳の若年にして、有名な「日本外史」は成り、晩年、湯樂に親しみながら執筆したものに、「日本政記」がある。何れも其の他の著書・詩文と同じく、悉く忠君愛國の精神に満ち、慷慨・氣節の念に富んだもので、世道人心に及ぼした影響は頗る大きいものがある。

第八節 經濟學派の教育

第一 經濟學派(獨立學派)

● 經濟學派 切實な實際生活問題に解決を與へるべく生じた學派が、經濟學派又は獨立學派である。この派では治民・經濟・教化の三方面が結合して研究對象となつてゐる。この派に屬する學者には、三浦梅園・帆足萬里・正司考祺・二宮尊徳等を數へることが出来る。

● 三浦梅園(2333—2419)は、豊後富永村の人、教育が人を移し、俗を化し、風を成す陶冶機能である事について頗る徹底した思想を有し、且その創始した學塾梅園は甚だ盛であつた。帆足萬里は、豊後日出藩の家老で、その致仕後、開いた西庵學舎(稽古堂)は、廣瀬淡窓の

咸宜園と共に、九州に於ける二大和塾として、四隣に大きな感化を與へた。嘉永五年歿。

第二 正司考祺

● 小傳 考祺は肥前有田の人、富商の家に生れて、學を好み、博覽強記、最も經濟の學に長じ、自ら山野を開拓して、産業振興の途を講じた。

〔教育説〕

● 教育の必要 考祺は、國運の隆替と文教の盛衰との相關を歴史的に考察して、富國強兵の基は教學であるから、人材養成は學校教育に須つものであるとの結論に達した。然して、彼は教育の仕事をして、外的に見て碁石細工に譬へ、內的に眺めて植木に比し、教育は幼時から始めるべきことを力説した。

● 兒童教育論 兒童教育の要は人倫禮容を教ふるにあつて、文學を授けることには存しないとし、寺院に於ける習字偏重の學習を非難して、寺子屋改善案を立てた。即ち村に一校市・町には三百戸乃至五百戸毎に、一校宛學校を建て、兒童を集めて教育を加へる。教師に

は手跡よりも徳行を主として選び、教材には孝經・論語・小學・家禮等を用ひ、品性陶冶を眼目とすべしと説いた。

④ 國民教育普及徹底策 考祺は更に、(一)學校の官營を主張して、無月謝主義を提唱し、貧困兒には學用品給與の途を開いて就學に便ならしめよと云ひ、(二)其の財源として、教育基金の設置を勧め、備荒貯蓄の官財は須らく之を教育費に用ひよといひ、學校は單なる知能の授與に止らず、進んで治産服業の實業勤勞教育も施すべきであるとし、治教一本の策源地を學校に置いた。

⑤ 教授方法論 教授方法に關しては、一組の兒童を二十人とし、個別指導によつて十五歳まで普通教育を施す。學問の目的は必ずしも儒者を作るのではないから、その方法は素讀による大意把握主義を主とし、十五歳以後は子弟の志向に隨つて修業させよと唱へた。

第九節 洋學の發達

第一 洋學の起原

① 洋學の起原 天文十八年、エスイタ派の長老フランソア・ザ・ヘル(1506—1552, A.D.)は鹿兒島に来て、基督教を宣傳したが、後には傳道の必要から、(イ)肥前の有馬、(ロ)豊後の府内、(ハ)近江の安土等に學校を建設し、宗教の外、西洋の學術をも授けたので、洋學が次第に擴まつた。信長は政策上布教を助けたが、秀吉・家康は相續いて之を禁じ、更に家光の時に至つて禁書令を布いてから洋學研究の道が絶え、泰西諸國の狀況は、只交易に来るオランダ人の口から聞傳へるに過ぎなかつた。

② 洋學再興 六代家宣の時、西川如見・新井白石等が、率先して、通詞によつて、西洋の事情を研究して、洋學再興の途を開いた。寛永六年、ローマの宣教師が渡來したとき、白石がオランダ人の通辯を介して、その問答を採録したのは、「西洋紀聞」「采覽異言」である。

第二 洋學の發達

① 洋學々習の始 吉宗は卓見の名主で、夙に西洋學術の採用に志し、享保五年、始めて洋書輸入の禁を解き、宗教以外の洋書を購讀する事を許した。元文四年、吉宗はオランダ人

が、天文・地理に精通してゐるのを聞き、且その書籍を見て、圖畫の精密なのに感じ、青木昆陽(2358—2429)に命じて、その書を読ませ、遂に昆陽を評定所の儒者とし、長崎に遣して、蘭書を學ばせた。之が洋學々習の始である。しかし、當時、昆陽が記憶してゐた語數は、僅に五百語であつたといふ。

① 翻譯 豊前中津の藩醫前野良澤(1803—2463、脚註)は、明和八年、四十七歳の時、昆陽に就いて始めて蘭學を學んだが、藩主は彼を長崎に遣して蘭學を修業する事を許した。後、良澤は江戸に歸つて、杉田玄白・桂川周甫等と共に、刻苦精勵四箇年の歳月を費して、蘭人の著書「人身内景圖說」を翻譯して、「**解體新書**」と名づけたが、「一語に一月を費し、數日尙一句を解する能はず、稿を改むる事十一度」といふから、其の困難さが想像される。次いで良澤は、「**和蘭譯文略**」「**蘭譯箋**」を著して譯語の楷梯とし、良澤の門人大槻玄澤は、「**和蘭文法書**」を著し、稻村三白は、「**ハルマ和解**」を作つた。世に白石・昆陽・良澤・玄白を蘭學の四大家と呼ぶ。

② 諸外國語の研究 寛政年間ロシア人が渡來して、露語の研究が起り、次いで英語の研究も着手され、文化八年、幕府は翻譯局を設置した。文政九年、青地林宗は「**氣海觀瀾**」を著

して物理學を、天保十年、宇田川榕庵は、「**舍密開宗**」を公にして化學を紹介した。次いで、フランス語・ドイツ語も傳はり、其結果、單に醫學だけでなく、天文・地理・物理・化學・兵學等も傳來した。安政二年には洋學所・醫學所が設けられた。

④ 留學生 幕府は文久二年、内田正雄・榎本武揚・赤松則良・西周・津田眞道等を留學生としてオランダには派遣したが、慶應元年にはロシアへ、同二年にはイギリスへ、同三年にはフランスへもそれ／＼留學生を派遣したのである。この頃、諸藩士にも海外に留學するものが漸く多く、そのまゝ明治の御代に及んだ。

第十節 幕府の學校

第一 昌平黌(昌平坂學問所)

① 沿革 寛永七年、家光、上野忍ヶ岡の地五千坪と金二百金とを林羅山に賜ひ、書院・塾舎を開かしめた。是が昌平黌の起原である。同九年、尾張侯徳川義直、聖廟を附設し、寛

文三年、家綱、弘文館の名を與へた。元祿三年、綱吉、弘文館を湯島に移して、昌平坂學問所（約して昌平齋といふ）と改稱し、羅山の孫林鳳岡を大學頭として廟學の事を掌らしめた。寛政中、家齊、明制に倣つて學舎を改修し、異學の禁を發し、純然たる官學とした。維新後、明治二年大學と改稱したが、同四年廢校の運命に逢つた。その後僅に遺存してゐた聖堂も、大正十二年の震災で烏有に歸したのである。綱吉自筆の「大成殿」の扁額も同時に燒失した。

●教育主義 昌平齋は、修身・治國の道を究め、實務の人材を養成して幕政を輔けさせるを目的とし、その教育方針は儒教主義であつた。教科は經學・歴史を主とし、従つて孔子はその唯一理想にして、新入生は先づ大成殿に禮拜し、春秋の釋典には、將軍親ら式に臨んで嚴肅なる儀禮を擧げた。諸教科の中心である經學は勿論朱子學で、經書の註釋は必ず一定し、新説を禁じ異學を抑壓し、決して、規定外の漢文及び横文の書を繙くことを許さない。その流弊として、學問の範圍が甚だ狭く、動もすれば舊義を墨守し、偏固に陥り、消極的・干渉的であつたため、大人材も多く輩出しなかつた。

●職員及び生徒

職員制

- 一、總理……林氏之を世襲。
- 二、御儒者……専任教官、四五人、皆旗本出身。
- 三、教授方出役……別に本務あつて教授を兼ねるもの。其他
- 四、教授方手傳。五、世話心得。六、教授法竝。七、調方出役等の職制があつた。

生徒

就學資格 七八歳以上として別に制限がない。寛政九年以前は士庶共に採つたが、その以後は士人に限つて入學を許し、之を通學生・寄宿生に分つた。

束脩・月謝束脩・月謝は之を徴しない。

●學科及び教授法 始めて入學した者は、先づ素讀所に入り、小學・四書・五經等の素讀を受け、次に初學所に入つて、左傳・國語・史記・漢書・蒙求・十八史略等を講讀質義し、その後、始めて經義の講釋をきく。講釋には御座敷講釋（四・九日の朝夕）・稽古所講釋（一・六日の朝）・仰高門日講（毎日十時から）の三種ある。この外會業と稱して、教授臨席の上、學生一堂に

會して相互に研鑽するものがある會業は經科・漢土史料・本朝史料・刑政科・詩文科に分つた。

⑤ 試験 生徒の會業及び聽講の勤怠は嚴に之を督勵し、若しある學科に通曉するものがあれば、教授見習に拔擢した。試験は之を吟味と名づけ、其には、毎月行はれる小試と、春秋二季に行はれる大試とがあつた。又、毎年十一月に行ふ素讀吟味、三年目に行ふ學問吟味があつた。素讀吟味及び學問吟味は、内外を問はず、幕臣は皆之に與ることが出來た。學問吟味の成績には甲・乙・丙の等級を立て、賞與各差があり、登用も亦次第があつた。

第二 和學講談所

和學講談所 和學講談所は、又和學所とも言ひ、寛政五年、塙保己(2406—2481)が官に請うて江戸麴町裏六番町の官有地を得て、之に學校を建てたのに始まる

その目的は、「主として國史・律令を研究し、古學を明にしようとするもの」で、(一)後進子弟に和學を教授し、(二)多くの古書を搜索編纂し、慶應三年まで七十五年間之を繼續した。有名な「群書類從」の編纂は特筆すべき大事業であつた。和學講談所は幕府の厚い保護を

うけ、林家の配下に屬して、塙家の子孫が世々その所長となつた。晩年に至つて塾生は、大いに増加し、中山信名・屋代弘賢・石原正明・松岡辰方等の有名な國學者が輩出した。

第三 開成所

① 沿革 開成所は十一代家齊が、文化八年、始めて淺草の天文臺中に翻譯局を置いて、之を蠶書和解方と稱して、蘭學者大槻玄等をして、翻譯の事を掌らしめたのに始まる。其後、家定は、之を洋學所と改めて九段坂下に移轉し、翻譯の傍ら、蘭學の講習を開始した。越えて文久二年、校宇を一ツ橋外、護持院ヶ原に移して洋書取調所と改稱し、翌三年、始めて開成所と稱して、林家に隸屬させ、蘭・英・佛・獨・露の諸外國語の外に諸種の科學を教授し、以て王政維新に及んだ。明治二年、大學南校と改め、醫學所と共に、現今の東京帝國大學の前身をなしてゐる。

② 職員及び生徒 職員は、所長を頭取と稱し、其下に頭取竝・教授・手傳・出役等を置き、職員は平均五十名を越えてゐた。

生徒は、最初は幕臣だけに限られてあつたが、安政五年以後は、諸藩士の入學をも許可した。開成所は、文久二年、初めて留學生として市川文吉・小澤圭二郎をロシアに、箕作奎吾・同大麓を英國へ派遣した。

〔附説〕 其他幕府直轄の學校には、醫學を教ふる醫學館及び醫學所・兵學を授ける陸軍所・海軍所があつた。又各地方在勤の幕臣を教育するためには甲府の徴典館・駿府の明新館、長崎の明倫堂、佐渡の修教館、日光の日光學問所等があつた。その中、甲府・駿府・日光には、昌平齋から教授方一名を年交代に派遣して學頭とした。長崎の明倫堂は、元は醫師向井氏の經營したのを、長崎奉行管理の下に官學としたもので、漢學・和學・醫學を授け、後には、外國語を教へて通事を養成した。

第十一節 藩學・郷學・漢學塾

第一 藩學

○藩學 藩學は諸藩主が、家康以來歴代將軍の文教獎勵の旨趣を體して、部下の藩士を教育する爲に設置した機關である。多くは藩地にあつたが、中には江戸藩邸にあるものもあ

つた。施設全國に普く、寛政以後は、特に盛でその數二百餘に及んだ。多くは強制教育であつて、教科は儒學殊に朱子學で、大部分は武藝を併課し、又國學・醫學等を加へるものもあつた。費用は普通藩の負擔とし、束脩・月謝を取らぬは勿論、學才俊秀なものには學資を給して、江戸其他に遊學させた。幕末になると藩にも新教育を施す必要を感じ、蘭學・英語・西洋數學・蘭醫・洋式兵術を併課するものが多くなつた。學則・教授法等は、概ね昌平齋に則つたものでどの藩學も、大同小異であつた。藩學中、淵源の最も古いのは尾張の明倫堂で既に寛永年間に出來てゐる。藩學に於ける訓練は其學校に在つても、武藝を稽古する時にも同輩の制裁強く、聊でも卑劣な振舞あるものは齒せられなかつた。而してその間に長幼の序が嚴重に立ち、幼者は長者に見習ひて武士たるの志操を磨いた。藩學の重なるものは之を前に述べた。

問題 徳川時代の藩學に於ける訓練の状況を述べよ。(大正八・豫)

第二 郷學

○郷學 諸藩の領地にある地方の學校で、藩主・藩士又は村民有志の設けたもので、藩

學と寺子屋との中間に立つ者は郷學である。是には士人のみを教育するものと、士庶共に入學を許すものとの二種類あつた。百餘もある郷學中、肥前の多久學校と、備前の閑谷學校は特に名聲が高かつた。

● 多久學校 肥前國小城郡多久村東原にあつた郷學である。校名を別に東原學舎又は鶴山書院と云つた。元祿十二年、佐賀藩の國老、多久氏の私設にかゝり、郷學中最も大きなもののである。越えて寛永五年聖廟を建設し、釋采の禮は爾來永く絶えなかつた。明治二年、藩廳の達で多久郷學校と唱へ、同四年學制の改革と共に多久小學校と改稱した。以上は沿革であるが、その教育内容を概説すれば、生徒は士庶併取り、八歳から二十五歳までとした。教科としては文武を兼修し、經學に於いては固く朱子學を奉じた。生徒數頗る多く、教化四隣に及んで、多久村は一時、「九州の鄒魯」の稱を得た程であつた。

● 閑谷學校 沿革、岡山藩の郷學。備前國和氣郡閑谷村にある。藩主池田光政、英邁の資を以て、特に庶民教育に留意し、寛文八年、領内に手習所百二十餘を置き、費用を給し、村民の子弟をして讀書・習字を學ばしめた。中にも和氣郡木谷村(後閑谷村と改む)は風光

明媚・最も講學に適したので、特に一大學舎をここに經營した。寛文十二年その成るに及んで、各郡の手習所は漸次に之に併合し、終に閑谷學校は封内庶民教育の中樞となつた。同時に學田を給し、該村の貢賦を納れる等して基礎が漸く固くなつた爲、幕府の嫌疑を受けた位であつた。幕末に至り、名儒山田方谷を招いて一時の頓挫を再興し、以て明治三年の廢校に至つた。生徒は通學・寄宿の二種として、筆硯等の學用品は官給であるが、寄宿の食費は自辨として、他領の者も入學を許した。教科は習字・算術・經書の講讀が主で、經學は凡て朱子學である。徳川時代に於ける庶民教育の旺盛は岡山藩を以て最とする。しかして岡山藩の庶民教育は實に閑谷學校を中心として發達したのである。

第三 漢學塾(學塾)

● 漢學塾 漢學塾は、儒者が私塾を開いて教授する所で、是に浪人儒者の開いたものとお抱儒者が公職の餘暇に教授するのと二種ある。何れも儒教主義の教育で、漢學を主としたが、中には洋學・和學等を併せ授けるものもあつた。孰れも經營者其自身が教育の任に直接

當つた事が、藩學・郷學と違つた點で、門弟も亦門地・身分の關係で他律的に入學するのではなく、師匠の學徳を欽仰して自律的に參集するのであるから、官僚主義・形式主義の風がなく、師弟の情誼も頗る緊密で、學術の研究と品性の修養とが併行してなし得られた。一言にして云へば、規定的教育でなしに人格的教育であつた。随つて、人材の輩出の如きも官學に比して却て優つて居るのを覺える。漢學塾の教育は徳川時代を飾る重要な教育事業であるばかりでなく、又東洋教育の誇でもある。

教育の方法は全塾生一室に會し、教師は上座にあつて見臺に向つて講義し、生徒は其下に居列んで聽講し、質問ある時は一人宛師の前に出て之を質すのである。多くは組別も時間割もない。若し生徒数の多い時はその中から、學力・操行の優れた者を選んで助教とする。束脩・謝儀は生徒の隨意である。

●漢學塾の起原 徳川時代に存した漢學塾の数は千五百に近く、中にも儒學を授けたものが大多數である。最も早く起つたのは慶長九年に松永遐年(尺五)の開いた京都の講習堂で、明治三年まで二百六十六年間の繼續を示し、藤樹書院・堀川學校等は之に次いで起つた

ものであるが、漢學塾の大多數は徳川後期に現れたもので、中でも著名なものは、既に前數節に於いて、これを述べたので再録の煩は之を避ける。注意すべきは、漢學塾は都鄙の一方に偏在せずして、津々浦々にまで普及し、よく地方文化開發の搖籃となつたことである。

第十二節 寺子屋

●寺子屋の發達 昔では文教の全權を握り、士庶の教育を掌つてゐた僧侶も、徳川期に入つては、幕府・諸藩ともに儒者を登用して士人教育に任じたから、次第にその勢力を失墜し、僅かに寺子屋で庶民教育に従事することになつた。其後庶民教育の普及に伴ひ、僧侶の手には委ねられず、神官・浪士・醫師・庶民等も之に加はり、中には女子にして之を開く者も現れ、名は昔のまゝながら、その實純然たる普通教育の機關となり、現今の小學校の前身とも見るべきものに發達した。寺子屋の發達は、一には泰平の餘澤に浴して、富有になつた庶民の旺盛な向學心に基づくものであるけれども、一には又吉宗・家齊・家定等の獎勵も與つて大いに力がある。かくて寺子屋は全國到る所に起り、天保の最盛時には、其數が一萬五

千以上に上つたといはれてゐる。

享保年度の獎勵 國家富強の根源として實學を勸奨した吉宗は、又社會風教の基礎としての民衆教育に着眼し、室鳩巢に「六諭衍義大意」を作しめて刊行し、名裁判官大岡忠相をして、江戸の寺子屋師匠を召出して、之を頒布させて教科書に充てしめた。かくて習字専門の寺子屋に道徳教育が加味された。

寛政年度の獎勵 十一代家齊將軍の時、老中松平定信の文武獎勵は寺子屋にまで及び、幕府の役人中にも其旨を奉じて農民・庶民の教育に骨折る者が輩出した。

天保年度の獎勵 十三代家定の時、老中水野忠邦は、綱紀を肅正し、風教を振興しようとし、殊に寺子屋教育に注目し、江戸町奉行に命じて諭達を寺子屋師匠に發し、その功績者を再三選奨した。

① 寺子屋と初等教育 寺子屋は百姓・町人の教育所であつた許りでなく、士分者の子弟も藩學・郷學・漢學塾に行く前に、概ね茲に通つて書讀の初歩を習つた。即ち寺子屋は當時に於ける初等教育機關であつて、士庶僧俗の別なく、男女の差なく收容教育し、その教科の如きも習字・讀書・算術等、萬人必須の基礎的教科目を授けたので、實質に於いて現今の小學校に該當するものであつた。

② 入學 寺子屋の就學者を寺子又は筆子と呼び、入學することを寺入又は登山と呼ぶ。

大抵八九歳で入門して三箇年位在學した。寺入は祝賀的行事で、赤飯・煎豆等を師家に納めたり、寺子を連れて天満宮へ参拜したりすることは全國共通の風習であつた。其他地方により、(奥羽・九州・四國)杯を交して師弟の契を固めるもの、或地方では、(關東・中國・近畿)寺子を盛裝させて、親が机・文庫を携行して師家へ参集したりした。

④ 規模 寺子屋の授業は、概ね四季を通じて行はれたが、寒村のものには冬季の農閑期だけに限つた所もあつた。寺子の數も不同で、五六人の僅少から五六百人の夥多迄あつた。全體として二十人乃至三十人の所が最も多かつた。教室は、繁華な土地で、しかも世襲的な師家では、特にこの目的で建造したものもあつたが、多くは、師匠の居宅を其儘に教室に充てた。

⑤ 教科及び教材 教科は習字を主とし、讀書を副としたのが最多で、其に算術を加へたのが之に次ぎ、習字だけを授けたものが亦之に次いだ。其他謡曲・禮法・修身・武道等の中一科目乃至數科目を加へたのもあり、希望に依つては裁縫・活花・點茶・漢學・詩歌等を教へたものもある。總じて教科目の加除選擇は師匠の見込と父兄の希望とで、その取捨は極めて自由で

あつた。習字の教材は一般的には伊呂波歌・村名・町名・名歌・國盡・苗字盡・庭訓往來・百姓往來・商賈往來・番匠往來・消息往來・千字文・諸證文の外、地方的材料を併せ用ひた所もある、大抵師匠手づから書與へたものである。習字は、能書を以て主目的としたが手本の讀解によつて、處世上必要な種々の知識を與へた。讀書の教材は男子には實語教・童子教・古狀揃・四書・孝經・小學等、女子には百人一首・女今川・女孝經・女大學等を用ひた。又算術の教程は、九々の練習から始めて、概ね八算・見一まで進んだもので皆珠算であつた。教科書としては皇劫記が最も廣く用ひられた。

⑥ 教授の方法 授業時間は、毎日午前七八時から午後二三時まで、休日は、朔日・十五日・二十五日・五節句・祭日等である。寺子屋といふとも田園村落の簡易型のもは、長幼を不問雜然と机を並べて學習したが、規模の整つた所では、寺子の進度の上から、教授の便宜の上から、性別に、又は年齢別に、二三乃至六七の組別を作り、頗る整つた學級制を有つてゐたのも少くない、一方兄弟子を使つて弟弟子を教へさする互教法が甚だよく發達してをり、地方により之を友教へ・友學びと呼んだ。

習字・讀書の教授法は、模倣主義・誦誦主義・反覆主義をモットーとした。一面純然たる個別指導主義で、教師の前に多くて三四名宛進んで教育された。

試験は、毎月末一回小浚ひと稱して手本の誦誦を試し、十一月頃大浚ひがあつて、手本を誦誦語書させ、又春秋二回の席書・七夕・書初等があつて其優劣を判じ、勉學を獎勵した。

⑦ 訓練法 教授・訓練の均衡は寺子屋教育では實によく取れてゐた。之は(一)師家が累代の世業であるから、習ふ方から云へば親も子も同一師家の恩を蒙つた場合のあること。(二)道徳文學に對する崇敬の念が庶民の間に普及したこと。(三)寺子屋の經營者がそのまゝ教師である場合が多いこと。(四)師弟間が家族的・家庭的であつたこと等が、直接間接に原因となつたのであらう。師道の肅正は特に重要視され、「七尺去つて師の影を踏まず」の教訓はこの社會の常識であつた。又懲罰の如きも線香・棒滿・竹篋・食止・お留め・無言線香等の方法が行れたが、他方「詫り役」と稱へて近所の老人等を頼んで詫を入れる方法も講ぜられた。一般に「お師匠様」はその土地の老幼から崇敬されてゐた爲、成人の後も音信を絶たず、尊師の美風は最高度に發揚され、多くの寺子屋師匠の墓は、その門下生の手によりて建立されて

あることでも、當時の美しい師弟間の道が偲ばれてならないではないか。

⑧ 管理法 管理の法は、區々にして一定しないが、故參の寺子を見弟子と唱へて、今日の組長にあたる行事をやらせ、かくて互助自治の組織が、期せずして自らはれたのは着目に値する。寺子屋に依つては出席帳簿があり、或は利札の表裏によつて、寺子の出缺を明かにした所もある。

⑨ 生活及び行事 單純な寺子屋生活を送つてゐる彼等の鶴首してゐるのは、歳時に行れた種々の行事である。書初・七夕・席書の外五節句・天神講・文珠講がその主なるものであつた。

⑩ 寺子屋師匠の地位 一般社會の有識階級が之に當り、或は里閭父兄の懇請によつて師匠となる場合もあつたのか、その社會的地位等も比較的高く、物質的報酬の菲薄であつたに拘らず、精神的には民衆の尊敬の集まる所となつた。江戸では寺子屋師匠は平民でも士分の待遇を受けてゐた。

⑪ 束脩・謝儀 束脩及び謝儀は父兄の隨意で、師家からはその種類も額も定めることは

なかつた。師は道を傳へるもの、必ずしも報酬を求めぬといふのが當時の一般思想であつた。先づ入學の際に扇子・菓子折・饅頭等を束脩とし、謝儀は年始・盆・五節等に都會地では外金銭を以てし、田舎では米穀・蔬菜・反物等の衣食の料を納めるものもあつた。其他月並錢・天神講錢・疊代・炭代等を出し、又家庭からは時々贈物をした。随つて恒産ある者は格別總じて寺子屋の經濟は豊とは云へなかつた。

⑫ 寺子屋の維持・派生 寺子屋の經濟は上述の如く貧弱であつたにも不拘(一)教室其他の設備・維持に大した費用を要せぬこと、(二)師家が家庭的・家族的に寺子の世話に當つたこと、(三)高足の弟子が献身的に助教・助手として師業を輔けたこと等の諸條件もあつたからとにかく維持し続けることが出来たのである。

さて上の第三の場合の助教・助手が、師家で教授法に練達して後は、自ら寺子屋を開く者が多く、特に都會地に於いては、かくして數多の寺子屋の派生を見るに至つた。この現象は一方に於いては初等教育機關たる寺子屋を増加せしめ、他方に於いては自然寺子屋間の連絡統一を助長したのである。

● 批判 以上を通じて寺子屋教育は(一)不完全なものであり、(二)且その教育程度も亦低かつたけれども、廣く普及し、生徒も長きは五六年若くは其以上も通學したので、初等教育としての効果は相當に擧がつた。その特色としては次のやうなものが數へられる。

- 一、反復練習主義 少數の教材を反復練習したること。
- 二、個別指導 生徒の個性・材能に適應した教授・訓練が施されたこと。
- 三、知育徳育の併行
- 四、人格教育 師弟間が親密で、師匠の人格はその儘生徒の人格に反映したること。

(問題) 寺子屋教育の沿革及び状況を略述せよ。(大正六・本)

左について知る所を記せ。庭訓往來。(大正一二・本)

第十三節 社會教育

● 徳川時代の社會教育

上流社會に發芽するを常とする文化の伸長は、徳川期に至つては漸くその自然的發達の結

果として一般民衆にまで波及しようとするの形勢を示した。生産階級としての庶民は、經濟的な獨立から精神的餘裕をもち、こゝに人格修養の機關・組織を要求することゝなつた。この要求を充足すべく出現したものが社會教育である。

佛教は幕府の政策によつて國教となり、布教上特別の熱心が必要としなくなつたために、僧侶は安逸に流れて名僧を出すことが著しく少くなつたので、後ではその感化が唯習慣的となり、潑刺たる力を失つた。そこで儒者の中には、貝原益軒・室鳩巢等は通俗な教訓書を著し、石田梅巖は心學を創めて商工民の感化を目標とし、二宮尊徳・佐藤信淵・大原幽學等は農民教育に努力した。この外平家物語・太平記等の軍談、謡曲、近松門左衛門の淨瑠璃、瀧澤馬琴・高井蘭山等の稗史・小説が風教上裨益する所の多かつたことも忘れてはならぬ。

第一 心學

● 石田梅巖(1674—1764) 心學は、八代吉宗の享保十四年、石田梅巖が京都で講筵を開いたのが始まりで、次第に都鄙おしなべて全國に普及した。

小傳 石田梅巖は名を勘平といふ。丹波國に生れ、幼時父の嚴正な薰陶を受け、二十三歳の時に京都に出て商家に奉公したが、常に神道を崇拜し、道德の研究に心を傾け、後、禪僧了雲の影響によつて禪學と朱子學とを學び、年四十五歳の時始めて京都に講席を開いた。

元來、心學とは朱子學又は陽明學を指したので、其等と區別するために、梅巖の心學を特に石門心學と云ふ。梅巖は性學と稱し、堵庵から心學と呼んだ。

② 石門心學の綱領 心學が「日本宗廟天照皇太神宮を宗源と貴び奉り、皇太神宮御寶勅に任せ」と述べてあるのは神道を立脚點としたことを示し、人の本心には五倫五常悉く具はるから私心を去つて本心を明にし、常にその命に従ふときは、一切の行動天理に合すと説くのは、儒教の中心思想を採つたものである。更に靜坐して本心悟得の工夫を凝らすのは是佛敎的修養である。かく神儒佛を打つて一丸となし、自性見得の工夫を中心として、通俗平易な講話と敎訓書とにより、社會民衆を敎化しようとするのが、石門心學の綱領である。

③ 敎育法 石門心學は、町人の敎化を目的として、平易に實踐道德を説き、自己の心性を悟得させて、人たる道を行はせようとしたのである。心學の敎育所は之を舍と稱へ、職員

には舍務を監督する都講と、道話及び敎授に當る講師とあつて、道話の外に、書籍の會讀があり自性見得の爲の靜坐があつた。道話は一般の民衆に對して行ひ、見性の工夫は隨從の弟子に對して行つた。然して會讀には四書・孝經・小學・近思錄等を用ひた、東脩・謝儀等は一切之を受けず、却て自費を抛つて道の爲に盡したから、その事業に精神あり、活氣があつて、徳川時代後半の民衆敎育上の功績は頗る大なるものがある。

特にその道話に就いて云へば、その内容は主として朱子學を中心とし、朱子學の思想を平易に嚙碎き、適切な引例を用ひ、時々笑話を交へて、如何なる者にも理會され、その傳道は宗敎家の説敎の如くであつた。次に心學道話講席揭示の一例を示さう。

- 一、御講釋日。三日、十三日、二十三日、八つ時。但し席の儀其節々御案内申候。
- 一、衣服 男女ともに手習・論・雜物等にお出の通り、ふだん體にて不苦候。御はおりに不及候。
- 一、聴衆の席は男女間をへだて、女中の席には、すだれをかけ置申候間、御遠慮なく御出なさるべく候。
- 一、席料・音物・謝禮等一切うけ不申候。
- 一、御ざれあひ御無用、しづかなされ、御ちいさきを御いたはり、先へおつめあひ、隨分神妙にな

され下さるべく候。

一、火の用心御願申候。以上。 發起中

④ 心學の普及 梅巖の弟子に手島堵庵・慈恩尼菴葭があつた。堵庵も京都の商人で、家業を子に譲つて石門に投じ、五樂舎を開いて道話の講釋に力め、師の歿後は、私財を投じて遊説・述作に盡力し、心學の關西に於ける中心となつた。慈恩尼は近江國吉田の人、女流にして石門に入り、江戸に道場を開いた。又堵庵の弟子、中澤道二は江戸に參前舎を開き、寛政改革の餘勢に乗じて、忽ち勢力を得、五樂舎に對して關東に於ける心學教の中心となつた。世に梅巖・堵庵・道二を心學の三先生と謂ふ。

この外、石門心學の後繼者には、上河洪水・柴田鳩翁・脇坂義堂・布施松翁・奥田頼杖等を數へることが出来る。洪水は京都に在つて關西の重となり、鳩翁は盲目の身を、杖に縋つて全國巡回に一生を委ね、庶民は勿論、諸侯にまで其説を聴く者があつたといふ。義堂は街燈設置・架橋等の公益・救貧の業に於いて、心學の實行者となり、松翁・頼杖は鳩翁と共に道話を述作して、民衆に健全な讀物を提供した。

かくて石門心學は、享和・文化の比には、全國に二百餘の道場を有し、關西地方だけで六十の結社をもち、鬱然たる民衆教化の一大源流を形づくつた。京都の修正舎・明倫舎、大阪の明誠舎は現在し、東京の參前舎は大正十二年の震災に焼失したが最近復興した。

⑤ 施印 石門心學が社會教育に努めた一手段に施印がある。施印は印施ともいひ、通俗的な格言・標語・教訓歌・俚諺及び簡単な説明等をば、概ね直觀的な繪畫と共に一枚に印刷したもので、廣く之を施與し、民家では、只今の柱曆の如く、見易い所に貼付しておいて、家族の不斷實踐の標識としたものである。その内容は、道德・修養に關するもの、就業・經濟に關するもの衛生・醫事に關するもの等民衆生活の各面に亘り、孰れも卑近切實、何人にも直に理會されるものである。恰も、今日のポスターの如くにして、一層永續性を有するものである。所により施印十枚に達すると、其と引替に讀物を施與する例もあつた。

⑥ 心學道場と寺子屋 心學道場で兒童だけ集めて講釋したことは、堵庵の既に創めた所で之を童社と呼んだ。これで化政期以後には寺子屋と結付いて、心學道話を寺子屋の訓育に活用する者、心學道場内に寺子屋を開く者等が各地に起り、かくて明治初年に及んだ。

(問題) 石門心學の教育説及び教育法を述べて之を評論せよ。(大正十四・豫)

第二 二宮尊徳と報徳教

① 二宮尊徳(2447—2516) は相模の人、貧困の中に育ちながら、勤勉力行、生業の傍、讀書修養して遂に報徳教を立て、爾來専ら農民の教育に力を注ぎ、その感化は全國に及んだ。又屢々諸侯の財政を整理して功績が著しかった。

② 報徳教 報徳教は躬行以て道德と經濟とを一致させ、獨立の見解によつて神儒佛三者を折衷したものである。報徳とは論語に所謂「徳に報ずるに徳を以てす」に因由する。即ち人は天地の徳・君親の徳を蒙ること鴻大であるから、之に報いる爲に至誠を致し、徳行を勵むべしと説き、實行の方策として至誠・勤勞・分度・推讓の四綱領を立てた。至誠にして一點の私なく、放逸を貪る自然の性情を尅服し、勤勞以て殖産の途を圖り、收入支出の分度を立て、餘財あらば他に推讓すべきである。之が人道の極致である。凡そ人と禽獸との差は此の讓の有無に依る。讓は道德の根柢で、父が子に讓れば慈、子が父に讓れば孝、君の民に讓るは

惠、民の君に讓るは忠、一家悉く讓ならば一家睦ましく、國民皆讓れば國治まり、天下平かである。報徳之より至れるはない。所説必ずしも高遠ではないが、比喻巧妙適切、自然の理法を田園生活から導き來つて、忙しい人生を説明するに獨特の手法を示した。

尊徳の感化は十有一箇國に及び、その組織した報徳社は、今も尙行はれて民間の一勢力となつてゐる。

第三 佐藤信淵と農民教育

① 尊徳と同時代に佐藤信淵が出た。信淵は羽後の人、父祖累代の農學を集成して、農政に精しく、諸方に招かれて、田畑の開墾、農事の改良、社會の設置等に盡力した。又信淵は(一) 世界各國民は惡政に苦みつゝあるから、我邦は世界を統一して之を救済すべきであると云ひ、(二) 神事・教育を中心に社會改良を行はんとし、(三) 尙、託兒所・幼稚園に類するものを設置しようとの考をも發表した。

第十四節 女子教育

① 教育主義 徳川時代に於ける女子教育の主義は、儒教思想を基調とする消極的なものであつた。儒教には女子三従の教、婉婉聽従の教があり、「牝鷄無_レ長」とか「夫唱婦隨」とか「女子與_レ小人爲_レ難_レ養也」とかいふ語があつて、一般に女子を輕視し、男子に服従するを美德とした。中村傷齋の「比賣鑑」藤井懶齋の「婦人養草」を始めとして多くの女訓書は、何れも儒教三従の道を中心とし、之を我が風俗習慣に合せて多少取捨したもの過ぎない。女訓書の中で特に名高いのは貝原益軒の妻東軒の作と傳へられてゐる「女大學」で、徳川時代の女子はすべて之を誦讀し、その三従・四行・五病・七去の説は即ち當代の女子教育の基調であつた。

② 教育方法 中流以上の公家及び武家の子女は、家庭に於いて女傳に就くか、又は別に師を招聘して讀書・作文・習字・和歌等を修め、又女禮・彈琴・薰香・插花・點茶等の高尚な遊藝を學んだが、後にはこの風は次第に下級社會にまで波及して、百姓・町人迄も三絃・手踊等を學び、遊藝を知らぬを恥とするやうになつた。しかし、一般に、平民の女子は多くは幼少時

は寺子屋に入つて、習字・讀書稀に算術等を學び、その後家庭に於いて調理・裁縫・機織等を實習した。寺子屋や心學講席では男女を併せ收容したけれども、「男女七歳不同_レ席」の時代思想は、此處にも、意識的に強く働き、その坐席は區別せられたのである。上流・下流を問はず一般に漢籍を讀み、詩文を作ることには頗る稀であつて、知育は奨勵せられなかつた。

③ 中村暢齋(2180—2862) 暢齋名は子欽、寛永六年京都の商家に生れた。幼時から篤學、長じて學に志すや、市井の喧騒を厭ひ、居を閑靜の地にトし、門を閉ぢ、交遊を絶ち、専ら聖賢の書に耽り他事に心を勞しなかつた。學問該博、天文・地理・度量衡に至るまで精通しないものなく、特に音律に精しかつた。身を持つる極めて謹嚴、深く朱子學を信じて終生淪る所なかつた。元祿十五年病歿、年七十有四、著書は頗る多いが、中にも前述の「比賣鑑」は氏の女子教育に對する意見を徴すべく、徳川時代の女訓書として永く尊重された。卷數三十二、その内容は支那の例が主で卑近でない憾みはある。

④ 藤井懶齋(2288—?) 懶齋、名は誠、字は季康、寛永五年京都(或は筑後ともいふ)に生れた。初め醫を以て久米留侯に仕へたが、致仕して京に上り、山崎闇齋に學んだ。後、洛西鳴瀧に閑居し、交遊を絶ち、子弟を教授したので遠近その徳に化した。教育思想に關する著書多く、就中「婦人養草」は、氏の女子教育に關する抱負を窺知するに足る。歿年は未詳である。

第十五節 徳川時代に於ける教育法約説

●教育の目的・教材及び學校 徳川時代教育の目的とするところは、一言にして道徳的人格の完成にあつた。云ふまでもなくその道徳の内容は儒教的善であつて、其に武士的精神を交へた。随つて教材は經學と武術とを二大教科とし、稀には神道・國學等を加へるものもないではなかつたが、實用的知識は餘り顧みられず、僅に寺子屋に於いてその一端を授けるに過ぎなかつた。教材の排列は禮記を基礎とする隨年教法が多く採られた。學校は男子の爲にのみ設けられ、女子の學校は幕末に吉田松陰が始めて唱道した位であつた。但し民間の寺子屋だけは男女共學であつた。學校が階級毎に別々に設けられたこと、修業年限のないこと、學級教授でなく個別教授をしたことは、當時と今日との重大な差異である。

●教師・兒童論 一般に、教師は徳望のある學者を聘して教授せしめるといふだけで、特別に、教員養成の機關や檢定制度はなかつた。

●兒童研究はすべて、常識論の程度に止つてゐたが、醫學を基礎として大成した香月牛山の

教育論の如きは傾聴の價値があり、中根東里の直觀教授法も亦適切なものであつた。

●教育の方法 理論的に方法上の細目を立てた益軒を除けば、専ら教師の實踐躬行により生徒を率ゐ、大體朱子の博學・審問・慎思・明辨・篤行の順序によつて、師父の感化を根本とする個性教育が盛であつたが、自然の間に行はれた一般的傾向は之を察知するに難くない。

一、努力的教法 克己は儒教の根本精神であるから、學問修養には努力實行、死而後已の意氣を以て當るべきものとし、課業の際、苟も坐位を亂し、惰容を示す者は、不熱心なものとして之を戒め、師道最も嚴肅であつた。

二、直觀的教法 學問・徳行、凡て教師の模範による自然の感化を重んじたことは、當時の教育の一大特徴である。但しその直觀的教法は、道徳と武藝とに限られ、知育方面には殆ど及ばなかつた。

三、練習的教法 凡て僅の教材を反復練習し、讀む所は之を誦記し、習ふ所は之を體得せねば已まなかつた。益軒の「童子訓」に「四書は毎日百字宛百遍熟誦して、そらに讀み、そらに書くべし。字のおき所、助字のあり所、ありしに違はず、おぼえよむべし。」とあるはその

適例である。意義内容を閉却して、多く機械的記憶に陥つたのは一の缺陷であつた。

四、**自學的教法** 博學・審問・慎思・明辨・篤行の五者（我國最初の教授段階）の中、慎思・明辨の二者は、自ら思索し工夫するといふ段階で、自學の旨趣が極めて分明である。凡て當時は「不レ憤不レ啓。不レ悱不レ發。」的の硬教育で自發自奮を重んじたため、前の練習的教法と提携して、學習は徹底的に行はれた。

五、**個性的教法** この法は、當代多數の教育家の特に留意した點で、當時の教育實際が凡て個別指導を本體としてゐたので、この教法の實行も亦容易であつた。（小西重直博士に依る。）

四、**教育の特色** 更に徳川時代以前の教育に比して、當代の教育が如何なる特色を有するかを考察すれば次の如くなる。

一、寺院の勢力が衰へ、儒者が僧侶に代つて文教の全權を握るに至つた。是れ**教育主體の變化**である。

二、**教育の内容**は、内外古今の思想を容れ、極めて多様性を帯びたが、特に政治的・道德的色彩が濃厚である。是れ儒學の本質上亦當然の歸結である。

三、是等の思想は王朝以降の外來文化が、この時代に至つて、全く消化された結果で、何れも我が固有の**國民精神の發揚**に役立ち、その結果として王政維新の氣運を醸成するに至つた。

四、**教育機關**並に普及の範圍から見れば、王朝時代は貴族の専有であり、鎌倉・室町時代に僧侶の手にあつた學術は、當代に至つては、學校教育・社會教育機關の整備と共に、全國に普及し、四民均等に文化の惠澤を蒙ることになつた。

第五章 明治・大正時代の教育

第一節 明治初年の教育

一、**五箇條の御誓文と教育方針** 明治元年三月十四日、明治天皇は紫宸殿に於いて五箇條の御誓文を宣べさせられた。その中の第四條に「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ。」

第五條に「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ。」と仰せられ、教育の大方針はこゝに昭乎として明かになつた。これは開國進取の主義に基づき、採長補短の精神によつて、國民全般の知徳を向上せしめようとする聖慮であつて、教育上の機會均等主義は、早くも御誓文中に明示されて居る。

●教育の實際 明治元年、京都學習院を再興し、大學寮代として公卿教育の端を開き、又江戸の昌平黌・醫學所・開成所を復興した。次いで大學寮代を廢し、京都に皇學所・漢學所を開いて、その規則第一條に「國體を辨じ、名分を正すべきこと。」と規定し「漢土・西洋の學は共に皇道の羽翼たるべきこと。」と示された。

明治二年、昌平黌を大學と改稱して、全國の教育行政を統べしめ、皇漢兩學所を廢し、開成所を大學南校、醫學所を大學東校に改めた。明治二年、始めて小學校を京都に六十四校設け、同三年、東京に六校を開いた。明治四年、大學を廢して新に文部省を置き、大木喬任を文部卿に任じて、教育事務を統轄させた。

新政の前後から、時勢の要求に應じて外國語を教授する私立學校が起つた。就中福澤諭吉

の慶應義塾(安政五年創立)、近藤真琴の攻玉社(文久三年創立)、中村正直の同人社(明治六年創立)等が最も著名であつた。

第二節 學制時代の教育

第一 教育制度

●學制の頒布 明治五年八月、太政官の布告を以て學制が頒布され、茲に、全國統一の教育制度が初めて布かれたのである。實に大寶令以來、教育に關する最初の法令で、ナポレオン一世の立案にかゝる佛國の制度を範としたもので、小學・中學・大學・師範教育・海外留學生等の事項を規定した二百十三章に互る大教育法規であつた。實に西曆一八七二年の事である。

●學制の大要 全國を八大學區に分け、每區に大學一校を置き、一大學區を三十二中學區に分ち、區毎に中學校一校を置き、一中學區を二十小學區とし、區毎に一小學校を設け

る定めである。即ち中學區の数は、全國で二百五十六、小學區の数は、五萬三千七百六十で、中學校は人口十三萬、小學校は人口六百に對して各一校の割合であつた。

文部省は全國の學制を總括し、大學區には督學局あり、中學區には學區取締がある。學區取締は、區内子弟の就學勸誘及び督勵・學校の設立・保護・其他一切の學務を擔任する。小學校は上下二等の尋常小學・女兒小學・村落小學・貧人小學・小學私塾・幼稚小學及び廢人學校とする。小學私塾は寺子屋そのもので私人私宅教授の場所を云ひ、貧人小學は富者の寄附によつて成立つもの、村落小學とは僻遠の村落の農民のために、教則を輕減省略して授けるものをいふ。中學校は上等中學・下等中學とし、大學の學科は理・文・法・醫の四科制とした。

③ 學制の主旨 學制頒布の趣旨は、太政官から發せられた左の「仰被レ出書」に明示されてゐる。

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以てその生を遂ぐる所以のものは他なし、身を修め、智を開き、才藝を長ずるによるなり。而して其身を修め、智を開き、才藝を長ずるは學にあらざれば能はず、是れ學校の設あるゆゑにして日常行、言語、書、算を初め、士官、農商、百工、技藝及び法律、政治、天文、醫療等に至るまで、凡、人の營むところの事、學にあらざるなし。人能くその

才のある所に應じ、勉勵して之に従事し、しかして後、初て生を治め、産を興し、業を昌にするを得べし。されば學問は身を立つるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならむや。夫の道路に迷ひ、飢餓に陥り、家を破り、身を喪ふの徒の如きは、畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり。從來學校の設ありてより、年を歴ること久しといへども、或はその道を得ざるよりして、人その方向を誤り、學問は士人以上のこととし、農・工・商及び婦女子に至つては、之を度外におき、學問の何物たるを辨ぜず。又士人以上の稀に學ぶものも、動もすれば國家の爲にすと唱へ、身を立つるの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虛談の途に陥り、其論高尙に似たりといへども、之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず。是すなほち沿襲の習弊にして、文明普からず、才藝長ぜずして、貧乏、破産、喪家の徒多きゆゑなり。是故に人たるものは、學ばずんばあるべからず。之を學ぶに、宜しくその旨を誤るべからず。之に依つて、今般文部省に於て學制を定め、追て教則をも改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民（華士族農工商及び婦女子）必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す。人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし、其子弟をして必ず學に従事せしめざるべからざるなり。（高上の學に至つては其八の材能に任かすといへども、幼童の子弟は男女の別なく小學に従事せしめざるべし、其父兄の態度たるべき事。）

但從來沿襲の弊學問は士人以上の事とし國家の爲にすと唱ふるを以て學費及びその衣食の用に至るまで多く官に依頼し之を給するにあらざれば學ばざることと思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきものなり自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず學に従事せしむべきやう心得べき事

右之通被仰御出候條地方官に於て邊隅小民に至る迄不洩様便宜解釋を加へ精細申論文部省規則に従ひ學問普及致候様方法を設可施行事

之に依つて、**學制の主旨**が1普通教育の普及と、2實學の奨励との二大綱領に存することを知り得るのである。

④ **學制の實施** 學制の實地に當つて當局者の最も意を注いだのは(一)教員養成と(二)小學兒童就學督勵とであつた。先づ明治五年、昌平黌趾に東京師範學校を設け、米人スコット(Scott)を聘して、小學校教授法を講じさせ、次いで大阪・宮城・愛知・廣島・長崎及び新潟に、各官立師範學校を設け、更に明治七年には東京女子師範學校を設けた。その外短期の教員傳習所・教員講習所等を各地に設置した。其後各府縣立の師範學校が整頓して來ると共に、東京以外の官立師範學校を廢して、地方立に補助金を與へてその發達を促した。

學制に於いては未だ小學校義務年限は之を定めなかつたが、明治八年、學齡を定めて、滿六歳から十四歳までとして、督勵を加へたので漸くその効果が顯れ、十一年には、公私立小學校二萬六千六百校、就學歩合は四一、二六パーセントに達した。

中學校も漸く増加し、明治十二年には公私立共で七百八十四校に及んだ。併しながら普通教育がなほ甚だ幼稚であつたので、十分教則に準據し得ず、漢字・數字・英語等の一科二科だけを教授する變則中學校が多かつた。

明治九年、東京女子師範學校に幼稚園を開設し、同十年、元の大學南校及び大學東校を併合して東京大學と稱し、法學・醫學・理學・文學の四學部を置いた。

(問題) 明治五年の學制頒布につき知れる所を記せ。(大正二・豫)

第二 教育思想

① **實利主義** 學制はその範を佛國に取つたが、教育思想は専ら米國の實利主義を宗とした。之を物語るものは學制頒布に關する「仰被_レ出書」であることは前に之を述べた。蓋し當

時なほ開國進取の氣運の盛な時で、政府も民間も熱心に外國文化を輸入して、我が物質文明の短所を補はうとした爲と、海外留學生は多く米國に遊んだ爲とである。又文部省にはデーヴィッド・モルレー(David Murray)を聘し、東京師範學校にはスコットがゐて學則の立案・教授法の研究等すべて米國式であつた。

● 學級教授法の改善 當時の教育研究は主力を學級教授法の改善に注いだ。恰も歐洲に於ける教育改革が先づ教授法の研究から起つたのと軌を一にしてゐる。當時文部省で翻譯刊行した著書は、ウィツカーシヤム(J. P. Wickersham)の「學校通論」、ハート(J. S. Hart)の「學室要論」を始め、ページ(P. Page)の「教授論」、ノルゼント(G. Northend)の「小學教育論」、教師必讀」、カルキンス(N. A. Culkins)の「庶物指教」等は凡て米國人の著述である。是等の著書は、何れも實利主義の立場から、教授・管理の方法を斷片的に述べたに止まり、ページの書がベストロツチに倣つて自然主義を取り、人性の自然的・調和的發展を説いた外、系統ある教育説として見るべきものはなかつた。従つて當時の教育は知力の開發を重んじ、實利主義に馳せ、國民道德の涵養は之を第二位に置き、明治初年の理想であつた皇道の振起な

どは全く忘れられた感があつた。如此は從來の儒教主義に對する一時の反動であつて、獨り官立學校ばかりでなく、私立學校でも慶應義塾等は盛に實利主義の鼓吹に力めた。福澤翁がその著「西洋事情」の巻頭に「蒸汽濟人・電氣傳信・四海一家・五族兄弟。」と題したのは、最もよく當時の啓蒙思潮を代表したものである。

(問題) 明治維新以後に於ける教育思想の變遷を述べよ。(明治四二・)

第三節 教育令時代の教育

第一 教育制度

● 教育令の發布 學制は規模廣大・秩序整然、洵に堂々たるものであつたが、餘りに翻譯的・模倣的であり、且畫一的・急進的に失し、當時の民情及び國力に相應しなかつた。加之西南之役を初めとして各地の擾亂は、之を實施すべき財政上の餘裕を奪去つたので、明治十二年九月、學制を廢して新に教育令を發布するに至つた。

教育令に於いては、學區制を廢し、小學校は一町村又は數町村聯合してこれを設置することとし、學區取締の代りに人民から選出した學務委員を置き、義務教育年限を最少限十六箇月とし、修學期を八箇年とし、便宜により四箇年まで短縮することを許した。學齡を定めて六歳から十四歳までとした。その外兒童に體罰を加ふることを禁止した。規定は、只大綱を示すだけで、是が細節は町村の自治に一任したのである。是れ一には學制時代の干涉に對する反動であり、一には當時民間に流布した佛國自由主義の反映でもあつた。然るに當時の人心は未だ幼稚で、かゝる自由を享受して自治を行ふに適しなかつた。即ち教育令は若干放任に過ぎた感があつたのである。その結果、教育は、却つて衰微を示したので、明治十三年十二月、再び改正教育令は發布せられるに至つた。

●改正教育令の發布 改正教育令に現れた改正の要點は次の通りであつた。

- 一、各町村は府縣知事・縣令の指示に従ひ、獨立或は聯合して、その學齡兒童を教育するに足りる一箇若しくは數箇の小學校を設置すること。
- 二、學務委員の選任を嚴にし、且その中に戸長を加へること。

三、就學義務年限を三箇年に延長すること。

四、學校の設置・廢止には上級官廳の許可を受けしめること。

五、師範學校の設置を各府縣に強制したこと。

法令は漸く密となり、自由主義から保護干渉主義に轉じたのである。越えて十四年、小學校教則綱領・中學校教則大綱・師範學校教則大綱を定め、教育令實施の方法を示した。

●中等教育 教育令に於いては、中學校は、高等の普通學科を授ける所と定めたが、其後、小學校の發達に伴つて漸次増設され、明治十二年には全國に七百八十餘校を算するに至つた。然るにその管理が不行届であつたため、施設頗る區々であつたのを、中學校教則大綱によつて整頓した。其には「中學校ハ高等ノ普通學科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカタメ又ハ高等ノ學校ニ入ルカタメニ必須ノ學科ヲ授クルモノトス。」と規定し、中學校を初等・高等の二等とし、修業年限は通じて六箇年を本則とした。是に依つて中學校の體制は初めて定まり、變則の中等教育が次第にその跡を絶つやうになつたのである。

●女學校は、明治十五年東京女子師範學校に附屬高等女學校を設け、從來、東京女學校（明

治五年設置同十年廢止。等に行はれてゐた歐風の教育法を改め、始めて我が國情に適した教育を施した。その修業年限は五箇年であつて、實に我國に於いて、高等女學校なる名稱を用ひた嚆始である。

④ 師範教育 師範教育に就いても、師範學校教則大綱が發布されて以來、各府縣師範學校が次第に統一整頓した。中等教員の養成に關しては、既に明治八年以來、東京師範學校内に中學師範科を設置してあつたが、明治十一年には體操教習所、十二年に音樂取調掛を置いて體操及び音樂の教員を養成した。

⑤ 明治十八年の教育令 改正教育令の効果は一時甚だ顯著であつたが、明治十七年前後の經濟界の不況は、教育界に一大打撃を與へたので、政府は經費節減の旨趣に基づいて、明治十八年八月、再び教育令を改正し、土地の狀況により小學教場の制を設け、小學校より一層簡易な教授をなし得る制度を立てた。學務委員を廢し、更に半日學校・夜間學校をも公認した。

この改正は、發布後僅かに八箇月で學校令が之に代るに至つた。

⑥ 特殊教育の發達 特殊教育としては、盲啞教育が始めてこの期に發達した。即ち明治

十一年、山尾庸三及び我が邦盲人教育の祖と稱すべき古川太四郎の力によつて、始めて京都に私立京都盲啞院が起り、次いで明治十二年、大阪府に模範盲啞學校を、同十三年、東京に私立の共立訓盲院を開いた。共立訓盲院は十八年、文部省の直轄となり、二十年、始めて東京盲啞學校と改稱し、四十三年に東京盲學校と東京聾啞學校との二校に分れた。

⑦ 其他の教育事業 この期間には、前記の私立學校の外に、明治八年新島襄の設立した京都の同志社、九年に濟生學舎、十五年に早稲專門學校(後の早稻田大學)、明治十三年新に刑法・治罪法を布くに至つて、明治法律學校(後の明治大學)等の法律專門學校の出現を見るに至つた。また女子教育方面では、早く、横濱に、キリスト教傳道の女學校が設けられたが明治八年には、東京に跡見女學校が建てられた。

その他、諸種の教育令も亦組織され、明治十六年には、大日本教育會(現今の帝國教育會)が創立せられた。又神宮皇學館及び東京大學内に古典講習科の設立(明治十五年)等も國粹保存の一の現れとして注目に値する。

第二 教育思想

●教育・教授原理の研究 教育令時代に入つて、從來の教育・教授の断片的研究は、やゝ系統ある原理の上に立つに至つた。これ等の要求を充たすべく輸入されたのは、ペスタロツチの主観的自然主義と、スペンサーの生物學的科學本位の教育説とであつた。

スペンサーの「教育論」、同じく英のペイン(A. Bain. 1818—1903)の「教育學」等は最も廣く愛讀され、教育書以外では、スペンサーの哲學、ミル・ペンタム等の倫理學が行はれたが、時勢の好む所、いづれとして實利主義・功利主義の所説ならざるはなき有様であつた。

又一方、明治八年に師範教育取調の爲に、米國へ派遣せられた伊澤修二(2511—2577)高嶺秀夫(2514—2570)の二氏は、明治十一年、歸朝してペスタロツチの開發教授を宣傳した。これと同時に、邦人著作の教育書が次第に廣く行はれるやうになり、明治十五年に刊行された伊澤修二の「教育學」は、彼が米國に於いて講聽した教育學講義の翻案であつて、知育・德育・體育を説いたものだが、邦人の手に成つた教育學書の嚆始である。翌十六年に出版さ

れた若林虎三郎・白井毅共著の「改正教授術」も亦ペスタロツチの教授法の普及について與るところ大であり、高嶺秀夫の「新教育論」はペスタロツチ思想に實利主義を交へた米人ジョホノット(J. Johnson)の説を譯したものである。

かくて、この時代を支配したものは實利主義と開發主義との相合した知育偏重の教育であつた。この主知主義の教育は、當時の歐化主義と共に、やゝもすれば倫理道德を輕視し、我が國固有の長所を没却しようとするに至つた。是に於いて一部の人士は國粹保存を唱へ、歐化思想に對する牽制運動を起し、時の文部卿福岡孝悌は明治十四年「小學校教員心得」を出して、明らかに尊王愛國の大義を鼓吹し、德育の重きを説き、「人を導きて善良ならしむるは、多識ならしむるに比し一層緊要なる」旨を道破した。又翌年「幼學綱要」を全國の各學校に頒ち、同年、明治聖帝は軍人への勅諭を下賜する等、各種の方面から國民道德の振興を圖つたが、大勢の赴く所之を奈何ともなし難く、澎湃たる歐化の潮は防止すべくもなかつた。

第四節 學校令時代の教育

第一 學校令の發布

● 學校令の發布 明治十八年十二月官制の大改革が行はれ、森有禮(2307-2549)始めて文部大臣となり、學制及教育令の實施經驗に鑑み、多年海外に學んだ新知識に基づいて明治十九年三月、帝國大學令、四月、師範學校令・小學校令・中學校令及び諸學校通則を發布した。之を總稱して學校令と呼ぶのである。是れ實に明治教育史上に一新紀元を劃したもので、現行の學校令は皆之に基礎を有するものである。學校令によると、小學校・中學校・師範學校は各尋常・高等に分れ、大學は大學院及び法・醫・工・文・理の五分科大學に分れ、高等小學(修業年限四箇年)を卒業したものは、順次に尋常中學校(修業年限五箇年)・高等中學校(修業年限二箇年)を経て帝國大學に入り、又は尋常師範學校(修業年限四箇年)を経て、高等師範學校(修業年限男子三箇年女子四ヶ年)に入ることに成り、茲に一の完全な學校系統が組織された。

● 小學校 小學校令では、小學校の設置・區域及び位置等は凡て府縣知事の指定によることとし、修業義務年限は尋常小學校を四箇年に延長し、土地の情況によつては、修業年限三箇年以内の小學簡易科を置き、尋常小學校に代へることを得しめた。小學校の經費の主要財源を授業料に求めたことは注意すべきであらう。

● 師範學校 師範學校の教育主義は、國家の目的を以て教育の目的とすべしとして、頗る師範教育を重視し、國民教育の消長は一にその隆否にあると信じ、(一)從來制限を設けなかつた公立師範學校を一府縣一校として全力を之に集注せしめ、(二)兵式教練を課して、寄宿舎も軍隊式とし、(三)特に忠君愛國の精神を涵養することに努め、(四)訓育に於いては順良・信愛・威重の氣を養はしめて教員としての品性向上に力めた。又尋常師範學長はその府縣の學務課長を兼ね得ることとし、小學校長及び教員は尋常師範學校卒業生を以て之に任ずるを本體とする等、明らかに師範學校を以て普通教育の根源と認めた。

● 國家主義の教育 學校令には、極端なる歐化思想の反動としての國家主義的色彩が濃厚に織込まれてゐた。森文相は特に師範教育の革新を斷行して、普通教育の振興を圖り、諸

般の教育施設を、國家主義の大旗の下に確立せしめた。吾人は茲に我が邦の大勢が漸く英・米・佛の思想から離れて、ドイツ思想にその堅實な理想を見出したのを見るのである。當時ドイツは、鐵血宰相ビスマルクの下に、國運隆々恰も旭日昇天の概があつたので、政治その他の事に、ドイツの傾向を模する風潮が生じたのである。

⑤ ヘルバルト教育の輸入 明治二十一年、東京帝大文科大学内に教育學特約生を置き、ドイツ人ハウスクネヒト(Hausknecht)を聘して教育學を講ぜしめた。その特約生の中には谷本富・湯原元一・稻垣末松・山口小太郎・松井簡治・岡田五菟等がゐた。是より我が學風は次第に英・米を去つてドイツに向ひ、ヘルバルトの學説が始めて盛に唱導せられるの契機は作られた。

第二 教育勅語の下賜

① 歐化主義への反動 歐化主義の最も劇甚であつたのは、明治二十年前後で、其の極端に走つたものは、悉く我が古來の文物を排し、衣食住の習慣までも改め、英語を以て國語に

代へようと論ずるものさへあつた。そこで識者の中には其の流弊を危懼し、歐化主義への反動運動を試みる者が起つた。即ち(一)明治十九年西村茂樹は「日本道德論」を著し、又日本弘道會を起し、(二)明治二十年、勝安芳(海舟)は當路に建白してその反省を促し、(三)明治二十一年、三雪嶺等は政教社を起して雑誌「日本人」を發刊して大いに國粹の保存を唱へた。

② 教育勅語下賜 しかし歐化といふも、國粹保存といふも、いづれ我が國運の發展を以て、その終局の目的とするは一であるから、兩者の思想が次第に和熟し、その歸趨點が漸く明かならんとするの際、明治二十一年二月十一日、「大日本皇室典範」及び「大日本帝國憲法」の發布あり、越えて二十三年十月三十日「教育に関する勅語」を下賜せられ、文相芳川顯正之を奉戴して、全國諸學校に領布するに及んで、政治思想・倫理思想始めて統一の氣運に向ひ、國家教育の根本的大方針は茲に初めて確定するに至つた。

③ 小學校令改正 明治二十三年、市町村制實施の結果、地方學事通則を定め、同時に小學校令を改正して、その第一條に於いて、

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普

通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と定めて、**小學校教育の目的**を明示した。これはその範を獨逸に取つたものである。又小學簡易科を廢し、義務教育たる尋常小學校修業年限を三箇年若しくは四箇年、高等小學校に於いては修業年限を二箇年乃至四箇年とし、從來の授業料を以て小學校經費の本體とした制度を廢し、經費は凡て市町村から支出させ、授業料は之を市町村の收入に屬せしめることとし、また各郡に郡視學を置いて、視學事務を掌らせることとした。體罰の法令的禁止もこの時に明示された。翌二十四年、獨逸の制に倣ひ小學校教則大綱を發布し、各科の程度及び必要を定めた。

④ 井上文相 明治二十六年、井上毅(2504—2555)文部大臣となり、一方に於いて國學漢學の研究を奨めて、外國語偏重の弊を矯め、**國家主義の教育**を鼓吹すると共に、他方に於いて國運發展の基礎は、専ら國力の充實にありとして大いに**實業教育**を奨励し、二十六年、實業補習學校規定・實業教育國庫補助法(毎年十五萬圓)・簡易農學校規定・徒弟學校規則等多くの實業教育に関する規程を定めた。其他一般に體育の價值を認めて之を奨励し、高等小學

校に兵式體操を課し、帝大制度の一部を改革して講座制を設け、高等學校令を制定した。

井上毅は、翌二十七年八月辭職したが、各般の教育制度竝に教育内容について専門的意見を持つてゐた事は、實に歴代文相中の隨一と稱すべき人であつた。

第五節 明治の教育家

第一 近藤眞琴 (2491—2546)

① 小傳 近藤眞琴。幼名御之助、後誠一郎と改め、通稱芳隣といふ。鳥羽藩士、天保二年江戸に生れた。安政二年蘭學方となり、更に文久二年、海軍操練所翻譯方を振出として、明治以後も引續き海軍の諸官に歴任し、遂に海軍一等教官にまでなり、明治十九年病歿した。年五十六。

② 事蹟 始め公務の餘暇を以て藩邸の自宅に私塾を開いたが、後築地海軍操練所管内に官宅を賜はつたので、其處で生徒を教授し、之を**攻玉社**と稱した。明治六年、十四歳未満の生徒を收容する**幼年養**を起し、同八年航海測量習練所(後に商船養と改めた)を起し、又陸地測量習練所をも起し、總稱して之を**攻玉舎**と呼び、多くの人材を養成した。氏は亦教育を

容易ならせようとして、「假名の會」を起して、假名の使用を奨め、辭書「ことばの園」を著した。

第二 中村正直 (2492—2551,)

● 小傳 中村正直は幕臣中村武兵衛の子、天保三年江戸に生れた。幼名は劍太郎、敬輔と稱し、敬字と號する。幼より學に勵み、天保十二年、聖堂に於いて素讀吟味を受けた。漢學修養の傍、桂川市周に就いて蘭學を學んだ。嘉永元年、昌平學に入ったが模範學生として仰がれた。安政二年、昌平學教授方となり、甲府徵典館教頭を経て文久二年、僅かに三十一歳で儒者に列した。慶應二年、留學生監督として英國に遊び明治元年に歸朝した。その後東京女子師範學校攝理囑託・東京大學文學部教授囑託・東京學士院會員・東京大學教授・東京女子高等師範學校長に歴任し、明治二十一年文學博士に、二十三年貴族院議員に任ぜられたが、翌二十四年卒した。享年六十。

● 事蹟 人となり温厚篤實、些の圭角なく、眞に君子の風があつた。個人の教育事業としては、明治六年、小石川の邸内に家塾を開き同人社と命名して、多くの英才をその門に出し、一時慶應義塾・攻玉舎と並び稱せられた。又福澤諭吉・西周・加藤弘之・神田孝平等と明六

社を組織して「明六雜誌」を發刊し、明治八年津田仙・岸田吟香等と訓育院設立の議を政府に請うて、翌年許可せられた。是れ實に我が國盲人教育の嚆始である。著書に「敬字文集」「敬字演説集」譯書に「西國立志編」がある。西國立志編は、スマイルスの「自助論」の譯で、明治四年の刊行にかゝり、最も世に行はれた。

第三 福澤諭吉 (2434—2561,)

● 小傳 福澤諭吉は、別に雪池、又は三十一谷人と稱する。豊前中津の藩士で大阪に生れた。幼時漢學を學び、長じて緒方洪庵について蘭學を修めた。安政五年、二十五歳で江戸に出、鐵砲洲に塾舎を開いて子弟に蘭學を教授した。これが慶應義塾の起源である。既にして蘭學が時勢に無用なるを知り、刻苦して英語を研究し、その後、幕使に従うて歐米に遊學すること前後三回に及んだ。慶應三年、塾舎を芝に移し、始めて慶應義塾と稱したのである。教育の傍、翻譯によつて西洋學術の紹介に力め、又「時事新報」を發刊して輿論の喚起に努力した。爾來死に至るまで一生を育英の事業に投じ、未だかつて顯榮利達を望まず、自ら新文明の開拓者を以て任じた。明治三十四年六十八歳で歿した。多くの著書中「西洋事情」「西國事情」「西國事情」「西國事情」「新女大學」「學問をすすむ」等は最も廣く行はれた。

慶應義塾は其の後大學組織に改め、下は幼稚園から上は大學部まで完備して、知名の實業家・政治家・學者等を出し、早稻田大學と相並んで現代私立學校の巨擘として、多くの學生を養成して居る。

○事蹟 諭吉は識見高邁・常識完備の人であつた。常に實地に迂遠な儒教主義の舊思想を破つて、英米の功利主義を鼓吹し、階級制度を非難して、獨立自尊の大旗を振翳した。従つてその教育も實學を重んじ、衣食住に獨立した實用的人物を養ふことを主眼とした。「學問のすゝめ」の中に「我邦の古事記は暗誦すれども今日の米の相場を知らざるものは、之を世帯の學に暗き男と云ふべし。經書史類の奥義には達したれども、商賣の法を心得て正しく取引をなすこと能はざるものはこれを帳合の學に拙き人と云ふべし。」といつて居るのは、その實用主義を最も明確に述べたものである。即ち獨立と實用とは翁の二大主義であつて、口を極めて漢學の虚禮・虚文に走るのを戒め、數理を基礎とした西洋文明の實學に據る事を勸奨した。彼はニウトンを以て孔子に併稱し、孔子は道德の聖人だが、ニウトンは物理の聖人であると言つて居るのを見ても、その主張の那邊に存するかを察するに難くない。

第四 新島襄 (1808—1860)

○小傳 新島襄、幼名は七五三太、上野國安中藩士新島民治の長男として、元治元年、江戸一ツ橋の藩邸内に呱呱の聲をあげた。幼より書畫の技に長じ、始め劍道を學んだが十六歳にして之を廢し、後漢學・數學・蘭學を修めた。十八歳にして幕府の海軍傳習所に入り、高等數學・航海術を修め、一小蒸汽船の船長として備中玉島に航した事もあつた。ロビンソン漂流記と英譯聖書とを讀んで、初めて海外遊學の大志を抱き、元治元年六月、國禁を犯して米國船の一水夫となり、ボストンに着いた。明治四年、岩倉大使一行の歐米視察に當つては隨行を命ぜられた。明治八年十一月、宗教々育を以て我が國の教育を改善しようとの目的の下に京都に「同志社」を設立した。爾來社長たること十數年、その間、明治十七年、歐米再遊の途に上つたが途中病を得て歸朝し、明治二十二年、相州大磯の宿舎に卒した。年四十八。

○事蹟 襄の同志社に於ける教育は、キリスト教主義であつたから、一面に於いて歐化主義に通ずる所もあるが、宗教を德育の根本として大いに物質主義的思想に反對した。即ち人は物質的に如何に富裕な生活をして、其は決して完美な生活とは言へない。「健全な信仰と高尚な品性を具備することが人たる者の根本である」との確信の下に育英事業に従事した

のである。しかも氏はこの信念の持主たるに相應した高潔な資性を有し、しかも元來武士の血統を傳承したためか、その宗教教育の中に、自ら武士道的な意氣と國家的精神とが強く流れてゐたので、人呼んで「受洗したる吉田松陰」といつた。その同志社は、明治八年創立當初は僅に八名の生徒しかなかつたが、其後次第に興隆して四十五年、大學を設け、大正九年、新大學令を適用して、目下大學・普通學校・女學校に區分してゐる。

第六節 學校令時代以後

第一 教育制度

● 日清戰役と教育 明治二十七八年戰役の戰捷は、國民をして自國の眞價を自覺せしめるとともに、戰勝の主因が教育にあることを悟り、自ら教育進展の氣運を開いた。即ち政府は貴衆兩院の建議を容れ、明治三十二年、償金の中一十萬圓を教育基金とし、その利子を普通教育費に充てた。茲に於いて諸般の教育施設は起り、兒童の就學歩合は著しく良好となつ

た。その一例を挙げれば、就學歩合は明治二十七年末には六一・七二であつたが、三十六年には九三・二三となり、女子の就學は、從來に比して二倍以上に達し、中學校は、明治二十七年末の八十一校から三十六年度の二百六十八校に増加した。又同年八月、文部大臣は訓令を發して、官公立學校に於ける宗教上の教育及び宗教上の儀式を禁じた。これ即ち現今にまで傳統された宗教と教育の分離である。

● 小學校令 明治三十三年に至つて、現行の小學校令が發布され、同時に同施行規則が定められた。之によれば、義務教育を四箇年に延長し、義務年限中は原則として授業料を徴收せず、且試験を全廢した。かくして近世初等教育の三大原則たる(一)就學の義務、(二)宗教教育の分離、(三)無月謝制が實現されて來たのである。三十六年、教科用圖書を國定にした。また三十七八年戰役以後、國運發展に伴ふ施設として同四十年、再び小學校令を改正し、義務年限は尋常小學校の六箇年間とし、高等小學の修業年限も二箇年―三箇年に改めた。これが現行の小學校令である。

● 中等教育 中學校令は、十九年の改正以後、明治三十二年、現行の中學校令に改め

た。即ち尋常中學校を中學校と改稱し、男子に必要な高等普通教育を施すを目的とし、且補習科を置くを得しめた。

女學校は、明治二十八年、始めて其の規程を定め、同三十二年、現行高等女學校令を發布し、女子に必要な高等普通教育を爲すをその目的とした。修業年限は四箇年を本體として一箇年の伸縮を許し、且補習科・技藝専修科及び専攻科を置くを得しめた。同四十三年、更にその一部を改正して、實科又は獨立の實科高等女學校を置くことを得しめた。

④ 師範教育 師範學校令は、明治三十年之を改めて、尋常師範學校の尋常の二字を削除し、府縣に一校若しくは數校を設けることとし、且女子部の獨立を許した。四十年に師範學校規定を定め、女子部の修業年限を男子と等しく四箇年とし、豫備科・本科第一部・同第二部の制を定めた。

高等師範學校は、從來の東京男女兩高等師範學校の外に、更に廣島高等師範學校(明治三十五年)及び奈良女子高等師範學校(明治四十一年)を増設した。

⑤ 専門教育 専門學校については、明治二十七年高等中學校を高等學校と改めて、専門

學科を教授する所とし、別に大豫學科を設けることを得しめたが、専門部は其の後は獨立し或は廢止され、高等學校は純然たる大學豫科となつた。同三十六年、専門教育令を發布して、公立私立の専門學校を統一した。

大學は「國家ノ須要ニ應スル學術技藝ヲ教授シ及其滋養ヲ研究スル」所で、明治十九年、大學令發布の當時は、東京帝國だけであつたが、其後三十年には京都帝國大學、四十年には東北帝國大學、四十三年は九州帝國大學が増設され、其の他の各種實業専門學校も次第に起つた。

(問題) 明治維新以後の女子教育の變遷を概説せよ。(昭和三・豫)

第二 教育思想

① 能勢榮(2512-2555) 能勢榮は、明治二十年代に於ける特に注目すべき教育思想家である。十九歳で渡米、明治九年彼地の大學を卒業して歸朝し、岡山師範・學習院の教師、長野・福島兩師範學校長を経て、二十年文部書記官になつた閱歷の人である。氏は、自己の創見に基づいて教育に關する著述を公にした外に、折衷主義の學者佛國のコンペール(J. G.

Compayre, 1843—1913.) の教育學(根氏教育論)及びヘルバルト・リッセル派のラインの教育學(萊因氏教育學)を翻譯した。「我が國のページ」との稱があつた。

④ **ヘルバルト教育學** 明治二十一年に於ける獨人ハウスクネヒト氏の影響に依つて、ヘルバルトの學風が我が教育思想界に培養されたことは既に述べた。其後能勢榮が「萊因氏教育學」を譯出した外、谷本富氏は「實用教育學及教授法」「科學的教育學」等を著し、湯原元一氏はリンドネルの著書を譯し、大いにヘルバルト學風の鼓吹に力めた。ヘルバルトの學説は、其の徳育主義なる點に於いて、我が教育勅語の精神に合致する所があつた爲、該派の學者の著書は盛に翻譯され、明治二十年代の後半には、教育者にして、品性陶冶・多方興味・五段教授法・開化史的段階等の語を口にしない者はなく、甚だしきは儒教の五常をへ氏の五道念に當てて解釋する者さへ出るやうな有様で、英米流の實利主義的學風は全く地を拂ふの概があつた。

⑤ **社會的教育學** ヘルバルトの教育學は品性陶冶を主とするけれども、個人主義に偏する嫌があるので、日清役後、國家主義が盛大となるに従ひ、次第に之に嫌らぬやうになり、

明治三十年頃から社會的教育學が擡頭してヘルバルト教育學が批判せられるに至つた。谷本富氏の「將來の教育學」はその先鞭で、爾來多くの學者によつて、ナトルプ・ベルゲマン等の所説が盛に移入唱道せられるやうになつた。

⑥ **實驗教育學** 明治三十七八年戰役の結果、我が國民の自覺が益々高まり、其につれて愈々向上し、教育も亦確實な基礎の上に科學的に研究しようとする學風が興り、明治四十一年頃には、ドイツのライ・モイマン等の實驗教育學が紹介され、一時經驗主義的教育學風が歓迎せられた。

⑦ **其他** 教育の定型化を根本的に改革しようとして、自由教育を唱へたスエーデンの女流教育家エレン・ケイの思想・自動教育法の創唱者であるイタリーのモンテッソーリ女史の思想、リンド・ブツデの人格的教育學も明治の晩年には傳唱された。

(附題) ヘルバルトの教育説が本邦教育に及ぼしたる影響を述べよ。(昭和二・本)

第七節 大正の教育

第一 教育制度

① 教育行政機關 大正二年、政府は教育調査會を設け、同六年臨時教育會議を、同十年に教育評議會を置き、同十三年には文政審議會を起してこれに代へ、教育に關する重要事項を諮詢審議させた。大正以後に於ける教育制度上の施設改正は、是等の會議の審議によるものが多い。

② 初等教育 大正八年、小學校令・同施行規則に改正を加へ、教科目を整理して必須科目・加除科目・随意科目及び選擇科目を定め、同十五年には高等小學校に於いて、圖畫・手工・實業（女兒にはこの外に家事）を必須科目とし、二部教授を禁じ、學科擔任制を加味した。

小學校教員俸給については、大正七年、市町村義務教育費國庫負擔法を公布して、教員給の一部の國庫負擔は漸く實現の緒につくに至つた。

③ 特殊教育 幼稚園に關しては從來小學校令・同施行規則中に附屬せしめて規定してあ

つたが、大正十五年新に幼稚園令・同施行規則を發布し、園長・保母の資格・待遇を高め、且輓近保育の進歩に鑑みて、託兒所的色彩をも加味した。

盲聾啞兒の教育所についても、從來幼稚園の如く小學校に類するものとして規定されて來たが、大正十二年に至り、新に盲啞教育令・同施行規則を發布し、義務教育の範圍を或程度迄特殊兒童の上にも擴充した。

④ 高等女學校 大正九年、高等女學校令を改正し、從來の高等女學校の上に修業年限二箇年乃至三箇年の高等科を置くことを得しめた。

⑤ 高等教育 大正七年高等學校令を改正し、高等學校を以て男子の高等普通教育を完成する所とし、官立の外、公立・私立の設置を許し、修業年限を尋常科四箇年、高等三箇年と定め、その高等科には中學四年修了者を入學せしめることとした。

大學令は、大正七年、根本的に改正を加へた。即ち單科大學を認め、又官立の外、公立・私立のものも許し、その目的を「國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ、並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ、兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス。」と規定

した。其結果大正九年以後、専門學校で大學に改造せられたものが頗る多く、官立では大正七年北海道大學を、同十三年朝鮮大學を、昭和四年に東京・廣島兩地に文理科大學を創設した。

⑥ 師範教育 大正十四年、師範教育令に大改正を加へた。その主旨は、多數の優良な教員を養成して、普通教育の刷新を圖る共に、義務教育年限延長に備へようとするのであつて、(一) 従來の豫備科を廢し、(二) 本科一部の修業年限を五箇年、同第二部の修業年限を一箇年に改め、(三) 本科の上に修業年限一箇年の専攻科を置いて、修身・教育其他の學科の精深な研究に便し、(四) 之に伴ふ學科目及びその内容を整理したのが改正の要點である。

⑦ 其他 實業補習學校規定は大正十年に改正、同十三年から全國に實施されて、實業補習教育の内容は充實し、社會教育に就いては 同十年から各府縣に社會教育主事が置かれ、同十五年には青年訓練所令が發布實施され、昭和五年には地方體育職員令が發布された。又大正二年に文部省に督學官が置かれて従來の視學官に代り、昭和三年、府縣に地方視學官が設けられ、かくて視學制度は一段の整備を見た。尙大正十一年には朝鮮教育令及び臺灣教育

發布し、新附國民の教育に一大刷新を加へた。

第二 教育思想

① 世界大戰後の傾向 明治四十年代に於ける我が教育思想の特色は、従來の如く、實利主義とか、狹義の道德主義とかの一方に偏する事なく、廣く各方面の思潮に注目して、採長補短的な自由な態度を取つた點にある。

世界大戰勃發の結果、歐洲文化の傳來が一時中絶したので、かの人文主義と基調とし、デモクラシーを特色とする米國の思想、特にデュイイ一派の經驗的教育學說に傾き、教育の社會化を主張するものが多かつたが、平和克復と共に歐洲の哲學的教育思潮が、反動的に教育界を席捲し、就中ナトルプの理想主義社會的教育學を宣傳するものが少くなかつた。これと同時に教育實際問題としては、公民教育・勤勞教育・藝術教育等が廣く一般の注意を惹き、殊に自律教育の主張方案が自由教育・自動教育・自學教育の名の下に強調され、プロジェクト・メソッド・ドルトン・プラン等も實際教育上參酌されて來た。従つてスペンサーやヘルバ

ルトの如く、單獨的に深甚の影響を興へた學説は見當らなくなつたけれども、どんな小さな流でも受容して、多くの花が一時に亂れ咲くの概はたしかにある。此の如きは一面思想界の混亂であるが、他方から見れば、是等多様の學説が取捨選擇を経て、統一ある、眞に國情に適した教育説の現出すべき前提とも見得る。併し大勢的に觀察して、ヘルバルト流の主知主義は今や全く跡を絶ち、主意傾向が盛になり、作業主義・創造主義・自己活動主義に傾き、同じくヘルバルト派の機械的方法に反對して、自由主義・藝術主義・個性主義の教育が勢力を張つてゐる。

● 震災後の教育 大正十二年九月の大震災は全く國難そのものであつたが、國民は同年十一月煥發された「精神作興の詔書」を拜戴して、一路復興を目指して邁進したので、教育の研究に於いても、その活潑さを挫折するやうなことは無かつた。即ち理論的方面に於いては理想に走りすぎて實際生活に迂遠なナトルプ等の教育説に對して、精神科學派の哲學を基礎として、精神的・歴史的文化を高唱するシュプランガー一派の文化教育學の唱道を見、實際的方面に於いては、米國最近の方案であるウインネットカ組織等が參考されてゐる。

(本文終り)

新教育史綱 奥付

昭和七年六月十五日印刷
昭和七年六月十八日發行

【定價 貳圓】

著 者 井 上 助 太 郎

發行者 東京市本郷區元町二丁目六十六番地
生 地 龍 太 郎

印刷者 東京市芝區新堀河岸三十一號
山 村 龜 藏



有 所 權 作 者

發 行 所

東京市本郷區元町
二丁目六十六番地

啓 文 社 書 店

電話小石川五五二九番
振替東京三八七七六番

安達 久先生・吉原藤川先生共著

版五 系統的 日本 教育史

▼菊判總布製五百五十頁・定價參圓九拾錢 ◆送料 十八錢

本書の特色
(1)要點を抽出して學習に便ならしむ(2)一時代毎に其時代の教育概観及び要約等を掲げて前後の脈絡を正す(3)大思想家及び大教育家の事業學說等の終には必ず後世に及ぼしたる影響を記して所謂從の流を明にす(4)各時代及び各教育家の叙述の終には最も公平なる批評を掲げて批評眼養成に資す(5)西洋教育史を十九世紀に止めずして現代まで叙述す(6)随つて主要なる現代教育思潮に關する源流を明にす(7)章或は節等の終りに文檢教育科教育史の問題を附して問題解答練習に便ならしむ(8)系統的にして且つ詳細なる目次を附して複習に便ならしめたる等實に他書の追隨を許さざる特色を有す。

▼故に文檢用日本・東洋・西洋教育史は本書一冊の精讀で十分である。

●安達 久先生著

◆菊判總布製 四百五十頁 定價參圓八拾錢 送料十八錢

新刊 輓近教育心理學提要 忽二版

本書はもと教育學術界誌上に二十數回に亘り連載して讀者諸君より熱狂的歡迎を受けた研究論文と著者が文檢教育科受験準備講習會に於て講義した稿本の全部とを基礎として之に改訂増補を加へ以て文檢受験用として編述したものである。既刊の心理學書は或は簡に或は繁に或は古く又は難解なるものが多い。爲めに一般受験者の失望して止まざる所である。殊に心理學は時代と共に急速に發展進歩しつゝあるが故に今日に於ては舊心理學の研究のみでは要をなさず又新心理學の研究のみに片する事も許さないのである。本書は以上の諸點に鑑み受験者をして最少の勞力を以て心理學全體の體系的知識を獲得せしめ將又心理學の總括用・ノート原本たらしめんが爲めに綜合的・系統的・要約的に苦心編述せるものである。殊に心理學思潮に關する叙述は本書の最も誇りとする所で類書では絶対に見られない特長である。受験者の必備書として薦む。

安達 久著 ●系統的 日本・東洋教育史(五版) 定價參圓九拾錢 送料十八錢

日本教育學術協會編輯 ●現代教育辭典(三版) 特價參圓九拾錢 送料十八錢

東京市本區 啓文社出版 振替 東京 三七八七番

●深谷賢太郎 先生著

◆菊判總布製
五百八十頁編入

定價參圓九拾錢

送料十八錢

好評
重版

提要 文檢修身科 の組織的研究

本書は、文檢修身科受験者の爲めに、其の試験科目たる倫理學、日本・東洋・西洋・倫理學史、實踐倫理、國民道徳及び四書の全局面に亘つて、その要點並に真髓を最も系統的に詳述せるもので、試験委員の學説は勿論、最新思潮をも加味して該科合格標準學力を示すと共に、左の特色を有す。(1)分析的綜合的、——重要問題及び學說の中心眼目を分析的に指摘すると共にこれを綜合して、飽くまで關聯統合的の知識たらしめることに努力した。(2)發展的・系統的、——重要な人物の思想或は學說等は、その發展し來つた経路と其の影響とを明かにして、前後の關係を最も系統的に叙述した。(3)概括的・要点的、——一學說若くは一問毎に、必ずその要約又は表解を附したるは勿論、巧に項目法をその全部に適用して要點把握に便ならしめた。(4)批判的・活用的、——章・節乃至一項目毎に、必ず試験委員の思想を中心として其の學說の批判を試み、以て一讀生きた體験的の知識を得しむることに力めた。——以上之れを要するに、本書の特色は、確實なる理解・聯絡ある知識の獲得・既得知識の整理・自在なる運用の四大綱領に基けるもので受験參考書として萬遺憾なきを期した點に在る。

文檢受験研究會編 ●文檢修身科教案提要

定價壹圓八拾錢

送料十二錢

深谷賢太郎 著 ●綜合四書詳説

定價四圓八拾錢

送料十八錢

渡部政盛 先生著

▲菊判總布製
五百六十頁

定價參圓九拾錢

送料十八錢

新提要 文檢教育科 の組織的研究

頭のいい悪いは、知識が整理整頓されてをるか否か、その點から直ぐに制定される。文檢に於ける合格不合格も、大抵これで決定されるやうである。受験者は要領よく組織立てられた知識をもつことを最も緊要とする。本書は舊著「教育科受験提要」を絶版し、其代りとして新に編著されたもので、ノート用總括用として、かなり苦心して作られたものである。加ふるに教育科目の全般に亘り最新の思想學說に立脚して作つたもの故、本書を熟讀玩味しさへすれば、内容的にも最も卓出妥當な知識を有することになり、どんな問題が出て来ても更に驚くことはない。行文平易、所説簡明、頭腦の優秀な者ならば、或は本書一冊だけで優に合格が出來やう。定評ある先生の最新最完備の受験用書として、必ずその座右に置かねばならぬものである。

(目次)第一編 心理學(特に最近の心理學を詳述す)。第二編 論理學(教育應用に注意す)各第三編 教育史(特に批判に注意す)。第四編 教育學(特に學習論及新學說に留意す)。第五編 科教授法(最新思潮を攝取す)。第六編 教育行政法(昭和四年現在の法令に依る)。第七編 最近教育思潮(あらゆる主潮、副潮、細潮を叙述し批判す)。——以上。

渡部政盛 著 ●問題中心文檢教育科解説

定價參圓八拾錢

送料十八錢

●會田慶司 先生 著

四六列總布製 四百頁函入 定價金貳圓 送料 十二錢

好評 新刊 現代教育思潮概説

本書は現代教育思潮の全般に關する諸説を最も論理的に叙述して、一讀直ちに各思潮の核心を把握するに便ならしめたるは勿論、該思潮の背景的思想の要點をもこれを抄録して他書を涉獵するの不便を避け、加ふるに各説に對する、批判は、所謂形式的・斷片的に陥ることなく、現代教育諸相に交渉して教育の本質に迫る切々熱愛の結晶を以てした。されば教育の原理に通曉せんとするもの、教育の實際を正しく眺めんとするもの、教育の現状を打開して光明を見出さんとするもの、苟も教育に關心するものは、須らく本書に接せられんことを望む。殊に文檢受験者にして膨大なる包量を必要とするものは、それらの内容及び統制原理又は形式を本書によつて示唆啓發せらるゝこと多きを信じて疑はない。乞ふ教育研究者の等しく座右に備へられんことを。

渡部政盛著 ● マルキシズム教育説と其批判

定價金貳圓 送料十二錢

渡部政盛著 ● 現象學と教育 (五版)

定價金貳圓 送料十錢

文檢受験準備指導叢書

水口賢壽著 ● 文檢修身科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	安達久著 ● 文檢教育科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	三浦圭三著 ● 文檢國語科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	藤井傳平著 ● 文檢漢文科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	井上孝一著 ● 文檢英語科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	柘植茂三郎著 ● 文檢數學科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	工藤暢須著 ● 文檢地理科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	目黒禧一著 ● 文檢日本史 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	泉安雄著 ● 文檢東洋史 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	三橋直禧著 ● 文檢西洋史 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	奥山錦洞著 ● 文檢習字科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	清水傳吉著 ● 文檢圖畫科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	井口亘著 ● 文檢動物科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	萩原貞一著 ● 文檢植物科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	森田保平著 ● 文檢生理衛生科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	谷島源十郎著 ● 文檢農業各科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	谷忠一著 ● 文檢家事科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	神谷ゆきへ著 ● 文檢裁縫科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	清水傳吉著 ● 文檢理科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	日高長平著 ● 文檢手工科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	北西操著 ● 文檢物理・化學科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	岩本岩次郎著 ● 文檢體操科 受験準備指導 定價三圓 送料三錢	岩部撓著 ● 文檢國民道徳要領解義 定價三圓 送料三錢	岩部撓著 ● 文檢國民精神興詔書解義 定價三圓 送料三錢
--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	------------------------------

弘前高等
學校教授

三浦圭三 先生著

◆四六判上製
◆四七〇頁

定價貳圓八拾錢

送料 十二錢

好評噴
忽七版

文檢國語科受験の指導

▼國語科受験者の最も期待せる受験準備指導書

本書は著者が去夏教育學術研究会の主催に係る文部省検定試験國語科受験準備講習會に於て講述し全會員に非常なる感銘を與へたる稿本に改訂増補を加へたるものである著者は夙に文檢國漢科に及第し高等教員試験令の制定後間もなく該試験を苦もなく通過せる秀才であり眞摯篤實なる少壯國學者である。著者の本書に於て説ける所は悉くその尊き體驗と明敏なる頭腦の所産たるは勿論本書を手にする程の者をして悉く自己と同列に引き上げずんば止まざる底の熱列さと誠實なる指導とに溢れてゐる。本書に依りて現代に於ける國語科の眞の準備の如何なる者なるかを知り確信を以て試験場に望まんと欲する人々は先づ系統的なる本書に依て進むべき方向と方法を習得せられよ。

佐々木藤之助著

● 文檢漢文科の組織的研究

菊判上製五五〇頁
定價參圓九拾錢
送料 十八錢

橋文七著

● 總括 文檢國語科設問準備精説

四六判上製七〇〇頁
定價參圓拾錢
送料 十六錢

安達

久生 新著

◆四六判上製
◆五百五十頁

定價貳圓八拾錢

送料 十二錢

五版
好評噴々

文檢教育科受験の指導

毎年教育科の受験者が四五百を下らないであらうに合格者は然も僅かに其の割の四五十名に過ぎぬ。失敗の原因は奈邊にあるや、其は合格の秘訣とも云ふべき準備・研究の要領を心得ざるに依る。本書は著者の體驗に依る眞の準備法・研究法を要領よく全般に亘り詳述したもので本書の指導に依つて準備せんか合格疑なしである。先づ店頭の實物並に左記目次に就きて本書の眞價を知られよ。愈々内容充實指導書として完璧せるものである。

要次目

第一編 緒論—第一章 文檢の性質—第二章 教育科と教育者—第三編 檢定委員論—第一章 序説—第二章 檢定委員論—第三章 參考書選擇の必要—第四章 基礎學科の參考書解説—第五章 教育科參考書解説—第六章 研究法概論—第七章 讀書法—第八章 各科の連絡法—第九章 發表法—第十章 相互研究法—第十一章 ノート法—第十二章 解答練習法—第十三章 問題研究法—第十四章 研究法各論—第十五章 論理學の研究に就て—第十六章 心理學研究に就て—第十七章 教育史の研究に就て—第十八章 教育學概論の研究に就て—第十九章 教育思潮の研究に就て—第二十章 教授法の研究に就て—第二十一章 管理法の研究に就て—第二十二章 受験の實際—第二十三章 出願に就て—第二十四章 備考試験に就て—第二十五章 本試験に就て—第二十六章 附録—第一教育科試験問題集—第二高等教員檢定試験に就て—第三高等教員試験問題集—第四高等教員受檢記—第五文檢受験の要領

現代教育辭典

◆日本教育學術協會編

◆新四六判總六號
三段組九百頁

◆定價四圓五拾錢 送料十八錢
特價參圓九拾錢

新刊◆忽ち三版

本書は流轉して止まざる時代の進運に伴ふべく、編纂員が數年間の努力と熱血とを注いで、茲に編纂完成したる現代唯一の最も嶄新なる教育辭典である。記述の範圍は現代を中心とする教育理論を始めとして哲學・美學・宗教・倫理・社會等に關する知識は勿論、生物・心理・兒童學等も教育に關係あるものは細大これを漏らす所なく網羅した。殊に本書の最も誇りとする所は、現代の教育家に比較的必要性の乏しい骨董的の學說や教育事實等を簡叙しこれに反し必要性の多い部分は丁寧明瞭に敘述したこと、よく其の要點骨子を掴み一讀何人にも理解し易からしむるやうに努力したこと、一々内容の綿密なる校合を經たる點に於て記事の正確を保證し得ることである。なほ本書は現代教育實際の新思潮や學校經營の方法等に至るまで餘す所なく其の要點を掲げた點と、學說及び史實等に關する記述の標準を大體に於て文檢程度たらしめた點とに於て、一般教育者の好侶伴たる共に文檢受驗者のノート作製並に師範上級生の一般的修養上必要缺くべからざる寶典たることを敢て斷言し得るのである。現代唯一の嶄新・且低廉なる本辭典を速に座右に備へよ。

店書社文啓

六六の二町元區郷本市京東 兌發
番六七七八三京東金貯着振





